

旬刊  
2018年10月  
上旬号

# 福利厚生

ISSN1343-568X  
No.2257

特集

2018年版

## 老後生活費は確保できるか

厚労省 2017年度

### 厚生年金の収支決算の概要

社会保障の給付と負担への考え方(厚労省調べ)

厚労省 16年度/17年度

### 介護保険の受給者数、費用・給付額

内閣府 生涯学習に関する世論調査

雇用者の生涯学習、学び直しの状況

厚労省 国民健康・栄養調査 2017年

糖尿病の疑いは男性の18%,睡眠不足は2割

労働者のメンタル情報の取り扱いに指針(厚労省)

厚労省 2018年

### 保育所の定員数と待機児童解消プラン

人口動態統計の確定数まとまる(厚労省 2017年度)

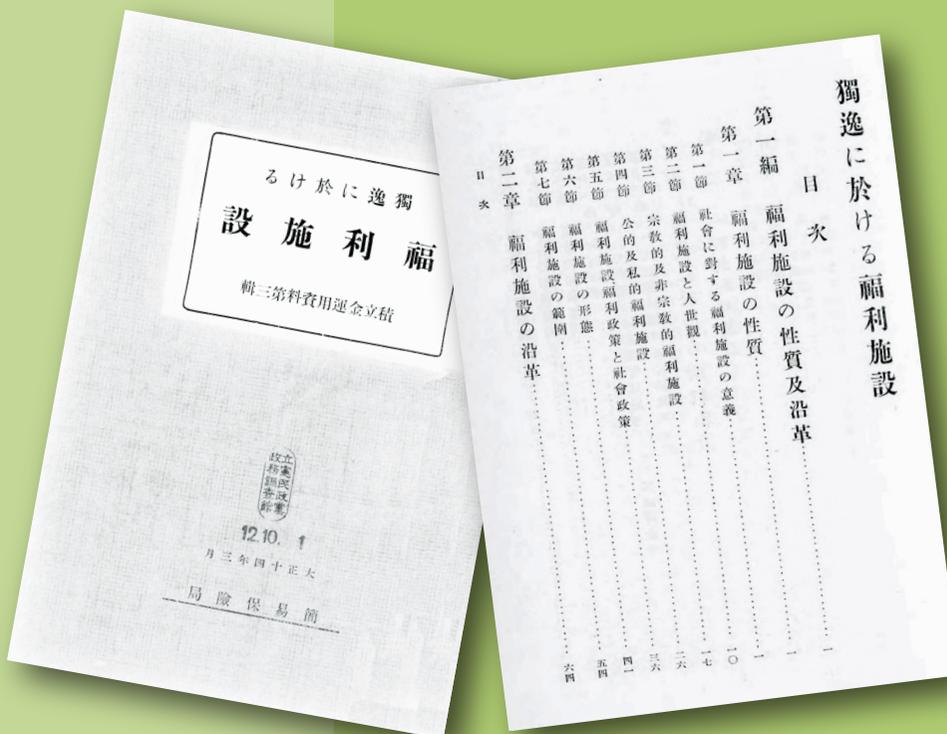
概算医療費は42.2兆円(厚労省 2017年度)

消費者物価指数(全国8月分, 都区部9月分)

福利厚生関連指標(2018年10月分)

福利厚生アラカルト(9月下旬分)

福利厚生遺産を歩く(その36 牛久シャトー)



### 福利厚生関連史資料 シリーズ④

#### 獨逸に於ける福利施設

本書は1921年にドイツで発刊された調査報告書。わが国の簡易保険局が邦訳し刊行した。社会保障や宗教的福祉事業から工業主の福利施策まで当時のドイツの福祉的施策を網羅した。工業主の福利施設については、給付、貸付、貯蓄、保険、産婦救済、寡婦・孤児救済を主流としてあげる一方で、社会保障の拡充に伴い漸次価値が減じていること、施策を忌避する傾向が高まっていることを報告している。(1925年刊)

(国立国会図書館蔵)

## 特集

2018年版

## 老後生活費は確保できるか

1 必要原資 ゆとりある老後生活の原資	7
2 老後生活費 必要生活費とゆとりある生活費	9
3 家計収支 高齢者世帯の家計収支バランス	11
4 貯蓄 実質貯蓄額と貯蓄の最低目標額	16
5 年金 公的年金の水準と高齢者のゆとり感	18
6 住宅 老後生活を支える高齢者の住宅事情	22
7 健康・介護 高齢者の健康と介護費用	23
8 生活設計 老後の生活設計への取り組み	26
9 生活満足度 生活環境と生活の満足度	27
10 雇用 雇用・就業環境と就業意欲	29
11 就業収入 高齢者の就業収入と生活効果	31

## 年金収支

厚労省 2017年度

厚生年金の収支決算の概要	35
--------------	----

## 社会保障

社会保障の給付と負担への考え方 (厚労省調べ)	37
-------------------------	----

## 介護保険

厚労省 16年度/17年度

介護保険の受給者数, 費用・給付額	41
-------------------	----

## 生涯学習

生涯学習に関する世論調査 内閣府

雇用者の生涯学習, 学び直しの状況	46
-------------------	----

## 健康・栄養

厚労省 国民健康・栄養調査 2017年

糖尿病の疑いは男性の18%, 睡眠不足は2割	49
------------------------	----

## 個人情報

厚労省

労働者のメンタル情報の取り扱いに指針	55
--------------------	----

## 保育所

厚労省 2018年

保育所の定員数と待機児童解消プラン	60
-------------------	----

## 人口動態

人口動態統計の確定数まとまる (厚労省 2017年度)	61
-----------------------------	----

## 概算医療費

概算医療費は42.2兆円 (厚労省 2017年度)	62
---------------------------	----

## 物価指数

消費者物価指数 (全国8月分, 都区部9月分)	63
-------------------------	----

## 指標

福利厚生関連指標 (2018年10月分)	65
----------------------	----

## アラカルト

福利厚生アラカルト (9月下旬分)	40
-------------------	----

## グラビア

福利厚生遺産を歩く (その36 牛久シャトー)	3
-------------------------	---

正門すぐの洋風レンガ造りの「旧事務室」、現在は一般公開されていないが、シャンデリアなどがあり迎賓館としての役割があった



旧事務室の真ん中は旧醸造場へと繋がる通路となっており、通り抜ける際に「シャトー D.KAMIYA (傳兵衛・神谷)」の文字を目にすることができる(上写真丸囲み)



#### 牛久シャトーの概況

名称	牛久シャトー
所在地	茨城県牛久市
設立	1903年(明治36年)
現所有者	オエノンHD



#### 施設の概要

1903年開設。併設された葡萄園の葡萄を使いワイン醸造を行っていた。63年の醸造中止まで60年近く操業を続け、本格的(栽培、醸造、貯蔵、瓶詰めまでの一貫工程)なワイン醸造場としては日本最古との声もある。96年に再整備され「食のレジャー施設」として、現在でも多くの観光客が訪れる。

**福利厚生遺産を歩く (その36 牛久シャトー)**

茨城県牛久市に所在する牛久シャトーは、明治時代の事業家・神谷傳兵衛によって明治36年に設立された民営のワイン醸造場だ。

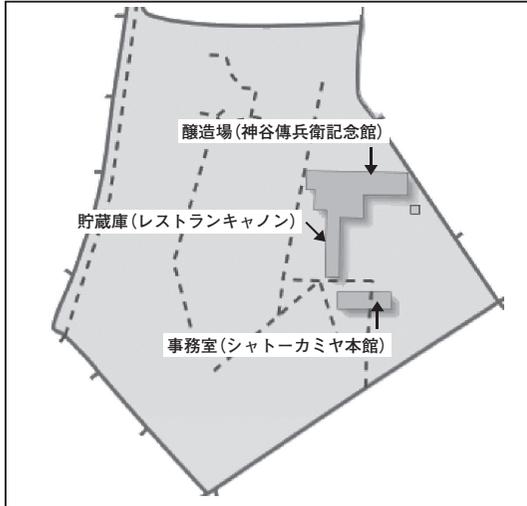
設立当時は「牛久醸造場」もしくは創業者の名前を取って「シャトーカミヤ」の名称でワイン原材料の葡萄の育成からワインの醸造までを一環して行なっていた。

JR常磐線牛久駅を降りて10分ほど歩くと牛久シャトーに到着する。正門を抜けると、まず目に入るのは「旧事務室」だ。旧事務室はフランス・ルネッサンス様式のレンガ造りの2階建の建物でレンガの朱色と純白のファサードが映え、日本であることを忘れるほどのインパクトがある。

旧事務室は事務スペースとして使われていたのは1階の一部のみで、その他のスペースは和室など来客者の応接のための施設として活用されていた。

重要文化財認定を受けている牛久シャトーの施設

( ) 内は現在の名称



牛久シャトーの施設一覧、現存建造物

名称	面積 (坪数)	現存	
事務室	209	○	
醸造場	486	○	
貯蔵庫	120	○	
洗滌場	45		
ボイラー室	8.7		
地下室苗木場	44		
びん置場	12		
勝手場	39		
フランクホールブラック製造場	6		
加里製造場	3.5		
第一区役宅	延べ16棟	}	
第二区役宅			22
構内役宅			36
園丁定住農舎馬舎			88
		—	

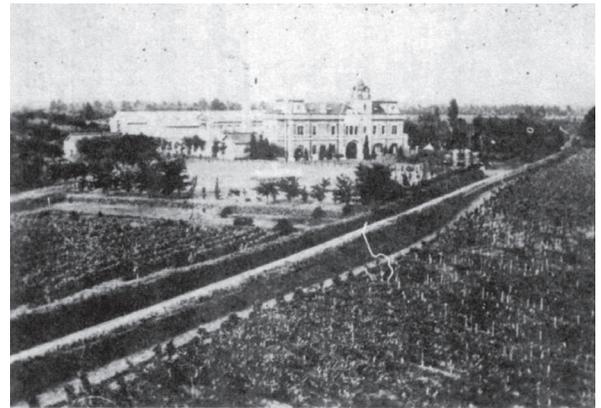
「日本のワイン王」とも呼ばれた初代・神谷傳兵衛\*



現在は、レストラン等があり遠方からの訪問客で賑わう



大正時代の牛久シャトー、広大なぶどう園に囲まれている\*



特に2階はその性質が強く、全室が洋風インテリアで統一され、大ホール、貴賓室などが設けられていた。大ホールには飾り食器棚、飾り棚付き暖炉、シャンデリアなど高価な調度品が置かれ、賓客向けの迎賓館として整備されていた。旧事務室は一般公開されておらず、外見を眺めるだけだが、壮麗さが目に残る。旧事務室の中央には奥にある旧醸造場へと至るトンネル通路となっている。その昔は葡萄園で収穫した葡萄を運ぶためのトロッキの軌道だった。トンネルを抜ける際に上を見上げると、半円形アーチには「CHATEAU D.KAMIYA (シャトー傳兵衛・神谷)」と記されている。

旧醸造場は旧事務室と同様にレンガ造りの洋風建築2階建ての建物で、現在は「神谷傳兵衛記念館」となっている。1階は巨大なワイン樽が置かれており、かつての醸造場として使われていた時代を再現している。2階は傳兵衛とシャトーカミヤの歴史を伝える資料館となっており、「日本のワイン王」と呼ばれた傳兵衛の人となりや起業家としての足跡をたどることができると。

傳兵衛は明治6年・17歳の時に働いていた横浜にあったフランス人経営の醸造所で初めてワインと出会った。重病でベッドから動けなくなった傳兵衛に主人がワインを薦め、それを飲むとたちまち病気が治癒した。この経験が神谷にワインを強く印象づけた。

明治維新により海外との通商が可能となると人々は舶来物に飛びつき、貿易収支は輸入が輸出を上回った。政府はこうした状況に対し殖産興業を奨励、輸入品の国内生産への転換を図った。

洋酒消費量の増加を受け、ワインも国産化の努力が払われ、明治13年には現在の兵庫県加古郡に官営の播州葡萄園が設けられた。

しかし、これらの試みは病虫害の発生、大雨・台風等の風水害により、開設から10年

現在は神谷傳兵衛記念館として活用されている「醸造場」



「ワインセラー」は明治44年頃増設の建物を活用



記念館1階は発酵室を再現、多くの醸造樽が往時を偲ばせる



結婚式場の「チャペル」は1997年建設と新しい



を經たずして頓挫した。

一方、傳兵衛は働いていた醸造所を2年余りで辞めた後、東京・麻布で濁り酒の引売り（移動販売）に従事。資金を蓄えると明治13年には東京・浅草に濁り酒の一杯売屋「みかはや銘酒店」（郷里の三河国から名付けた）を開業した。

店は大いに繁盛し、これを契機に酒精輸入販売、酒精製造と次第に事業を拡大していった。

事業の成功によりワイン国産化の夢をかなえるための資金を手にした傳兵衛はまず自らの養子である神谷伝蔵（2代目・神谷傳兵衛）をワインの名産地であるフランス・ボルドー地方に派遣、実地で葡萄樹の栽培、压榨機などの機会の操作習熟、醸造技術などを学ばせた。

3年後、専門書籍・醸造道具・土壌サンプルなどを携えた伝蔵が帰国すると、傳兵衛は醸造場の開設に踏み出す。葡萄栽培に適した土壌、大規模消費地である首都圏へのアクセス性、土地の価格と入手性を検討し、茨城県稲敷郡牛久村に一六〇ヘクタールの広大な原野を購入した。

伝蔵が帰国した翌年にはボルドーから取り寄せた葡萄樹を植えた「神谷葡萄園」を開設した。

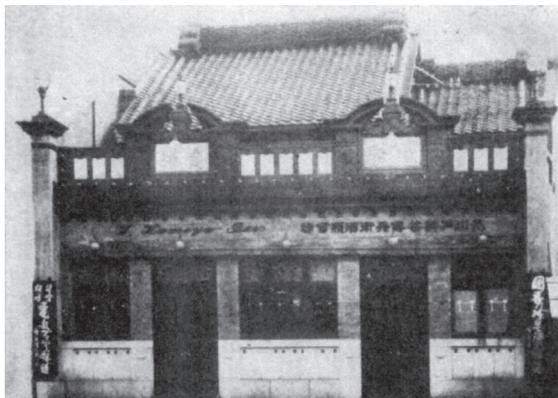
シャトー・カミヤでのワイン製造はフランス・ボルドーでの葡萄栽培、ワイン醸造のノウハウを忠実に再現するところから始められた。

当時、国内では葡萄栽培の経験者がいなかったことから、まず知識と経験を身につけさせることに重点が置かれ、労働者の長期定着が重視された。

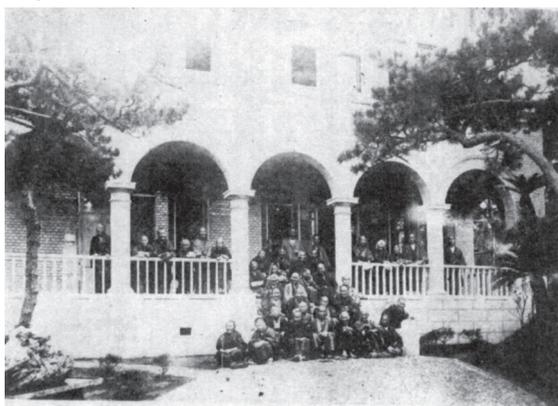
そのため、葡萄の生産を担う園丁は牛久居住・身体頑健・妻帯者で夫婦ともに葡萄園で働くことができるという条件で募集された。

園丁達は、業務請負制で働いており、夫婦1組に対して3ヘクタールの葡萄畑が割り当てられ、道具・肥料・材料は全て支給された。10家族20名程度が働いていたとされる。

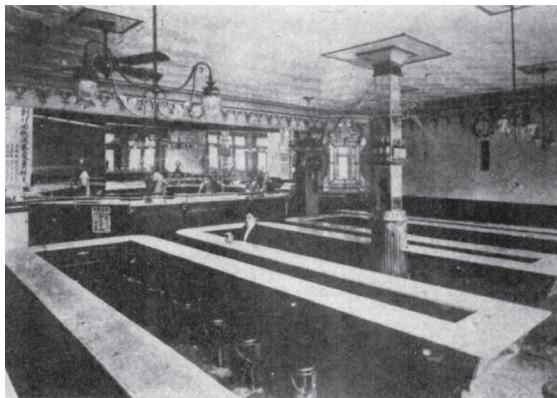
1912年（明治45年）に開業した浅草の初代「神谷バー」\*



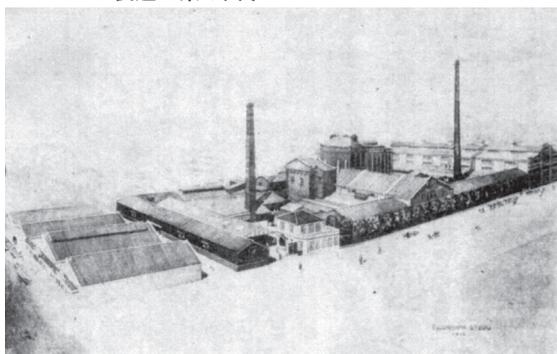
千葉県稲毛の神谷傳兵衛の別荘，現在は市に寄贈されている\*



神谷バーの店内，安価に洋酒を提供し繁盛した\*



牛久シャトーの成功後，北海道旭川に巨大な工場を設け，アルコール製造に乗り出す\*



\*の写真はすべて1921年発刊の「神谷傳兵衛（坂本箕山著・日新印刷株式会社刊）」より

園丁達の労働意欲を高めるために様々なインセンティブが与えられていた。固定給のほか規定以上の収穫があった場合はすべて葡萄園が買い取ることとされた。

園丁達には最大で資本金の10分の4に相当する株式が与えられており、配当益のほかに株主として経営に参画する権利が認められた。

福利厚生施策としては、住宅や褒賞制度、奨学制度などがあった。住宅は幹部社員用の第一区役宅22坪、第二区役宅36坪、構内役宅33坪と園丁用の「園丁定住農舎馬舎」が合計で16棟あった。

葡萄の収穫が始まると園に併設された仮醸造所で試験醸造が繰り返された。明治34年に初めて赤、白ワインの醸造に成功した傳兵衛は明治36年に牛久醸造場を開設した。

旧醸造場の見学経路をたどっていくと、ゴールはワインセラー・ワイン販売所となっている。フランス、イタリア、アメリカと世界各国のワイン産地のワインが取りそ

ろえられる傍らには、牛久シャトーの現在の所有者であるオエノン（旧合同酒精）社が国内で生産するワインや牛久シャトー内で醸造されたワインも販売されている。

ワインセラーを出ると右手側には1階建ての縦長の建物がある。かつて醸造したワインを保管した「旧貯蔵庫」だ。現在はレストラン・キャノンとして活用されている。ワインセラーで購入したワインはここで料理と一緒に味わうこともできるとのことだ。

現在、牛久シャトーは「食のレジャー施設」を標榜し、醸造場見学、ワインシヨッピング、バーベキュー、ディナーが楽しめるようになっていく。ミュージアムではオエノン社が販売した各種銘柄の酒類が展示されており、見るだけで楽しい。1997年には結婚式ができるチャペルも建設され、近隣住民はもとより遠方から訪れる人も多いという。都心から近いこともあり、一度訪れて頂きたい。

（文責・本誌）

# 老後生活費は確保できるか

— ゆとりある老後生活費には大卒で1,033万円の追加資金が必要 —

老後生活費の確保が、大きな関心事になっている。把握できた直近のデータから本誌が推計したところによると、ゆとりある老後生活のためには、老親介護など特別な出費がなくて本人が健康であれば、退職金とは別枠で85歳まで生存すると、大卒で1,033万円、高卒で1,409万円の資金を65歳の年金支給時まで確保しておく必要があることがわかった。

## 1 必要原資 ゆとりある老後生活の原資

老後生活のための費用を標準的な老齢厚生年金とモデル退職金だけで賄う前提で試算してみた。モデル退職金の水準は、大卒1,980万円、高卒1,602万円だった。これに退職金の65歳までの運用益と実質貯蓄保有額を加えると、大卒で2,076万円、高卒で1,680万円になる。

### ■ ゆとり原資は3,060万円

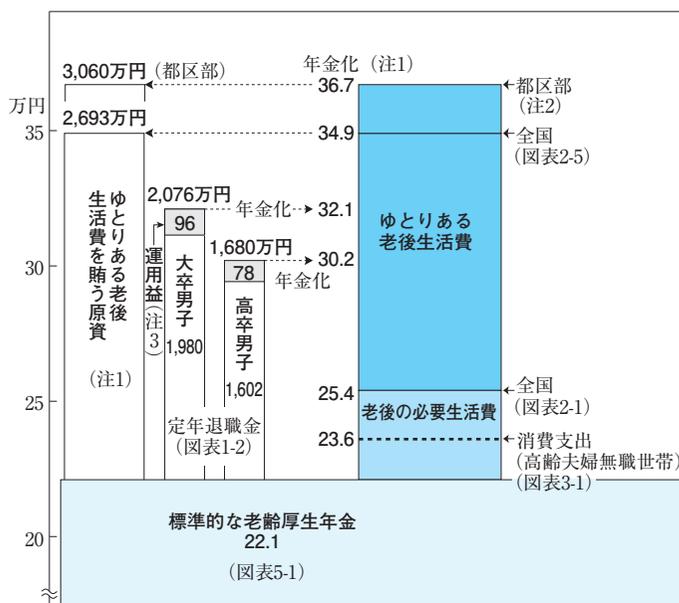
図表1-1は、ゆとりある老後生活に必要な原資と標準的な老齢厚生年金+退職金+退職金の65歳までの運用益との対比をみたもので、必要な原資

の確保が容易ではないことを示している。

標準的な老齢厚生年金22.1万円だけでは、高齢夫婦無職世帯の消費支出を賄うのさえ困難で、後掲図表2-1の全国平均の老後の必要生活費25.4万円には3.3万円不足する。ただし、老齢厚生年金

に退職金とその運用益を加えれば確保できる資金は、大卒で32.1万円、高卒で30.2万円になる。健康であれば計算上はほとほとどの生活水準が確保できる。

図表1-1 老後生活費はどこまで確保できるか (18年版)



注1 ゆとりある老後生活費 (都区部36.7万円、全国34.9万円) を賄うために必要な原資の計算および定年退職金の年金化の計算は、受取期間20年、配当率年1.5%、65歳から20年後 (85歳) に残金ゼロで計算

※60~64歳の5年間は定年退職金と貯蓄には手をつけず稼働収入、雇用保険などでプラス・マイナスゼロの生活をすると仮定。5年間の消費支出を賄うために1,563万円が必要 (17年の60~64歳の勤労者世帯の消費支出319,146円÷世帯人員2.45人×2人×12月×5年) ※厚労省の「賃金構造基本統計調査」によると、17年の60~64歳の (所定内給与×12+年間賞与) ÷12は非正規男性で24.5万円であり、消費支出を下回る賃金となっている

2 ゆとりある老後生活費の都区部は総務省「小売物価統計調査」(17年)の地域差指数 (全国100、都区部105.1) で計算

3 運用益は60歳時の定年退職金を64歳まで年利回り1.5%で運用したときの利息受取額

## ■モデル退職金は大卒で1,980万円

各種調査からモデル退職金の平均値を単純平均で求めると図表1-2のようになった。大手企業中心の経団連、中労委は、大卒、高卒とも1,500万円を超えているが、中小企業を含めた厚労省、中小企業中心の東京都調査では、ともに水準が低い。

4調査機関の平均値は、このところ低下しており、大卒1,980万円、高卒1,602万円だった。

## ■不足額は大卒で813万円

前掲図表1-1では、都区部でのゆとりある老後生活費を月額36.7万円と見積もった。これを65歳からの20年間継続して確保するためには、65歳時点で老齢厚生年金のほかにいくらの資金が必要になるかを計算すると、配当率1.5%と仮定して3,060万円になる。

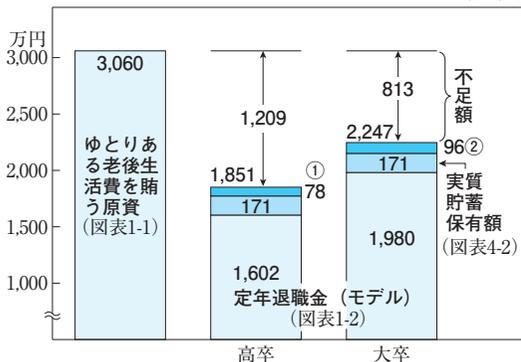
図表1-3は、リタイア時までには調達する必要がある3,060万円に対し、退職金（運用益含む）と実質貯蓄保有額を合わせた実際の準備額がどこまで到達しているかをみたもので、大卒では813万円

図表1-2 モデル定年退職金は大卒で1,980万円 (万円)

調査機関	高卒	大卒	調査年
日本経団連	2,048	2,374	16年
中労委	1,792	2,249	17年
厚労省	1,484	2,156	13年
東京都	1,083	1,139	16年
平均（単純平均）	1,602	1,980	-

注 厚労省、中労委は勤続35年者への支払額、東京都は中小企業（300人未満）勤務者、中労委、厚労省の高卒は生産職

図表1-3 ゆとりある老後の生活費の原資には高卒で1,209万円、大卒で813万円不足 (18年版)



注 本誌試算、原資には老齢厚生年金受給額を除く、実質貯蓄保有額は生命・損害保険保有額を除く、50歳代、①②は60～64歳の退職金の運用益

円、高卒では1,209万円不足する計算になる。

不足額を解消するためには、さらに貯蓄に励むか、60～65歳あるいはそれを超える期間引き続き就労して稼得収入によって貯蓄を積み上げ老後の無職期間を短縮するしかない。

## ■65歳以上人口は18年で3,561万人

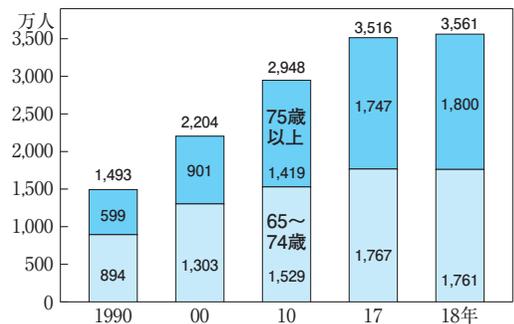
図表1-4は、65歳以上人口の推移をみたものだが、90年に1,493万人だったものが18年には2.4倍の3,561万人に急増した。75歳以上の割合が増えるなど、内部でも変化が起きている。

65歳以上人口に占める雇用者数の割合は15年には10.3%だったが、17年には11.6%に達した。

人口全体に占める65歳以上人口の割合（65歳以上人口率）も上昇を続けている。総務省の推計によると、15年に25.1万人だったものが17年には28.1%に達した。

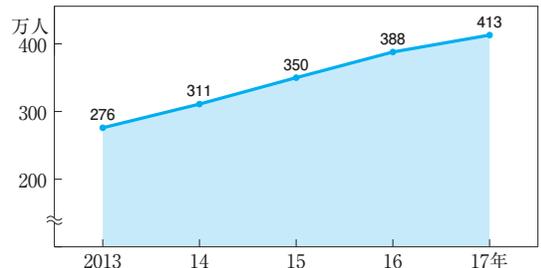
人口の高齢化は今後も継続する見込みで、老後生活期間も長期化する。長い老後生活に必要な費用をどのように確保するかは、世代共通のテーマになっている。

図表1-4 65歳以上人口



注 総務省、18年は国立社人研推計、雇用者数は17年で65～74歳370万人、75歳以上42万人（労働力調査）

図表1-5 65歳以上の雇用者数



注 総務省「労働力調査」（非農林業）、役員を除く

## 2

# 老後生活費 必要生活費とゆとりある生活費

老後の必要生活費とゆとりある生活費の水準は横ばい状態にある。15～17年平均で、必要生活費は25.4万円であり、17年の高齢夫婦無職世帯の消費支出23.6万円を1.8万円上回る額だった。ゆとりある生活費は36.7万円（都区部）で、必要生活費の1.4倍を示した。

### ■ 老後必要生活費は25.4万円に

老後の必要生活費をアンケートした各種調査の集計結果は図表2-2のようになった。アンケート調査は、毎年実施されているもの、一定間隔で実施されているもの、不定期実施のものなどがあり、17年は3調査機関の結果が得られたが、調査機関が1カ所という調査年もある。

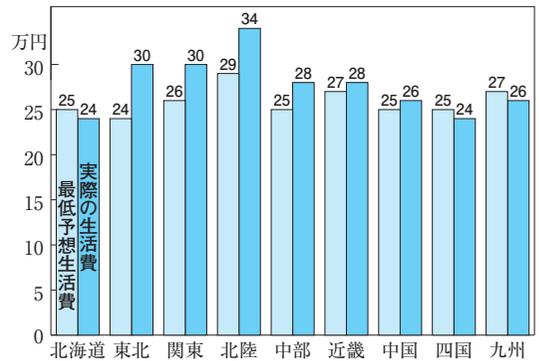
そこで、図表2-1では、サンプルが少ないこと、調査年で金額のブレが大きいことなどから、調査

年とその前2年間の3年平均で水準をみることにした。この結果、近年の必要生活費の水準は横ばいで推移している。

基礎となった各調査機関のアンケート結果から集計した必要生活費は15～17年の平均で図表2-1のとおり25.4万円だった。

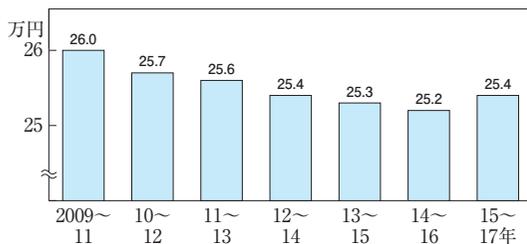
図表2-3 最低予想生活費と実際の生活費

(15～17年平均)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」、平均の最低予想生活費は世帯主60歳未満（全国平均26万円）、実際の生活費は世帯主60歳以上（全国平均28万円）

図表2-1 老後の必要生活費



注 図表2-2より調査年を含む3年間の平均

図表2-2

老後の必要生活費（夫婦1カ月当たり）

(万円)

調査機関	2007年	08年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
金融広報中央委員会	28.0	27.0	27.0	26.0	27.0	27.0	28.0	27.0	28.0	27.0	27.0
生命保険文化センター	24.2			22.3			20.0			22.0	
日本生命保険											27.6
労働政策研究・研修機構			27.9		26.8			27.0			
ゆうちょ財団							24.9		25.2		25.4
地域社会ライフプラン協会			25.9						25.2	24.8	
日本FP協会	22.1										
連合等		27.5						23.8	23.8	23.7	
高齢・障害・求職者支援機構				25.0							
平均（単純平均）	24.8	27.3	26.9	24.4	26.9	27.0	24.3	25.9	25.6	24.4	26.7

注1 全国平均

2 金融広報中央委員会は「家計の金融行動に関する世論調査」（世帯主60歳以上の2人以上世帯）

3 生命保険文化センターは、「生活保障に関する調査」

4 日本生命保険は18年調査

5 労働政策研究・研修機構は「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」（09年，男性）、「高齢者の継続雇用等，就業実態に関する調査」（11年，男性）

6 ゆうちょ財団は「家計における金融資産選択に関する調査」（世帯主が公的年金未受給の世帯，（ ）内は13年の「家計と貯蓄に関する調査」の65歳以上になったときの予定額（本誌試算，分布の中間値より，10万円未満は5万円，50万円以上は60万円と仮定，集計には含めず）

7 地域社会ライフプラン協会は同協会調査結果より本誌推計，15年は退職者の1カ月当たり生活費，16年は50歳代の予想額

8 日本FP協会は「50代給与所得者のセカンドライフと退職金に関する意識調査」より本誌推計

9 連合等は，08年が基幹労連調査，14年，16年が連合調査

10 高齢・障害・求職者支援機構は「団塊世代の就業・生活意識実態調査」（男性，本誌推計）

## ■関東では実際の生活費は30万円

金融広報中央委員会では、老後の最低予想生活費と60歳以上世帯の実際の生活費を毎年アンケート調査している。各年の結果にブレが大きいため3年平均でみると図表2-3のとおりだった。

全国平均は最低予想生活費が26万円、実際の生活費が28万円で、最低予想生活費が実際の生活費を下回った。関東地方では、最低予想生活費26万円に対し、実際の生活費は30万円だった。地域別でも、四国、九州を除き同じ状況にある。

最低予想生活費は世帯主が60歳未満のいわば老後予備軍の「予想」額であり、60歳以上者が回答した実際の生活費は、「予想」より高額だった。

## ■ゆとりある老後の生活費は34.9万円

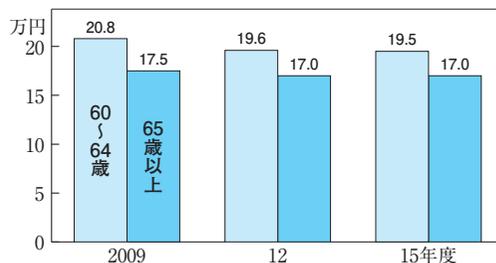
ゆとりある老後の生活費のアンケート実施機関は、皆無だった年、1カ所だった年も珍しくない。

14年は皆無だったため、図表2-6の脚注5のとおり、前掲図表2-1の11～13年の結果25.6万円に対する図表2-5のゆとりある老後生活費の14～16年平均35.0万円の倍率1.37を図表2-1の13～15年の平均25.3万円に乗じて求めた。

老後の生活費を集計している生命保険文化センター調査には、図表2-2の脚注3のとおり、ゆとりある老後生活費そのものを聞いた調査①と、公的年金受給額のほかにあといくら必要かを聞いた調査②とがある。

例えば図表2-4の15年度調査では、65歳以上者は年金のほか17万円必要だとしたが、本誌では、

図表2-4 常雇被雇用者が公的年金以外に最低必要と考える老後生活費



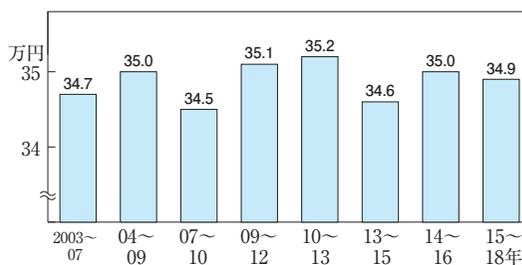
注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

これに15年の夫婦世帯の標準的な老齢厚生年金月額22.1万円を加えた39.1万円をゆとりある老後生活費として表示した。

ゆとりある老後生活費に関するアンケート実施数は、前述のとおり、きわめて少ない。そこで、金額のブレを小さくするため、図表2-1と同じ考え方により調査年とそれ以前の調査2回分を加えた3回分の平均を求めた。

結果は図表2-5のようになった。13～15年の平均は34.6万円、14～16年の平均は35.0万円であり、15～18年の平均も34.9万円だった。

図表2-5 ゆとりある老後の生活費



注 図表2-6より調査年を含む3回分の平均

図表2-6

ゆとりある老後の生活費 (夫婦1カ月当たり)

(万円)

調査機関	2003年	04年	07年	09年	10年	12年	13年	14年	15年	16年	18年
生命保険文化センター①		37.9	37.9		36.6		35.4			34.9	
②	32.6			37.3 30.1		36.4			38.1		38.0
地域社会ライフプラン協会							32.3		32.1		31.3
ゆうちょ財団			30.5								
日本FP協会											
平均 (単純平均)	32.6	37.9	34.2	34.3	36.6	37.6	35.4	34.7	35.1	34.9	34.7

注1 以下を除き図表2-2の脚注に同じ (表示のない年は該当する調査がなかったことを示す)

2 生命保険文化センターの②は「生命保険に関する全国実態調査」、09年は09年の平均値16.4万円+08年総務省「家計調査」の夫65歳以上・妻60歳以上のみで構成する無職世帯の公的年金月額20.9万円、12年は平均値15.8万円+11年の同世帯の年金月額20.6万円、15年は16.0万円+22.1万円、18年は15.9万円+22.1万円

3 地域社会ライフプラン協会は男50～54歳の場合を同協会調査結果より本誌推計

4 ゆうちょ財団は「家計と貯蓄に関する調査」の公的年金でまかなえる65歳以上の世帯支出より本誌試算、分布の中間値より、100%超を除く、家計支出の額は公的通算でまかなえる年から

5 14年の平均は図表2-1の11～13年の各年平均の25.6万円に対する図表2-5の14～16年の各年平均の35.0万円の倍率1.37を図表2-1の13～15年の平均25.3万円に乗じて本誌推計

## 3

## 家計収支

## 高齢者世帯の家計収支バランス

高齢者世帯の家計収支バランスは、高齢勤労者世帯を除き赤字が常態化している。高齢夫婦無職世帯の世帯人員1人当たりの消費支出は全勤労者世帯平均の1.26倍だった。65歳以上の単身高齢無職世帯の可処分所得は10.4万円、消費支出はこれを上回る14.2万円だった。

## ■ 高齢夫婦無職世帯の実収入は20.9万円

主な高齢者世帯の17年の家計収支は図表3-1のとおりだった。

実収入は、世帯主が65歳以上の勤労者世帯の41.2万円（前年比5.3%）が最も高額で、夫65歳以上・妻60歳以上のみで構成する高齢夫婦無職世帯が20.9万円（同△1.7%）、65歳以上の単身高齢無職世帯が11.7万円（同△4.9%）だった。

17年の勤労者世帯の世帯人員1人当たり実収入53.4万円を100とすれば、世帯主が65歳以上の勤

労者世帯が100.2、高齢夫婦無職世帯が65.6、高齢単身無職世帯が73.2の水準だった。

## ■ 高齢夫婦無職世帯収入の92%が社保

世帯主が65歳以上の高齢者世帯の17年の実収入の構成は図表3-2のようになった。

2人以上の勤労者世帯では、勤め先収入が92.5%を占めたが、世帯主が65歳以上の勤労者世帯では社会保障給付が32.4%、世帯主が65歳以上の無職世帯では同89.3%、高齢夫婦無職世帯では同91.7%、高齢単身無職世帯では同94.3%だった。

図表3-1

高齢者世帯の家計収支

(17年、千円)

区 分	勤労者世帯		高齢無職世帯	
	全年齢	世帯主が65歳以上	夫65歳以上・妻60歳以上のみで構成	65歳以上の単身
世帯人員 (人)	3.35	2.58	2.00	1.00
有業人員 (人)	1.74	1.71	0.08	0.0
世帯主の年齢 (歳)	49.1	68.5	75.3	76.1
持ち家率 (%)	79.5	91.9	94.8	83.3
<b>実 収 入</b>	<b>533.8</b>	<b>411.8</b>	<b>209.2</b>	<b>116.6</b>
勤め先収入	493.8	264.2	4.2	-
世帯主収入	419.4	224.1	-	-
配偶者収入	65.3	25.0	4.2	-
うち女	64.3	24.9	4.2	-
事業・内職収入	2.6	6.7	4.0	1.0
他の経常収入	29.4	135.4	196.0	112.0
社会保障給付	28.0	133.3	191.9	110.0
<b>可処分所得</b>	<b>434.4</b>	<b>348.7</b>	<b>181.0</b>	<b>103.9</b>
<b>実 支 出</b>	<b>412.5</b>	<b>354.3</b>	<b>263.7</b>	<b>154.3</b>
消費支出	313.1	291.2	235.5	141.5
食料	74.6	76.6	64.4	35.3
住居	18.5	17.7	13.7	14.6
光熱・水道	21.2	22.8	19.3	12.9
家具・家事用品	11.6	13.4	5.4	5.9
被服・履物	13.2	9.9	6.5	3.8
医療保健	11.5	14.8	15.5	7.9
交通通信	49.6	40.3	27.6	13.0
教育	19.1	0.7	-	0.0
教養娯楽	30.5	27.4	25.1	16.8
その他の消費支出	63.9	67.5	54.0	31.4
交際費	18.2	27.6	27.4	17.8
非消費支出	99.4	63.1	28.2	12.7
<b>黒 字</b>	<b>121.4</b>	<b>57.6</b>	<b>△ 54.5</b>	<b>△ 37.7</b>
金融資産純増	97.9	58.9	△ 37.7	△ 26.7
平均消費性向	72.1	83.5	130.1	136.2

注 総務省「家計調査（家計収支編）」、主な費目のみ

高齢無職世帯の家計は、社会保障給付がなければ成り立たないのが実態だった。

### ■ 保健医療は勤労者世帯の2.3倍

世帯人員1人当たりの家計収支を、夫65歳以上・妻60歳以上のみで構成する高齢夫婦無職世帯と全勤労者世帯とで比較すると、17年は図表3-3のようになった。

実収入は66.5だったが、消費支出は125.9で、全勤労者世帯を上回った。

消費支出の費目別指数では、被服・履物、交通通信、教育は全勤労者世帯を下回ったが、これ以外の費目は高齢夫婦無職世帯が上回った。なかでも、保健医療は2.28倍を示した。

### ■ 高齢夫婦無職の消費性向は130.1

可処分所得に占める消費支出の割合である平均消費性向は17年で図表3-4のようになった。

世帯主が65歳以上の勤労者世帯は83.5だったが、高齢夫婦無職世帯は130.1、単身高齢無職世帯は136.2と、それぞれ100を大きく上回った。平均消費性向の低い方が家計にゆとりがある。

### ■ 高齢夫婦無職の実収入は20.9万円

世帯主が65歳以上の高齢者世帯の家計収支の動

#### 高齢者世帯のタイプ（区分）

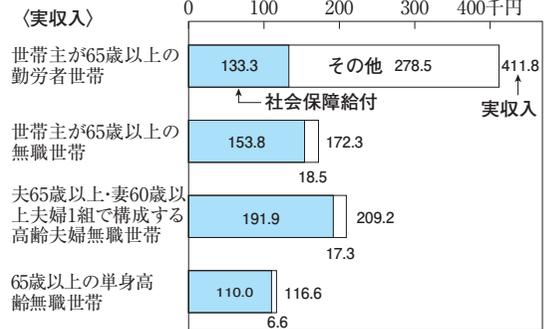
高齢者世帯は一般に世帯主が65歳以上の世帯をいうが、各種の調査では以下のように、さまざまなタイプに区分されている。

- ① 高齢者世帯（国民生活基礎調査）＝65歳以上のみで構成するかまたはこれに18歳未満の未婚者が加わった世帯
- ② 高齢者のいる世帯＝世帯主が60歳以上の世帯（家計調査）
- ③ すべて高齢者の世帯（家計調査）＝すべてが65歳以上で構成する世帯（世帯人員は2人以上）
- ④ 高齢者世帯（家計調査）＝男65歳以上・女60歳以上のみからなる世帯で少なくとも1人は65歳以上の世帯
- ⑤ 夫婦高齢者世帯（家計調査）＝65歳以上の夫婦1組の世帯
- ⑥ 高齢夫婦世帯（家計調査）＝夫が65歳以上、妻が60歳以上で構成する夫婦1組の世帯
- ⑦ 単身高齢世帯（家計調査）＝世帯主が1人住まいの世帯

きは図表3-5～3-7のようになった。

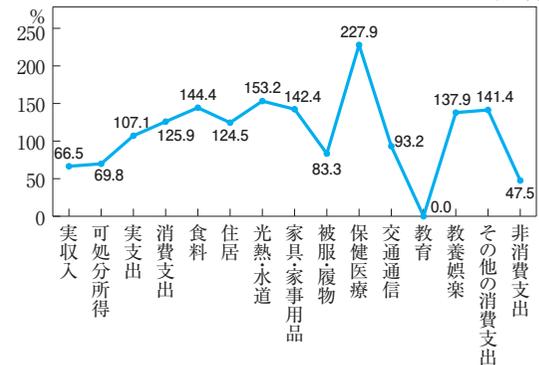
17年の実収入は、高齢勤労者世帯では41.2万円となり、変動率は5.3%だったが、高齢夫婦無職世帯は20.9万円と2年続けて低下した。前年比は△1.7%に、単身高齢無職世帯は11.7万円となり同△4.9%だった。

図表3-2 高齢勤労者世帯以外は実収入の大部分が社会保障給付 (17年)



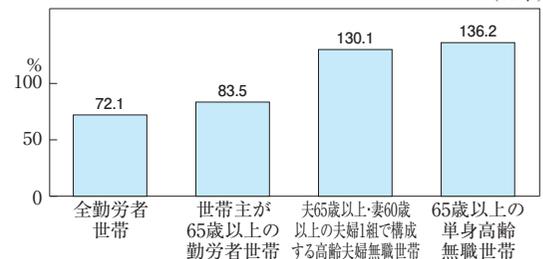
注 総務省「家計調査（家計収支編）」

図表3-3 保健医療費が突出する夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦1組で構成する夫婦無職世帯の世帯人員1人当たりの家計収支（全勤労者世帯の世帯人員1人当たり収支＝100）(17年)



注 総務省「家計調査（家計収支編）」

図表3-4 勤労者世帯平均を大幅に上回る高齢無職世帯の消費性向 (17年)



注1 総務省「家計調査（家計収支編）」

2 消費性向＝消費支出÷可処分所得

近年の動きをみると、高齢勤労者世帯では3年ぶりに40万円を上回り、高齢夫婦無職世帯は14年の20.7万円以来16年まで21万円台を維持していたが、17年は再び20万円台に、単身高齢無職世帯は13年までの12万円台を16年は3年ぶりに回復したが、17年は再び11万円台になった。

### ■高齢夫婦無職の赤字は5.5万円に

前掲の図表3-5～3-7によって高齢者世帯の収支差は次のようになった。

このうち黒字が続いているのは高齢勤労者世帯

図表3-5 世帯主が65歳以上の高齢勤労者世帯の家計 (円)

区分	実収入	可処分所得	実支出	消費支出	黒字
2005年	365,636	323,315	324,305	281,985	41,330
10	395,818	340,250	327,168	271,600	68,650
11	358,947	309,000	340,798	290,851	18,149
12	400,241	344,770	348,605	293,133	51,637
13	391,183	330,527	367,688	307,032	23,495
14	411,280	353,936	362,023	304,679	49,257
15	393,890	337,589	350,351	294,050	43,539
16	391,059	333,490	352,131	274,561	58,929
17	411,812	348,716	354,257	291,161	57,555

注1 総務省「家計調査（家計収支編）」（2人以上の世帯）、06年までは全世帯（農林漁業世帯を含む）  
 2 可処分所得=実収入-（実支出-消費支出）  
 3 黒字=実収入-実支出または可処分所得-消費支出

図表3-6 夫65歳以上・妻60歳以上のみの高齢夫婦無職世帯の家計 (円)

区分	実収入	可処分所得	実支出	消費支出	黒字
2005年	230,380	203,961	265,835	239,416	△35,455
10	223,757	193,364	264,949	234,555	△41,191
11	221,936	192,260	264,886	235,211	△42,950
12	218,722	188,205	270,395	239,878	△51,674
13	214,863	185,006	272,455	242,598	△57,592
14	207,347	177,925	268,907	239,485	△61,560
15	213,379	181,537	275,705	243,864	△62,326
16	212,835	182,980	267,546	237,691	△54,711
17	209,198	180,958	263,718	235,477	△54,519

注 表5に同じ

図表3-7 65歳以上の単身高齢無職世帯の家計 (円)

区分	実収入	可処分所得	実支出	消費支出	黒字
2005年	122,709	112,915	154,311	144,518	△31,602
10	133,172	121,684	157,752	146,264	△24,580
11	123,890	112,608	150,789	139,507	△26,899
12	125,692	114,591	152,905	141,804	△27,214
13	127,035	114,967	155,300	143,231	△28,265
14	116,138	105,656	152,064	141,531	△35,876
15	117,885	105,742	156,165	144,022	△38,280
16	122,607	110,522	155,545	143,460	△32,938
17	116,599	103,876	154,252	141,529	△37,653

注 表5に同じ（総世帯）

のみで、17年は2年続けて5万円台に乗って5.8万円だった。高齢夫婦無職世帯は5.5万円の赤字、単身高齢無職世帯も3.8万円の赤字だった。

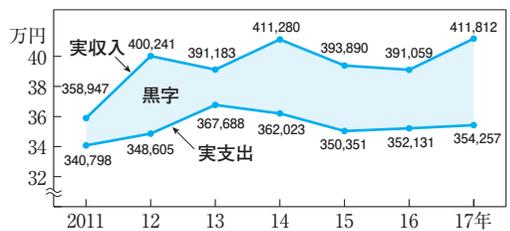
この両世帯類型では赤字が常態化している。ただし、高齢夫婦無職世帯の赤字幅は14～15年の6万円台に比べると縮小した。

### ■高齢世帯の年間所得は319万円

65歳以上の高齢者世帯の年間収入は図表3-11のとおりで、このところ14年を除き300万円を僅かに上回る水準で推移している。16年も318.6万円で、12年の309.1万円を上回った。

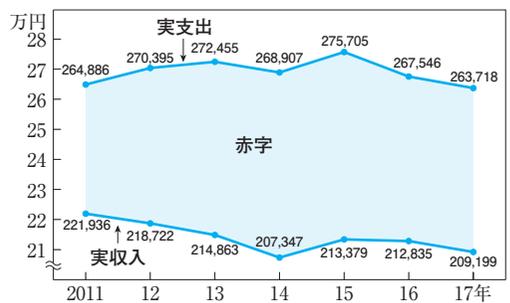
全世帯の年間収入は、16年には560.2万円とな

図表3-8 世帯主が65歳以上の高齢勤労者世帯の15年の黒字は4万円



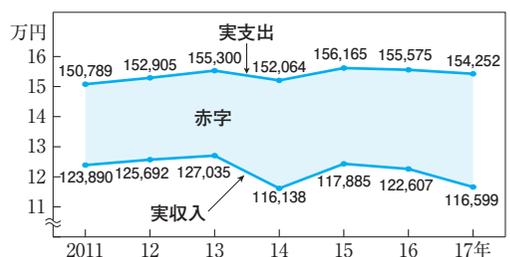
注 図表3-5による

図表3-9 夫65歳以上・妻60歳以上の高齢夫婦無職世帯の15年の赤字は6.2万円に拡大



注 図表3-6による

図表3-10 65歳以上の単身高齢無職世帯の家計も赤字続く



注 図表3-7による

り、3年続けて増加した。05年の563.8万円に比べると3.6万円及ばなかった。全世帯の年間収入に対する高齢者世帯の年間収入割合は、16年で56.9%だった。

### ■60歳代の年間手取りは436万円

17年の年間手取り収入の分布は図表3-12のとおり、50歳代の624万円が最高額だった。60歳代は436万円、70歳以上は364万円だった。

ただし、中央値は、60歳代が380万円、70歳以上が300万円であり、月額25万～32万円の水準だった。

図表3-13で世帯主が60歳代および70歳以上の世帯の手取り収入の分布をみると、60歳代では300万～500万円未満が31.9%で最も多かったが、70歳以上の最多集中帯は1ランク下がり300万円未満の32.4%だった。

### ■現在の生活の程度は中の中が最多

現在の生活の程度を聞いたアンケートによると図表3-14のとおり、総計（年齢計）、60歳代、70歳以上とも「中の中」が最も多く、総計59.0%、

図表3-13 年間手取り収入 (17年, %)

区分	60歳代	70歳以上
無収入	1.1	1.7
300万円未満	25.6	32.4
300万～	31.9	31.2
500万～	16.7	10.6
750万以上	10.5	5.5
平均(万円)	436	364
中央値(万円)	350	300

注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、無回答を除く

図表3-14 現在の生活の程度 (18年6月, %)

区分	雇用者年齢計	60歳代	70歳以上
上	1.3	1.3	1.9
中の上	14.3	12.0	10.4
中の中	59.0	56.4	57.3
中の下	21.1	25.3	22.2
下	3.4	4.9	5.7
わからない	0.9	1.1	2.6

注 内閣府「国民生活に関する世論調査」

60歳代56.4%、70歳以上57.3%だった。

「上」は前年に比べると、総計0.8%→1.3%、60歳代1.0%→1.3%、70歳以上1.4%→1.9%へと僅かに増えた。

高齢者層の生活程度は総じて中程度を維持している。

「上」「中の上」は、総計15.7%→15.6%、60歳代13.2%→13.3%、70歳以上13.9%→12.6%へと横ばいで推移しており、生活の程度は維持されている。

「下」も総計で3.9%→3.4%へと減少、60歳代は5.2%→4.9%、70歳以上も7.2%→5.7%へと減少した。「下」が僅かとはいえ高齢層で減少しているところからみて、高齢者層の生活程度はこれまでどおり二極に分解している気配がうかがえる。

生活程度は、回答者の主観による相対的な水準判断であり、実際の生活水準は、前掲図表3-9、3-10でみたとおり、家計収支は赤字が常態化している。

厚生年金をはじめとした公的年金の給付水準の引き下げ、各種社会保険料のアップの中で、可処分所得は減少傾向にある。介護保険でも、食費、居住費が自己負担化されるとともに、自己負担率も医療保険にならってアップしている。

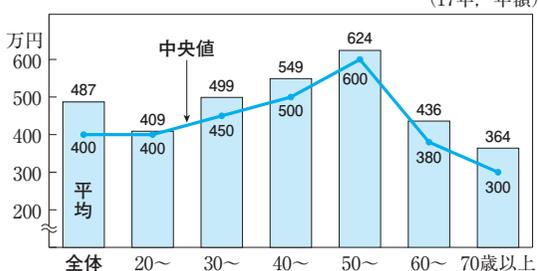
高齢者の生活水準は今のところ一定水準を維持

図表3-11 65歳以上の高齢者世帯の所得金額 (年額)



注 厚労省「国民生活基礎調査」、10年、11年は震災により一部県で調査不能につき省略

図表3-12 年間手取り収入 (17年, 年額)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)

していると考えられるが、先行きは不透明だといわざるを得ない。

### ■家計のバランス意識

全世帯の家計全体のバランスの現状は図表3-15のとおりだった。

ゆとりがあるは各年5~6%の少数だった。不安はないは17年で9.2%となり、10年以降8~9%で推移している。不安を抱えているは17年で14.1%、60歳以上では12.1%だった。60歳以上では、ゆとりがあるは7.1%で、全世帯の9.2%を下回った。

最も多かった回答は、意識したことがないで、17年は66.1%を占めた。

### ■夫婦のみ世帯の所得は415万円

65歳以上の高齢者世帯の平均所得は図表3-16のとおり、世帯計で472万円、夫婦のみの世帯で415万円だった。

ただし、所得金額の分布は図表3-17のとおりで、夫婦のみの世帯では300万円台、単独世帯では100万円台に集中した。

### ■収支マイナスは60~64歳で目立つ

過去1年間の世帯収支がマイナスだった割合は図表3-18のとおり、60~64歳世帯では、男性で27.6%、女性で47.0%にのぼった。

60~64歳世帯の3分の1以上で家計収支がマイナ

図表3-15 家計全体のバランスの現状をどのように評価しているか

(%)

区 分	2010年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
ゆとりがある	5.6	5.7	5.6	5.5	5.1	5.8	5.7	6.1
不安はない	8.2	9.8	8.9	9.2	8.8	9.7	8.1	9.2
不安を抱えている	15.1	15.3	16.7	15.8	15.4	14.8	14.2	14.1
意識したことがない	66.8	63.6	64.1	64.7	66.9	65.4	67.2	66.1

注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯全体)、100%との差は無回答、60歳以上はゆとりがある4.6%、不安はない3.7%、不安を抱えている8.8%

図表3-16

65歳以上者のいる世帯の年間所得金額

(16年, 万円)

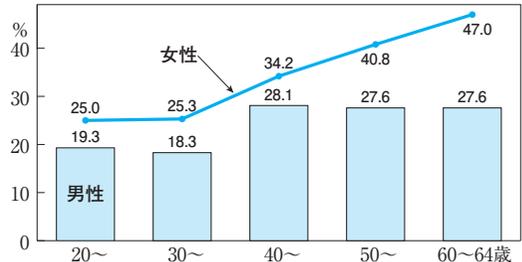
区 分	65歳以上者のいる世帯計	単独世帯		夫婦のみの世帯
		男性	女性	
平均所得	472.0	255.9	182.3	415.2
可処分所得	369.1	193.2	159.2	344.1
世帯人員1人当たり 平均所得	200.1	255.9	182.3	207.6
1人当たり 可処分所得	163.5	193.2	159.2	172.1
有業人員1人当たり平均稼働所得	246.1	226.6	194.0	209.6
平均世帯人員 (人)	2.36	1.00	1.00	2.00
平均有業人員 (人)	0.96	0.23	0.18	0.56

注 厚労省「国民生活基礎調査」, 計には三世帯世帯等を含む

スになっている中で、切り詰めている支出項目をみると図表3-19のとおり、男性は衣料費を切り詰め、女性は外食費、衣料費、理美容費の切り詰めが目立った。

図表3-18 過去1年間世帯収支がマイナスだった割合は女性回答者で高率

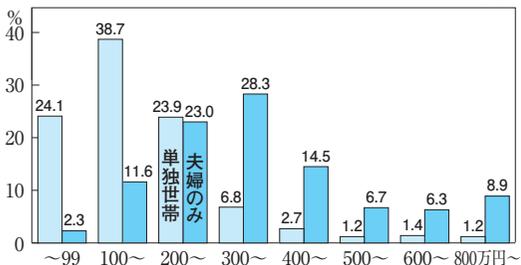
(18年4月)



注 連合総研「勤労者短観」, 雇業者, 100%との差は黒字+わからない

図表3-17 65歳以上の高齢者世帯の所得金額の分布

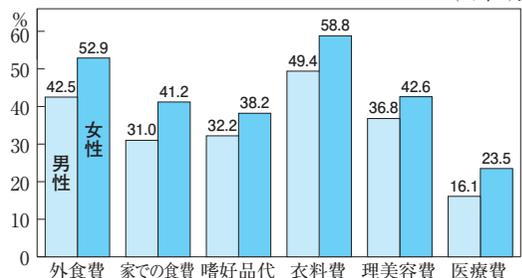
(16年)



注 厚労省「国民生活基礎調査」

図表3-19 60~64歳が切り詰めている割合

(18年4月)



注 連合総研「勤労者短観」, 雇業者

# 4

## 貯蓄 実質貯蓄額と貯蓄の最低目標額

貯蓄現在高から負債と保険保有額を差し引いた50歳代世帯の実質貯蓄保有額は171万円、年金受給時まで準備しておきたい貯蓄目標額に1,997万円足りない。

### ■ 高齢夫婦の実質貯蓄額は2,036万円

17年の貯蓄と負債の保有現在高は図表4-1のとおりだった。

名目貯蓄保有額1,327万円から負債794万円および保険保有額314万円を差し引いた額を実質貯蓄保有額とみなせば、勤労者世帯全体は住宅土地の負債額が大きいいため年収の30.3%に当たる219万円にとどまった。

これに対し、世帯主が65歳以上の勤労者世帯の実質貯蓄保有額は1,564万円であり、高齢夫婦無職世帯は2,036万円だった。

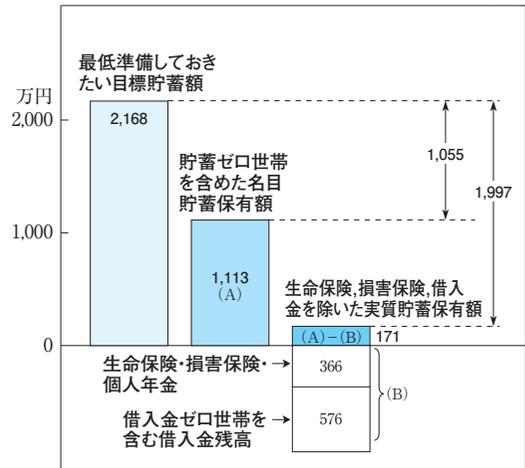
### ■ 50歳代の目標貯蓄額は2,168万円

50歳代世帯の実質貯蓄保有額は図表4-2のとおり、17年は171万円だった。

50歳代が最低準備したい貯蓄目標額2,168万円との差は1,997万円だった。

50歳代の2人以上世帯が年金受給時まで準備したい目標貯蓄額は図表4-3のようになった。17年は前年の2,181万円を13万円下回る2,168万円だった。

図表4-2 世帯主50歳代世帯の最低準備しておきたい貯蓄目標額と実質貯蓄保有額との差は1,915万円 (17年)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」, 2人以上世帯 (50歳代)

### ■ 50歳代の金融資産目標額は2,437万円

50歳代の世帯の金融資産目標額分布は図表4-4のとおりだった。

1,000万円台が20.1%で最も多かった。老後を考

図表4-1 高齢夫婦無職世帯の1世帯当たりの実質貯蓄額(貯蓄-生命保険など-負債)は2,025万円 (16年, 万円)

区 分	勤労者世帯		無職世帯	単身世帯 60歳代
	全年齢	世帯主が65歳以上	夫65歳以上・妻60歳以上のみで構成	
世帯人員 (人)	3.35	2.55	2.03	1.0
有業人員 (人)	1.74	1.70	0.08	-
世帯主の年齢 (歳)	49.1	88.3	75.1	64.0
持ち家率 (%)	79.5	91.0	95.2	57.3
年間収入	722	611	367	180
貯蓄	1,327	2,117	2,499	1,835
金融機関	1,274	2,100	2,492	1,817
通貨性預貯金	371	532	502	285
定期性預貯金	445	949	1,151	645
生命保険など	314	384	412	168
有価証券	145	235	427	721
金融機関外	52	17	7	18
負債	794	169	51	54
住宅土地の負債	739	147	38	-
貯蓄-生命保険など-負債	219	1,564	2,036	1,613

注 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)」単身世帯60歳代は金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」, 通貨性預金には財形貯蓄を含む, 定期性預金には個人年金保険, 金銭・貸付信託を含む, 金融機関外はその他の金融商品

える年齢層でもあり平均額は2,437万円だった。

前掲図表4-2の名目貯蓄額1,113万円と図表4-4の脚注の金融資産目標額（2,437万円）との差額は1,324万円、実質貯蓄保有額（121万円）との差額は1,153万円になる。

### ■金融資産ありは70%台

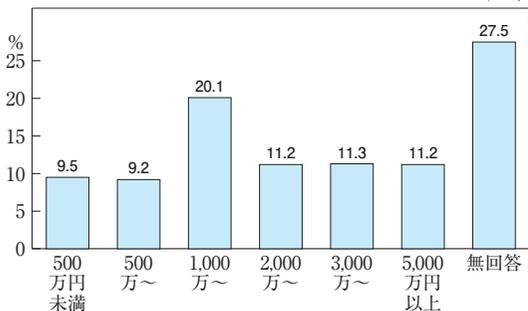
金融資産は誰もが多少なりとも保有しているように思われがちが、保有世帯率は実際には図表4-5のように60歳代でも70.6%にとどまり、30%近い層が金融資産なしの状態だった。

図表4-3 年金受給時までに最低準備したい目標貯蓄額は単身者が高額



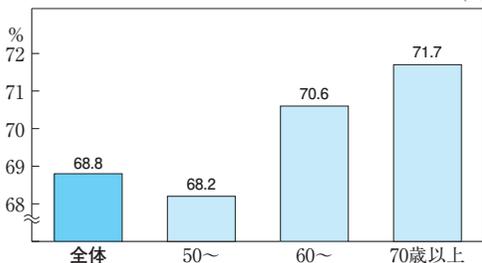
注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」, 50歳代

図表4-4 50歳代世帯の金融資産目標額の分布 (17年)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯), 平均値は2,437万円 (中央値1,000万円)

図表4-5 金融資産あり世帯の割合 (17年)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯), 全体は20歳以上の計

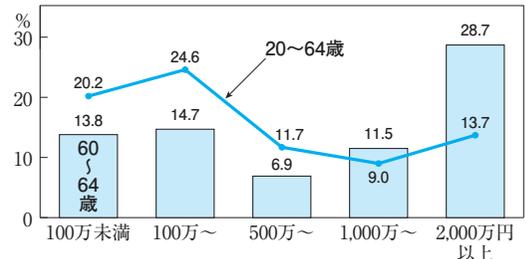
### ■貯蓄額は500万円未満が60～64歳で29%

貯蓄額の平均は統計的には少数の高額者に引きずられる傾向がある。このため、見かけ以上に高額になる。

しかし、分布をみると図表4-6のように、500万円未満に20～64歳の44.2%, 60～64歳の28.5%が属し、一方、60～64歳では2,000万円以上が28.7%を占めた。

60～64歳で住宅ローンを抱えている割合は図表4-7のとおり、男性23.0%, 女性20.6%にとどまり、ローンがない世帯の割合は図表4-8のように、加齢につれて増加し、60～64歳では男性67.9%, 女性63.2%に達する。これに対し、40歳代では半数以上がローンを抱えていた。

図表4-6 男性・60～64歳の貯蓄額分布



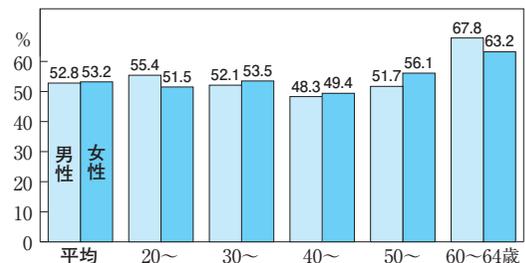
注 連合総研「勤労者短観」, 雇用者, 100%との差はわからない

図表4-7 ローンありの割合 (15年, %)

区分	男性		女性	
	50～59歳	60～64歳	50～59歳	60～64歳
住宅	40.3	23.0	31.1	20.6
教育	3.3	0.0	7.3	1.5
自動車	10.4	5.7	9.8	4.4
消費者金融	3.3	1.1	4.3	1.5
その他	2.4	3.4	2.4	2.9

注 連合総研「勤労者短観」, 雇用者

図表4-8 ローンがない世帯の割合



注 連合総研「勤労者短観」, 平均は20～64歳, 雇用者

標準的な公的年金額は17年度で22.1万円であり、高齢夫婦無職世帯の消費支出23.6万円を1.5万円下回るレベルだが、さらに低下すると懸念されている。公的年金・企業年金で不自由なく暮らすとする世帯は、各年の調査でも5%に達せず、ゆとりはないがなんとか賄えるとする世帯を加えても50%を僅かに上回る程度にとどまっている。

### ■標準的な老齢厚生年金は22.1万円

夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な老齢厚生年金月額の水準は図表5-1のとおりになった。18年4月からは前年度と同額の22万1,277円になった。

年金額の推移は図表5-2のとおりで、14年度までは平均標準報酬を36.0万円として計算されており、このモデルでは10年度の23.3万円が14年度には22.7万円へと0.6万円低下した。

15年度以降は標準報酬のモデルが42.8万円に引き上げられたにもかかわらず年金月額は22.1万～22.2万円になった。

### ■受給権者平均は16年度で17.7万円

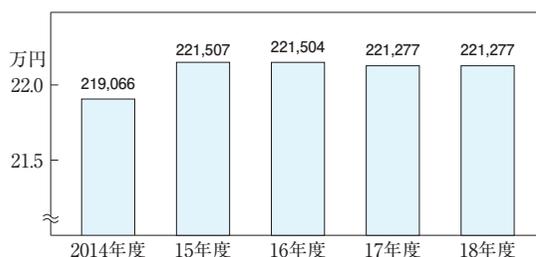
受給権者の平均年金額は、厚労省試算による図表5-3の標準的な年金額である22.1万円（17年度）

図表5-1 標準的な年金額 (円)

区 分	2017年度	18年度
国民年金（老齢基礎年金：1人分）	64,941	64,941
国民年金（老齢基礎年金：夫婦2人分）	129,882	129,882
厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	221,277	221,277

注 厚労省資料、厚生年金は、夫が平均的収入（賞与含む月収で42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

図表5-2 厚生年金保険の標準的な年金額の推移



注 平均収入42.8万円、10年度の年金額は23.3万円

に達しない。

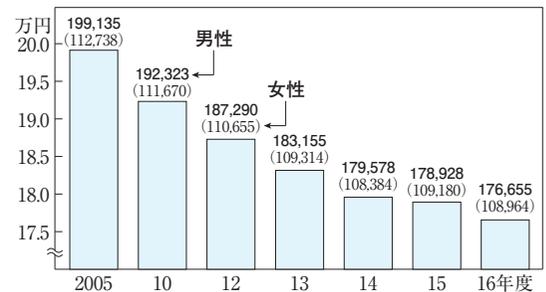
図表5-3でみると16年度は受給権者平均で男性は17.7万円の前年度比△1.3%、女性は10.9万円と同△0.2%になった。

18年のゆうちょ財団の「家計と貯蓄に関する調査」から本誌が分布中間値から試算した結果では、公的年金の受取額は世帯主で17.3万円、配偶者で9.7万円だった。

公的年金は老後生活費の中心であり、年金額の水準が生活レベルを左右するといっても過言ではない状態にある。

しかし、公的年金のうち老齢厚生年金の水準は、

図表5-3 受給権者平均の老齢厚生年金額



注 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、基礎または定額あり、年度未現在、65歳以上

図表5-4 年金受給者の年齢構成と平均年齢

(16年、%)

区 分	夫婦世帯	単身世帯	
		男子	女子
合計	100.0	100.0	100.0
54歳以下	7.2	11.5	5.2
65～	24.7	29.2	15.2
70～	23.2	17.6	15.2
75～	21.5	13.4	18.8
80～	15.1	12.8	20.1
85～	6.4	10.3	14.4
90歳以上	2.0	5.3	11.1
65～（再掲）	92.9	88.5	94.8
平均年齢（歳）	74.0	-	-

注 厚労省「年金制度基礎調査」（老齢年金受給者実態調査）、年齢は世帯主年齢

標準的な老齢厚生年金でも22.1万円、受給権者年金で17.7万円であり、いずれも高齢夫婦無職世帯の消費支出23.6万円には達しない。

### ■夫婦世帯の受給者年齢は平均74.0歳

年金受給者の年齢構成は図表5-4のとおり、夫婦世帯では世帯主年齢が平均74.0歳、65歳以上80歳未満が69.4%を占めた。

単身世帯では、男子では65歳以上70歳未満が29.2%で最も多く、女子では80歳以上85歳未満が20.1%で最も多かった。65歳以上への集中度は、男子では88.5%だったが、女子では94.8%にのぼった。

### ■年金が収入のすべてが52.2%

公的年金・恩給がある高齢者世帯における総収入に占める年金・恩給の割合は図表5-5のとおりだった。

16年には、公的年金・恩給が総収入のすべて(100%)という世帯が52.2%、80~99%を占める世帯が13.6%だった。50%以下の世帯は20.8%だった。このように、公的年金への依存度は極めて高かった。

### ■65歳以上夫婦では依存度は82.9%

公的年金額が収入総額に占める割合を別の調査でみると図表5-6のとおりだった。

ともに65歳以上の夫婦世帯では、平均依存度が82.9%、高齢世帯ほど依存度は高くなり、80歳以上では90%台になる。

単身世帯の平均依存度は、男子で79.4%、女子で87.3%だった。65歳以上で比べると、男子は83.0%だったが、女子はこれを上回る89.5%にのぼった。

### ■収入は夫婦世帯で月額34.3万円

年金を含めた世帯収入は図表5-7のとおりだった。

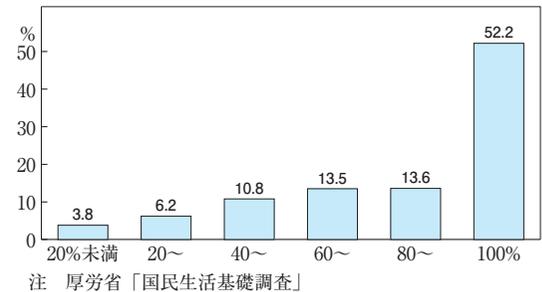
ともに65歳以上の夫婦世帯では、総数で年額411.4万円、月額34.3万円だった。夫婦世帯の収入は、年齢が低いほど高額で、65歳以上70歳未満では月額37.3万円、70歳以上75歳未満では月額38.7万円だったが、75歳以上になると30万~32万円だった。

これは、60歳代後半、70歳代前半の年齢層では、世帯の収入に占める就労収入の割合が高いことによる。

単身世帯の収入は、総数で、男子が年額244.1万円、月額20.3万円、女子は年額179.6万円、月額15.0万円だった。男子では年齢による傾向性は明確ではなかった。

夫婦世帯の収入を100とした単身世帯の収入割合をみると、総数で、男子は59.2、女子は43.7だ

図表5-5 公的年金・恩給ありの高齢者世帯の総収入に占める年金・恩給の割合 (16年)



図表5-6 公的年金額が収入総額に占める割合 (16年、受給者、%)

区分	ともに65歳以上の夫婦世帯	単身世帯	
		男子	女子
合計	82.9	79.4	87.3
64歳以下		52.4	48.3
54歳以上	69.2	74.7	75.3
70~	78.3	77.2	85.7
75~	87.5	88.6	91.6
80~	91.2	91.5	94.1
85~	92.7	90.8	94.8
90歳以上	91.5	97.0	95.3
65~(再掲)		83.0	89.5

注 厚労省「年金制度基礎調査」(老齢年金受給者実態調査)、年齢は世帯主年齢

図表5-7 世帯の収入 (16年、受給者、万円)

区分	ともに65歳以上の夫婦世帯		単身世帯			
			男子		女子	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額
総数	411.4	34.3	244.1	20.3	179.6	15.0
65歳以上	447.9	37.3	237.7	19.8	195.4	16.3
70~	464.1	38.7	244.5	20.4	176.2	14.7
75~	376.4	31.4	245.0	20.4	184.4	15.4
80~	374.2	31.2	233.5	19.5	179.1	14.9
85~	362.8	30.2	262.0	20.8	177.9	14.8
90歳以上	378.3	31.5	206.4	18.8	161.9	13.5

注 厚労省「年金制度基礎調査」(老齢年金受給者実態調査)、年齢は世帯主年齢、月額は本誌試算

った。

## ■高齢世帯ほど年金額は高額

公的年金受給者の平均年金額は図表5-8のとおりだった。

ともに65歳以上の夫婦世帯では、総数で年額285.7万円、月額23.8万円だった。前掲図表5-1の16年度の標準的な年金月額22.2万円を上回った。これは、高齢者世帯ほど受給額が高額だったことによる。高齢者世帯の年金額は、80歳以上85歳未満が25.7万円、85歳上90歳未満が26.0万円、90歳以上が27.3万円だった。

単身世帯の年金月額は、総数で、男子13.7万円、女子11.7万円だった。単身世帯でも年金月額は年齢が高いほど傾向的には高額だった。

年金月額の総数を夫婦世帯を100としてみると、単身世帯では、男子57.6、女子49.6だった。

## ■妻の就業形態別の収入額と年金額

収入額と年金額は夫と妻の現役時代の就業形態

図表5-8 公的年金受給世帯の平均年金額

(16年、受給者、万円)

区分	ともに65歳以上夫婦世帯		単身世帯			
			男子		女子	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額
総数	285.7	23.8	164.1	13.7	140.3	11.7
65歳以上	252.7	21.1	149.4	12.5	125.8	10.5
70～	281.8	23.5	164.5	13.7	136.8	11.4
75～	284.1	23.7	194.7	16.2	152.0	12.7
80～	308.6	25.7	187.0	15.6	151.0	12.6
85～	312.5	26.0	212.1	17.7	159.2	13.3
90歳以上	327.2	27.3	198.0	16.5	139.1	11.6

注 厚労省「年金制度基礎調査」(老齢年金受給者実態調査)、月額は本誌試算、単身世帯の65歳未満は略(総数には含む)

図表5-9 夫が正社員のときの妻の就業形態別にみたともに65歳以上夫婦世帯の収入額と年金額

(16年、受給者、万円)

区分	平均収入額		平均公的年金額	
	年額	月額	年額	月額
正社員	520.0	43.3	371.7	31.0
常勤パート	401.3	33.4	306.9	25.6
アルバイト	395.7	33.0	313.9	26.2
自営業	556.6	46.4	287.1	23.9
無職	423.7	35.3	320.6	26.7
中間的な経歴	409.5	34.1	320.0	26.7

注 厚労省「年金制度基礎調査」(老齢年金受給者実態調査)、月額は本誌試算

によって異なる。図表5-9は、夫が現役時代に正社員を中心とした就業形態だった世帯の収入額と年金額を妻の現役時代の就業形態別にみたものだが、月額でみると、夫婦ともに正社員だったケースでは、収入月額43.3万円、年金月額31.0万円だった。夫正社員・妻常勤パートは収入月額33.4万円、年金月額25.6万円、夫正社員・妻アルバイトもほぼ同額だった。

夫婦ともに正社員だった世帯を100としてみると、夫正社員・妻常勤パートでは収入月額は77.1、年金月額は82.6だった。

## ■65歳以上世帯の支出内訳

65歳以上の夫婦世帯の支出月額は図表5-12のとおり、合計は21.0万円、内訳では衣食住が11.6万円ですべて52.4%を占めた。年金受給世帯でも税・社会保険料を2.0万円負担していた。医療・介護の自己負担は1.5万円、光熱費も1.4万円だった。また、教養・娯楽・交際費の負担も比較的大きく1.4万円だった。

高齢者世帯の家計は節約型で、前掲図表5-1の標準的な年金月額22.2万円を下回り、同図表5-8のとともに65歳以上の夫婦世帯の年金月額23.8%と

図表5-10 65歳以上受給者の家計支出月額と内訳(本人および配偶者)

(16年、受給者、万円)

区分	金額
合計	21.0
衣食住	11.6
光熱費	1.4
通信費	0.7
教養・娯楽・交際費	1.4
ローン等支払い	0.4
医療・介護の自己負担	1.5
税・社会保険料	2.0
その他	1.9

注 厚労省「年金制度基礎調査」(老齢年金受給者実態調査)、月額は内訳100分比より本誌試算

図表5-11 単身世帯の家計支出月額

(16年、受給者、万円)

区分	男子	女子
総数	17.1	14.4
65歳未満	15.4	14.9
65～	17.2	15.5
70～	16.9	14.6
75～	16.8	13.9
80～	17.1	13.9
85～	16.8	14.2
90歳以上	21.8	13.8

注 厚労省「年金制度基礎調査」(老齢年金受給者実態調査)

は2.8万円の差があった。

### ■ 単身男子は17.1万円を支出

単身世帯の年金受給者の支出月額額は図表5-11のとおりだった。夫婦世帯に比べると割高だった。

支出月額額は、総数で、男子17.1万円、女子14.4万円、女子は男子の84.2%の水準だった。前掲図表5-10の支出月額額の1人当たり換算額に比べると、男子は1.6倍、女子は1.5倍だった。

### ■ 老後の資金源は公的年金が88%

公的年金を老後の生活資金源とする割合は図表5-12のとおり80%台で推移しており、17年も87.9%だった。

資金源を企業年金・個人年金とする割合はこのところ30%台の横ばいだった。

就業収入を老後の生活資金源にあげた割合は14年の26.7%に比べると緩やかに増加しており、17年は70歳以上を含めて27.6%になった。60歳代に限れば37.4%になる。

若い世代では就業収入をあげた割合はさらに高く、30歳代と40歳代はともに60%台、50歳代は58.9%だった。

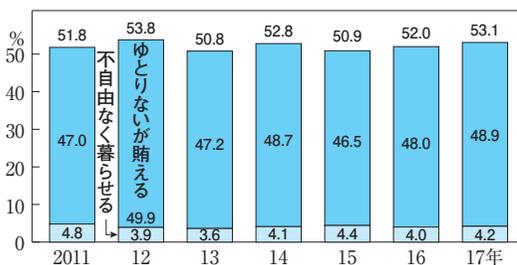
30歳代、40歳代では就業収入をあげた割合は、公的年金と匹敵するまでになっている。若い層では、就業収入の割合が高かった。

図表5-12 老後の生活資金源 (%)

区分	2014年	15年	16年	17年
公的年金	89.6	88.6	88.8	87.9
企業年金・個人年金	32.0	33.9	31.2	32.9
金融資産取り崩し	25.9	26.9	27.6	29.0
就業収入	26.7	26.0	27.6	27.6

注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」、60歳以上の2人以上世帯、3択回答、上位項目のみ表示

図表5-13 年金で暮らせるとする世帯の割合



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、20歳以上世帯全体

### ■ 年金で暮らせるは53.1%

公的年金・企業年金だけで不自由なく暮らせる+ゆとりはないが賄えるとみる割合は図表5-13のとおり、長期にわたって50%台前半で推移しており、17年も53.1%だった。

ただし、不自由なく暮らせる人の割合はごく一部で、大部分は、ゆとりはないが賄えるだった。

公的年金・企業年金では日常生活費も賄うのが難しいとする割合も図表5-14のように45%前後で推移しており、17年も45.2%だった。

### ■ 年金額引き下げを59%が心配

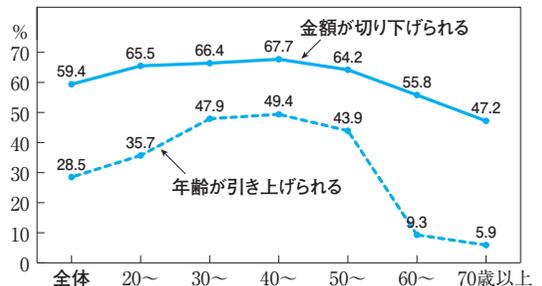
公的年金・企業年金ではゆとりはないが日常生活費程度は賄えるとした世帯と年金だけでは日常生活を賄うのも難しいとした世帯は、どのような理由で「年金ではゆとりがない」とみているのだろうか。図表5-15によると、全体では、将来支給額が切り下げられるからが59.4%、今後支給開始年齢が引き下げられるからが28.5%だった。危機感40歳代で最も高かった。

図表5-14 年金では日常生活費も賄うのが難しい世帯の割合の推移



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、20歳以上世帯全体

図表5-15 「年金ではゆとりがない」と考える理由 (17年、2つまでMA)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、「年金だけではゆとりがない」と回答した世帯=100

老後生活の安定には住宅事情が深く関わる。65歳以上者の持ち家居住率は全国平均で80.6%にのぼり、全体的には良好な状態にある。しかし、大都市圏では借家居住率が、関東で23.1%、近畿では26.6%に達している。固定的支出を伴う借家住まいは老後生活にとって大きな負担になる。

### ■65歳以上者の持ち家居住率は81%

13年の総務省「住宅・土地統計調査」によると、65歳以上者の住宅事情は、全国平均で持ち家が80.8%を占め、全体的には良好な状態にある。しかし、持ち家でも、補修費、固定資産税の負担があるうえ、高層マンションではエレベータの運行費用をはじめとする共益費負担もある。ただし、借家住まいのように多額の家賃負担がないだけ、老後生活は安定する。

65歳以上者の持ち家率は、全年齢平均の61.7%を大幅に上回っている。しかし、関東大都市圏では71.8%にとどまる。

60歳以上者の住宅事情を別の角度からみると図表6-1のとおり、自分で持ち家を購入したが最も多く62.4%を占めたが、相続・贈与で入手した割合も19.6%あった。

持ち家を100とすれば、4人に1人が相続・贈与で入手したことになる。

### ■近畿大都市圏の借家居住率は27%

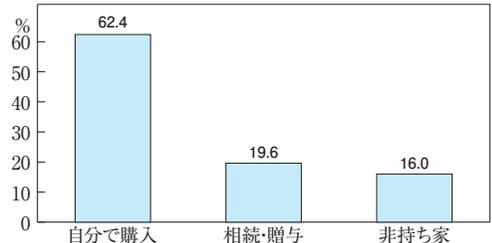
高齢者の住まいは持ち家が大勢だが、大都市圏では借家居住者も少なくない。13年の総務省「住宅・土地統計調査」によると図表6-2のように、高齢者の借家居住率は全国では19.0%だが、大都市圏では、札幌24.5%、関東23.1%、近畿26.6%、北九州・福岡23.8%と、比較的高率な圏域がある。特に、近畿大都市圏では高齢者の3.8人に1人が借家居住だった。

借家居住者は、多額の家賃負担が必要で、標準的な老齢厚生年金月額22.1万円で家賃を賄おうとすれば、家計構造は大きく歪むことになる。

### ■家賃+共益費は民営・非木造で10万円

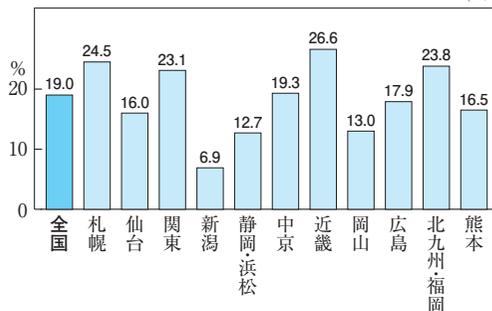
関東大都市圏の家賃+共益費を1戸当たりで13年の総務省「住宅・土地統計調査」から計算すると、11~13年入居のケースで、公営2.7万円、UR7.8万円、民営・木造7.2万円、民営・非木造

図表6-1 60歳代以上世帯の住居の状況 (17年)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、100%との差は無回答

図表6-2 高齢者の大都市圏別の借家居住率 (13年)



注 総務省「住宅・土地統計調査」

10.0万円になる。

先にみたように、公的年金の標準的な老齢厚生年金月額は22.1万円であり、家賃+共益費が占める割合は、公営では12%だが、URは35%、民営・木造は33%、民営・非木造は45%にもなる。

### ■子どもとの距離1時間以上が32%

高齢者の住居と子どもの住居との距離を総務省の13年「住宅・土地統計調査」でみると、夫婦のみの世帯の場合で、同居5.7%、徒歩5分程度10.8%、片道15分未満17.6%、片道1時間未満33.8%、片道1時間以上32.0%だった。

この割合は、単身高齢者の場合もほとんど変わらなかった。

高齢者だからといって、子どもとの同居が特に多いわけではなく、「スプーンの冷めない距離」に多くの高齢者が居住しているわけではない。

厚労省の「国民健康・栄養調査」によると、糖尿病を強く疑われる＋可能性を否定できない人の割合は、16年で60歳代で男性34.4%、女性27.2%を占めた。認知症患者数も30年には831万人になると推計されている。介護予防・介護サービスの年間実受給者数は、17年度で604万人に達した。高齢者の健康・介護を巡る状況は厳しさを増している。

### ■運動習慣ありは1.8～2.0倍

60歳以上で糖尿病が強く疑われる＋可能性を否定できないとされる割合に基づき本誌が総務省の15年の「国勢調査」を利用して推計した結果は、60歳以上で男性608.9万人、女性764.9万人だった。男女計で60歳以上人口の33%が該当する。

その一方で、65歳以上で運動習慣がある割合は17年の「国民健康・栄養調査」では、男性46.2%、女性39.0%にのぼり、20～64歳の割合を、男性で1.8倍、女性で2.0倍上回った。

### ■増加する介護費用総額と介護保険料

介護費用総額は、高齢化の影響を受けて、自己負担割合の引き上げなどが図られたにもかかわらず急速に増加しており図表7-1では16年度で10.1兆円になったとされている。

介護費用を賄うためには、介護保険料の引き上げが避けられない。介護保険料は3年ごとに見直されることとされ、実際にも3年間隔で引き上げられてきた。18年度からは平均で5,869円に、25年度には8,164円になると見込まれている。

### ■介護費用は平均2万9,618円

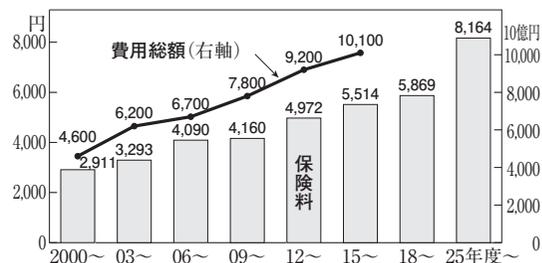
要介護者の介護給付受給者1人当たりの介護保険サービスの自己負担額は図表7-2のとおりだった。

要介護者全体では平均2万9,618円だった。これには、施設介護の食費、居住費などの自己負担額は含まれていない。分布では、2万円以上4万円未満が最も多く27.1%、4万円以上を負担した割合は27.5%だった。

要介護5の受給者の自己負

担額は、平均6万3,891円だった。分布では1万円未満、2万円未満、2万円以上4万円未満が20%前後で並んだ。10万円以上も21.6%を占めた。

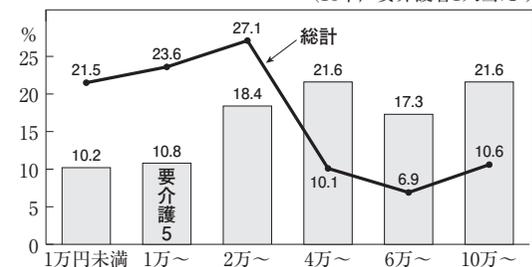
図表7-1 介護費用総額と介護保険料月額



注 厚労省資料、介護費用は中間年度、保険料は3年間隔

図表7-2 介護保険の自己負担費用の分布

(16年、要介護者1人当たり)



注 厚労省「国民生活基礎調査」、平均29,618円、要介護5の平均63,891円、負担なしを除く

図表7-3

公的介護保険による費用額と給付額

(16年度、1件当たり、千円)

区分	要介護3		要介護4		要介護5	
	費用額	給付額	費用額	給付額	費用額	給付額
訪問介護	78.1	69.6	104.5	93.1	132.1	117.6
訪問入浴介護	61.0	54.2	62.7	55.8	68.2	60.6
通所介護	101.1	86.0	113.1	100.9	123.4	110.1
福祉用具貸与	15.3	13.6	18.9	16.8	22.9	20.4
地域密着型サービス	189.3	168.8	217.1	193.8	242.3	216.4
老人福祉施設	251.5	225.3	270.9	242.8	290.2	260.2
老人保健施設	287.2	258.5	305.6	273.1	322.6	288.4
老人療養型医療施設	339.6	303.3	376.8	336.8	403.9	360.7

注 厚労省「介護保険事業状況報告」、総額÷総件数で本誌試算

## ■ 給付項目別の自己負担額

図表7-3は、介護保険サービスの費用額と給付費をサービスの給付項目別にみたもの。費用額と給付額の差が介護保険上の自己負担額になる。自己負担額を要介護4でみると、訪問介護1.1万円+訪問入浴介護0.7万円+通所介護1.2万円です計3.0万円になる。

## ■ 施設サービスの1人当たり利用料

図表7-4は、施設サービスを利用したときの食費、居住費、自己負担の介護サービス費、その他の費用などの利用料を要介護度別にみたもので、例えば要介護4の場合は、介護老人福祉施設で7.6万円、介護老人保健施設で8.7万円になる。

夫婦で入所しても、利用料は標準的な厚生年金月額221万円の範囲に収まる。

ただし、図表7-4の厚労省の「介護サービス施設・事業所調査」で集計している利用料は、在所者1人当たりの平均値であって、入所者が現役並みの所得がある場合、30日分の自己負担額が、食費4.2万円、居住費5.0万円、合わせて9.2万円にな

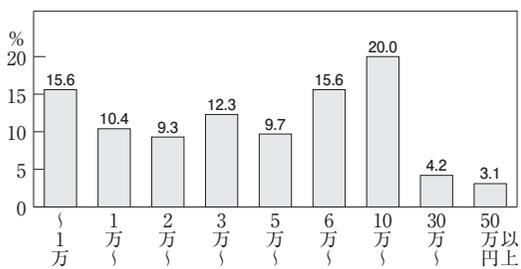
図表7-4 施設サービスの在所者1人当たり利用料

(16年9月分、千円)

区分	介護福祉施設	介護保健施設	介護療養型医療施設
総数	75.9	86.6	93.0
要介護1	72.2	81.9	99.0
要介護2	73.5	83.9	94.0
要介護3	75.5	86.0	91.6
要介護4	75.5	88.9	90.8
要介護5	77.2	89.9	94.5

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、利用料=食費・居住費・自己負担の介護サービス費・特別な室料・特別な食費・理美容費・日常生活品費・教養娯楽費・私物洗濯費・預かり金の管理費などの合計÷在所者数

図表7-5 必要な介護費用 (17年、月額)



注 全労済協会「共済・保険に関する意識調査」、想定額を含む

る。

加えて、介護保険自己負担額は同省の「介護保険事業状況調査」によると前掲図表7-3で16年度は少なくとも2.8万円であり、これらを合わせると12.0万円になり、標準的な厚生年金額の2分の1を超える。

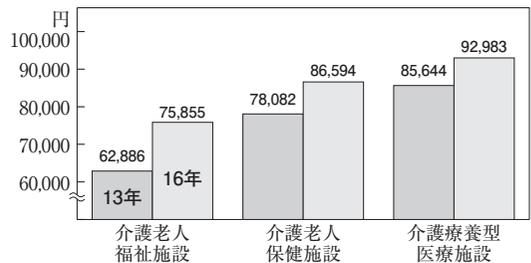
## ■ 想定している介護費用の分布

介護状態になったときに必要になると想定している介護費用の分布を全労済加入者に対する調査からみると図表7-5のようになった。

最も多かったのは10万円以上30万円未満の20.0%だった。その一方で1万円未満と想定する割合も15.6%みられた。このように、介護にいくらかの費用がかかるかは、要介護のランク、在宅か施設かなどによって著しく異なり、予め想定しておくことは難しいようだ。

施設介護サービスを利用したときの費用を図表7-6でみると、食費、居住費、介護保険自己負担分等を合わせて、介護老人福祉施設は16年で7.6万円（図表7-4の再掲）だったが、13年に比べると20.6%アップした。

図表7-6 施設介護サービスの自己負担利用料月額



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、各年9月、食費、居住費、介護サービスの自己負担などを含む

図表7-7 介護の初期費用と月々の費用 (%)

区分	初期費用	区分	月々の費用
2009年	308万円	2009年	18.0万円
12年	262万円	12年	17.2万円
15年	252万円	15年	16.8万円
18年	242万円	18年	16.6万円
50万円未満	14.2	5万円未満	3.5
50万～	9.7	5万～	10.2
100万～	24.7	10万～	27.8
200万～	11.1	15万～	10.4
300万～	8.3	20万～	17.8
500万～	8.4	25万～	1.3
1,000万～	4.4	30万～	5.8
2,000万円以上	1.1	35万円以上	3.6

注 全労済調べ、分布は18年

図表7-8

介護老人福祉施設の自己負担利用料と高齢夫婦無職世帯の対応する生活費

(16年、月額)

区 分	福祉施設		高齢夫婦無職世帯1人当たり	
	利用人員 (人)	利用料 (円)	支 出 (円)	備 考
総額	463,138	88,674	72,702	
食費	443,815	23,043	32,414	保健医療
居住費	441,259	26,004	7,350	
光熱水道費			9,426	
介護サービス費自己負担分	440,911	26,921	7,522	
特別な食費	31,708	1,267		
特別な室料	2,354	14,376		
理美容費	110,144	1,267	1,654	
日常生活費	121,343	3,223	966	
教養娯楽費	46,986	1,501	13,152	
私物の洗濯費	5,059	1,882	218	
預り金の管理費	153,983	1,474		身の回り品・下着
その他	169,204	3,359		
				被服関連サービス

注 厚労省「介護サービス施設・事業者調査」、総額は各費用の加重平均を単純に累計した、特別な食費・室料を除く、高齢夫婦無職世帯は総務省「家計調査」夫65歳以上・妻60歳以上にみで構成する世帯の費用のうち福祉施設の費用に対応する費目を抽出

■ 初期費用242万円，月々16.6万円

介護費用には月々の費用のほか，初期費用も必要になる。図表7-7では，18年で食費が242万円，月々の費用が16.6万円と想定していた。

■ 施設入所で毎月8.9万円

介護の費用は，介護度によって異なるが，平均的なモデルを想定して介護老人福祉施設入所者の費用を積算してみると図表7-8のようになった。

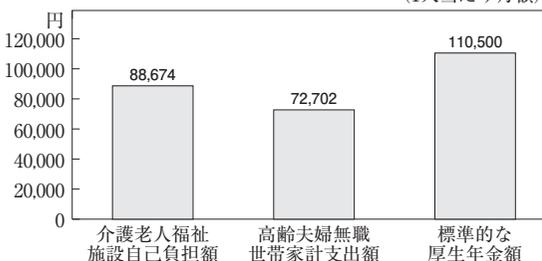
毎月の費用は8.9万円，これに対応する高齢夫婦無職世帯の1人当たり家計支出は7.3万円だった。ただし，前述のとおり，現役並み所得者の場合は，食費4.2万円，居住費5.0万円となり，この費用だけでも9.2万円になる。

この関係を図示すれば図表7-9のようになる。

■ 要介護者の年金で賄うが62.6%

介護費用には様々な財源が充当されているが，

図表7-9 老後生活費の比較 (1人当たり月額)



注 図表7-8による

最も多かったのは図表7-10では要介護者本人の公的年金で62.6%を占めた。

加入者本人の就労収入は21.0%，要介護者本人の預貯金・有価証券は26.6%だった。

要介護者の介護費用に誰のどの資金を充当したかは図表7-11のとおり，本人の年金・その他の収入が72.6%で最も多かった。貯蓄を充当した割合は少数だった。

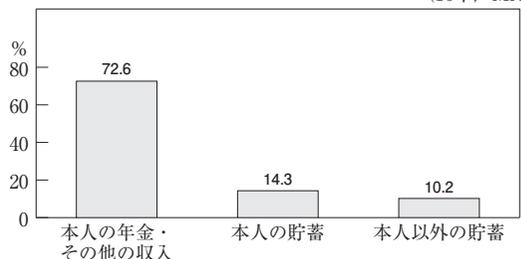
図表7-10 介護費用の財源 (17年，MA，%)

区 分	加入者本人の	要介護者の	家族の	親族の	全体
公的年金	10.9	62.6	7.0	-	80.4
就労収入	21.9	-	15.9	-	37.8
預貯金・有価証券など	7.3	26.6	5.5	-	39.4
不動産など売却代金	2.0	3.2	-	-	5.2
民間介護保険	-	4.3	-	-	4.3
親族の資金	-	-	-	9.4	9.4
全体	42.1	96.6	28.3	9.4	177.9

注 全労済協会「共済・保険に関する意識調査」

図表7-11 要介護者の介護費用を誰が負担したか

(16年，MA)



注 厚労省「国民生活基礎調査」，本人には配偶者の収入，本人のその他の収入を含む

60歳代で老後の生活設計に不安がある人の割合は66.0%だった。しかし、生活設計を立てている世帯は17年で36.7%だった。老後生活設計の重要性は増しているが、考えたことがある世帯の割合は多いとはいえない。

### ■ 老後生活設計に不安は60歳代で66%

悩みや不安がある生活分野は図表8-1のとおり、年齢層でかなり異なっている。

60歳代では、老後の生活設計に不安が66.0%で最も多く、総計の55.4%を上回った。ただし、70歳以上になると、人生の終末期に近づくこともあってか46.6%に低下する。

自分の健康に悩みや不安がある割合は総計では54.5%だが、60歳代では61.7%に、70歳以上では73.2%にまで高まる。

家族の健康不安をあげた割合も60歳代で48.7%の高率を示した。

今後の収入に対する悩みや不安は総計でも40.4%と少なく、70歳以上では20.6%だった。

現在の収入・資産に悩みや不安がある割合は総計で33.0%だった。60歳代は29.7%に低下、70歳以上は21.4%にとどまった。

60歳代での悩みや不安は、老後の生活設計、自分の健康に集中した。

現在の収入・資産をあげた割合はこの調査では少なかった。

### ■ 生活設計の策定率は50歳代でも37%

生活設計策定世帯の割合は図表8-2のとおり、全体で36.7%だった。生活設計策定率は各世代で30%台だった。

生活設計を立てている世帯の割合の推移は図表8-3のとおり、17年は36.7%だった。策定率は08年の36.6%を底に緩やかながら増加を続け、12年には37.8%を記録していた。

しかし、その後は僅かずつ低下し、14年には37.3%になった。15年の低下幅はやや大きなものだった。この背景にどのような事情があったのかが興味深い。

生活設計は、老後生活にとっても重要だとされているが、世論調査からみる限りでは、策定率はこれまでも高率とはいえず、しかも近年は低下傾

向を示している。

前掲図表8-1では、老後の生活設計に悩みや不安があるとした割合が50歳代で68.6%、60歳で66.0%の高率を示したが、実際に生活設計を策定している世帯の割合は図表8-2のように50歳代以上でも37%にとどまり、20歳以上（全体）でも図表8-3のように低下傾向を示している。

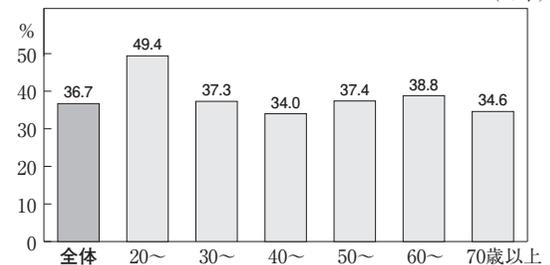
これは、先行き不透明感が増す中で生活設計の策定がより厳しくなっていることによるものと思われる。

図表8-1 悩みや不安がある分野 (17年, MA, %)

区分	総計	50歳代	60歳代	70歳以上
老後の生活設計	55.4	68.6	66.0	46.6
自分の健康	54.5	51.2	61.7	73.2
家族の健康	42.2	47.0	48.7	44.0
今後の収入	40.4	49.7	36.0	20.6
現在の収入・資産	33.0	34.9	29.7	21.4

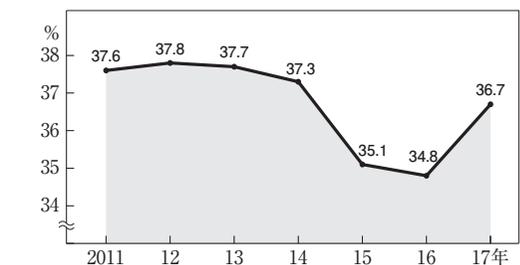
注 内閣府「国民生活に関する世論調査」、不安がある=100

図表8-2 生活設計を策定している世帯の割合 (17年)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)

図表8-3 生活設計を立てている世帯の推移



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、20歳以上世帯全体

50歳代世帯の老後生活への自己評価は、多少心配+非常に心配が85.7%にのぼった。60歳代前半層の雇用者のうち生活全般に満足している割合と不満の割合の差は、男性で8.1ポイント、女性で△4.5ポイントだった。高齢者世帯の生活意識は、大変苦しい+やや苦しいが57.4%だった。

### ■非常に心配は50歳代で43.9%

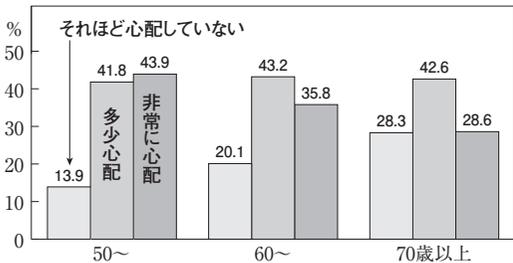
50歳以上の世帯で老後生活が非常に心配だとした割合は図表9-1のとおりだった。50歳代は最も高率の43.9%を示したが、60歳代になるとやや減って35.8%になり、70歳以上になると28.6%へとさらに低下する。70歳以上ではそれほど心配していないが増える。

### ■老後生活が心配は80%台の高率

20歳以上の全世帯のうち老後の生活が心配だとした割合は図表9-2のとおり、長期にわたって80%台の高率が続き、17年も81.5%を示した。

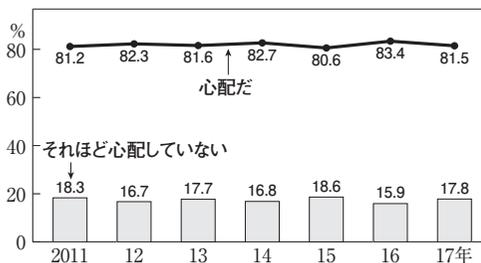
老後生活をそれほど心配していない世帯は少数派で、15~18%で推移している。17年も17.8%だった。

図表9-1 50歳代以上世帯の老後の生活に対する考え方 (17年)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、100%との差は無回答

図表9-2 老後の生活についての考え方の推移



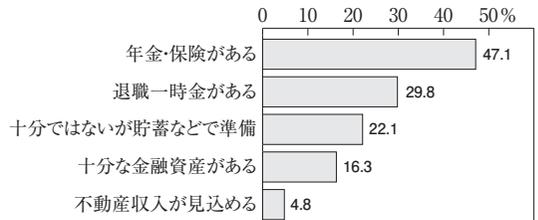
注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、20歳以上の全世帯、心配だは「多少心配」+「非常に心配」

### ■老後生活を心配していない理由

老後生活を心配していない理由を図表9-3で見ると、年金・保険がある、退職一時金があるに集中した。十分な金融資産があるは11.3%だった。

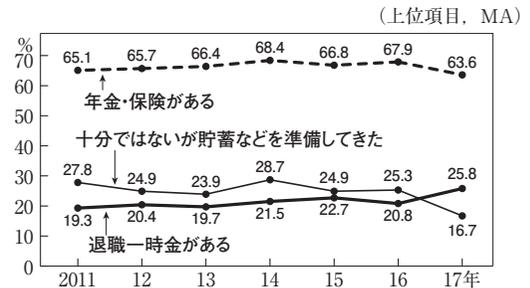
心配していない理由は図表9-4のとおりで、年金・保険があるが圧倒的多数を継続して占めた。

図表9-3 50歳代世帯が老後生活を心配していない理由 (16年, 上位5回答, MA)



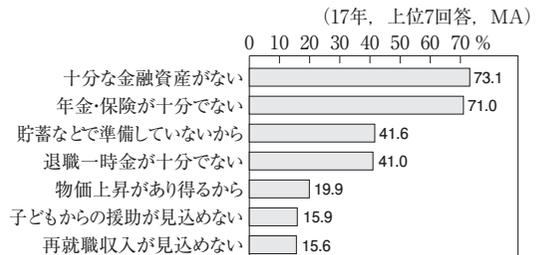
注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、心配していない世帯=100

図表9-4 老後生活を心配していない理由の推移 (上位項目, MA)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、20歳以上世帯全体、心配していない世帯=100

図表9-5 50歳代世帯が老後生活を心配する理由 (17年, 上位7回答, MA)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、心配している世帯=100

## ■ 老後生活を心配している理由

老後生活を心配する理由は図表9-5のとおりだった。

定年直前の50歳代をみると、心配している理由は、年金・保険が十分でない、十分な金融資産がないの2点に集中した。

図表9-6で、20歳以上の世帯について長期的にみると、年金・保険が十分でない、十分な金融資産がないが上位を占め続けている。

## ■ 年金・恩給世帯で苦しいが57%

65歳以上者のいる世帯の生活意識は図表9-7のように、普通が38.4%を占めた。大変苦しい+やや苦しいは57.4%だった。

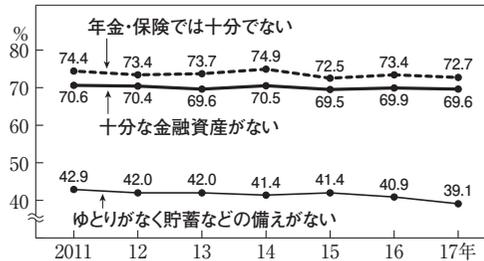
## ■ 男性雇用者で高かった満足度

経済生活を含む生活全般の満足度(満足-不満)を60歳前半層の雇用者についてみると図表9-8のとおりだった。

男性と女性とでは異なっている。男性では満足が不満を8.1ポイント上回った。女性は不満が満足を上回った。

図表9-6 老後生活を心配する理由の推移

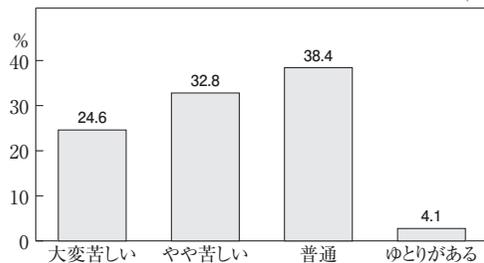
(上位3項目, MA)



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、20歳以上世帯全体、心配している世帯=100

図表9-7 65歳以上者のいる世帯の生活意識

(17年)



注 厚労省「国民生活基礎調査」

現在の生活に対して満足と回答した割合を20歳以上の国民全体でみると図表9-9のとおり、総計で74.7%、60歳代71.0%、70歳以上74.8%で、世代を問わず全体として高率だった。

## ■ 資産・貯蓄に満足は45%

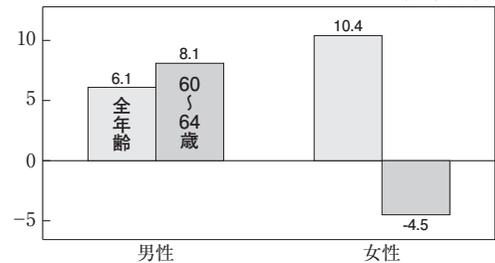
しかし、生活の構成側面別にみると、満足度には違いがあった。

満足度が低かったのは図表9-10のとおり、資産・貯蓄だった。満足は、総計で44.6%、60歳代で46.4%、70歳以上で50.1%と、いずれも図表9-9の生活全般への満足度を下回った。

このように、老後生活を取り巻く環境は今のところ大きな不安の中にあるわけではないが、将来生活や資産・貯蓄といった側面には、多くが不安・不満を抱えていた。

図表9-8 生活全般に関する満足度は60~64歳女性でマイナスに

(18年4月, DI)



注 連合総研「勤労者短観」、雇用者、満足-不満、ともにどちらかといえばを含む

図表9-9 現在の生活に対する満足度合い

(18年4月, %)

区分	満足	どちらともいえない	不満
年齢計	74.7	0.8	24.3
60歳代	71.0	0.4	28.4
70歳以上	74.9	1.3	23.8

注 内閣府「国民生活に関する世論調査」

図表9-10 現在の資産・貯蓄に対する満足度合い

(18年4月, %)

区分	満足	どちらともいえない	不満
年齢計	44.6	1.8	52.2
60歳代	46.4	2.2	51.1
70歳以上	50.1	3.3	44.3

注 内閣府「国民生活に関する世論調査」、100%との差はわからない

高齢者の就業が当然視されるようになる中で、60歳代前半層の雇用者の就業形態は多様化している。65歳以上の就業者数は17年で807万人、就業率は23.0%になった。60歳代前半層の雇用者で仕事に働きがいを感じている割合は男性で40.2%、女性で54.4%を示した。

### ■高齢の就業者数は807万人に増加

65歳以上の高齢の就業者数は図表10-1のとおり、05年の495万人が17年には1.6倍の807万人になった。

65歳以上の労働力人口に占める高齢者の就業率は05年には19.4%だったが、17年には23.0%に上昇した。

高齢者の就業率を年齢階級別にみると図表10-2ようになった。65～69歳では14年の40.1%が17年には44.3%にアップ、2.3人に1人が就業するまでになった。70～74歳の就業率も14年は24.0%だったが、17年には27.2%に上昇した。75歳以上になると、就業率はさすがに10%を下回り、17年は9.0%だった。

高齢者の就業率を男女別にみると図表10-3のようになった。いずれの年齢階層でも男性の就業率が女性を上回っている。65～69歳の就業率は男性54.8%、女性34.4%になった。70～74歳でも男性の就業率は34.2%だった。

高齢者は、就労意欲が高い。もちろん、公的年金だけでは老後生活が維持できないといった切実な環境要因もある。

貯蓄に余裕が乏しく、さらに晩婚化によって、住宅ローンの完済年齢、末子の自立年齢が後ろ倒しになっている中で、65歳以降になっても働かざるを得ない高齢者が増えている。

### ■65歳以上雇用者は人口の26.7%

65歳以上の就業者数は前掲図表10-1でみたとおり近年は急速に増加しており、就業率も高まっている。

65歳以上の高齢者人口は図表10-4のとおり、80年の9.1%が15年には26.7%にまで急速に上昇している。

65歳以上で主に仕事をしている雇用者が同年齢の労働力人口に占める割合は、15年には9.6%になった。この割合は05年には7.0%、10年には7.7

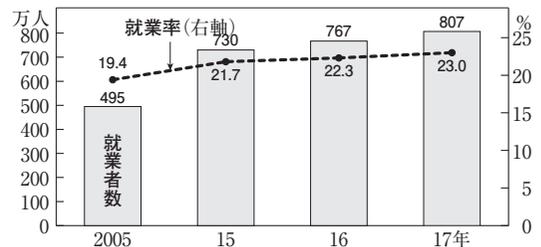
%だった。

ただし、65～69歳に限れば、主に仕事をしている就業者の割合が同年齢層の労働力人口に占める割合は30.8%、雇用者が同年齢層の労働力人口に占める割合は28.1%にもなる。

### ■65歳以上の雇用者は245万人

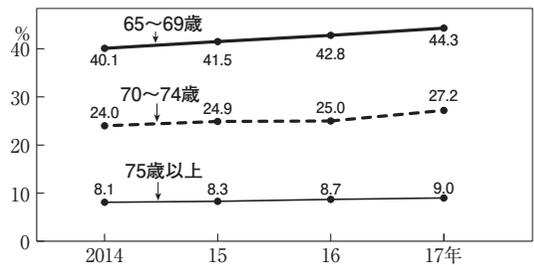
65歳以上の雇用者数は図表10-5のとおり、役員を除き15年には245.2万人になった。05年の

図表10-1 高齢者の就業者数、就業率の推移



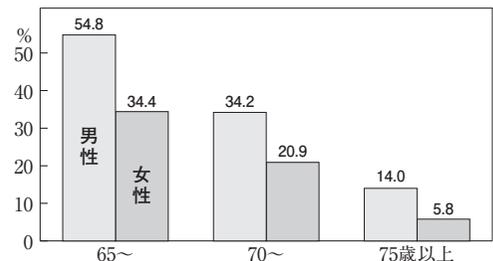
注 総務省「労働力調査」、65歳以上人口に占める割合

図表10-2 高齢者の就業率



注 総務省「労働力調査」、各年齢人口に占める割合

図表10-3 高齢者の年齢階級別の就業率 (17年)



注 総務省「労働力調査」、各年齢人口に占める割合

127.8万人に比べると117万人も増えた。

雇用者数の内訳をみると、15年は、正規が92.9万人、派遣が8.3万人、パートが144.0万人だった。構成比は、パートが最も多く58.7%、正規は37.9%だった。10年は、パートが59.8%、正規が36.5%だったから、正規がやや増えた。

依然としてパートが主流だが、高齢の雇用者が主戦力化しつつある中で、正規登用が増えたと思われる。

### ■高齢者の就労形態は大きく変化

高齢者の就労形態は現役時代に比べ大きく変化している。

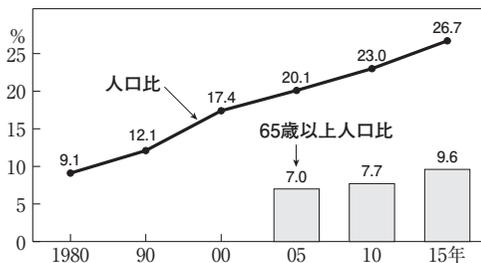
図表10-6によると、50歳代までは、男性では89.6%が正社員として勤務しているが、60歳代前半になると正社員は43.7%に低下、契約社員が50歳代の5.2%から37.9%に急増する。

60歳代前半層では、定年を挟んで従業上の地位が激変することをうかがわせる。

自ら非正社員を選択する向きも少なくないと思われるが、地位の激変によるストレスも大きいと考えられる。

後掲図表10-7でみるとおり、高齢者の中には時間の自由度を重視して敢えてパートを選択する向きもあり、正規化がどこまで進むかは高齢者のニーズ次第だといえるかもしれない。

図表10-4 65歳以上者の人口比と65歳以上雇用者の65歳以上人口比



注 総務省「国勢調査」、雇用者=05年は常雇+臨時、10年は主に仕事

図表10-5 65歳以上の雇用者数 (千人、%)

区分	雇用者計	正規	派遣	パート
2005年	1,278	常雇792、臨時486		
10年	1,588	581	58	949
15年	2,452	929	83	1,440

注 総務省「国勢調査」、10年、15年は主に仕事、役員を除く

### ■雇用契約期間なしが女性で49%

雇用者の契約期間が60歳を挟んでどのように変わったかを15年の連合総研の「勤労者短観」でみると、現役男性では59.2%が雇用期間の定めなしで働いていたが、60~64歳になると32.2%に低下する。代わって、契約期間6カ月超~1年が32.2%、1年超~5年が17.4%に増える。これに対し、女性では変化が小さく、雇用契約期間の定めなしが50歳代の47.6%から60~64歳には48.5%へとやや増加している。

同じ調査から労働時間の変化をみると、現役時代と大きな変化がなかった。

仕事に働きがいを感じている割合は図表10-8のとおり、現役時代とはほぼ変わらなかった。

図表10-6 就業形態は60歳を境に大きく変化

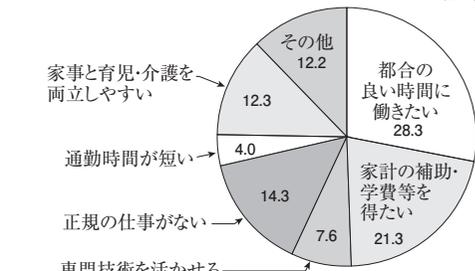
(18年4月、%)

区分	50歳代		60~64歳	
	男性	女性	男性	女性
正社員	89.6	35.4	43.7	22.1
パート	0.5	48.6	4.6	54.4
バイト	0.9	6.7	5.7	7.4
契約社員	5.2	5.5	37.9	10.3
派遣労働者	2.8	3.7	3.4	1.5
嘱託	0.9	0.0	4.6	4.4

注 連合総研「勤労者短観」

図表10-7 高齢者が現在の雇用形態に就いた主な理由

(17年、%)



注 総務省「労働力調査」

図表10-8 60~64歳は仕事に働きがいを感じている

(18年4月、%)

区分	男性		女性	
	50歳代	60~64歳	50歳代	60~64歳
感じている	41.2	40.2	51.2	54.4
感じている わからない	54.0	57.4	42.0	44.2
わからない	4.7	2.3	6.7	1.5

注 連合総研「勤労者短観」、雇用者、感じている/いないにはどちらかといえばを含む

高齢期の経済生活が年金、退職一時金だけで賄い切れないことは、これまでみてきたとおりで、不足分は貯蓄などの金融資産で補てんすることになるが、金融資産の乏しい世帯も少なくない。そこで重要になるのが就業収入であり、高齢者の就業継続意欲はこうした事情も手伝って旺盛になりつつある。就業収入の生活効果は大きい。

### ■30歳代で年金収入と就業収入が接近

老後の生活資金源を公的年金とする割合と就業収入とする割合を年齢別にみると図表11-1にとおりだった。

資金源を公的年金とする割合は60歳代、70歳以上では80%を超える。就業収入とする割合は70歳以上では16.7%にとどまる。

しかし、30歳代では、両者の差は接近し、就業収入と公的年金の差は5.2ポイントだった。40歳代でも公的年金が72.1%、就業収入が61.2%で10.9ポイントの僅差だった。

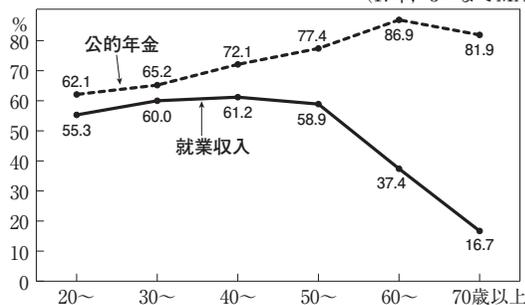
### ■定年到達後に賃金低下は80.3%

JILPTの14年「60代の雇用・生活調査」によると、55歳時に雇用者だった60歳代の継続雇用者のうち定年到達後に賃金が下がったという人は圧倒的多数の80.3%にのぼった。

賃金が低下した人の低下の程度をみると、41～60%減が最も多く35.0%を占め、次いで21～40%減が32.3%だった。

しかし、同じ調査で、継続雇用者以外の定年到達者（転職者など）を含めた集計では、賃金が減少したは41.0%にとどまり、あまり変化しなかつ

図表11-1 老後の生活資金源を就業収入とする割合と公的年金とする割合（17年、3つまでMA）



注 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2人以上の世帯)、就業収入、公的年金と回答した世帯のみ抽出、年齢計は公的年金79.5%、就業収入44.7%

たが32.5%、増加したが2.7%だった。

高齢・障害・求職者雇用支援機構の15年の「高齢者雇用の現状と人事管理の展望」によると、現在の企業に20年以上正社員として働いた経験がある60歳以上の継続雇用者のうち、50歳代の年収が1,000万円以上だった人が30.3%いた。800万～999万円も22.4%いた。しかし、継続雇用後の年収では1,000万円以上は4.6%に減り、800万～999万円も僅か5.0%に減った。

### ■65～69歳正社員の給与は32.4万円

60歳を超えると給与は確実に低下する。問題は、

図表11-2 60歳以上の正規社員の給与（17年、千円）

区分	きまって支給する給与	① 所定内給与	② 年間賞与	月額換算	
				(①×12+②)÷12	
男女計	60～64歳	329.1	313.0	755.8	376.0
	65～69歳	297.0	284.8	466.8	323.7
	70歳以上	296.9	289.7	372.9	320.3
男性	60～64歳	348.1	329.8	796.4	396.2
	65～69歳	306.2	291.4	458.4	329.6
	70歳以上	305.4	296.0	311.6	302.0
女性	60～64歳	275.9	265.8	641.7	319.3
	65～69歳	272.0	264.9	491.3	304.2
	70歳以上	275.7	272.0	526.5	315.9

注 厚労省「賃金構造基本統計調査」, 民間事業所, 10人以上

図表11-3 60歳以上の正社員以外の給与（17年、千円）

区分	きまって支給する給与	① 所定内給与	② 年間賞与	月額換算	
				(①×12+②)÷12	
男女計	60～64歳	245.4	231.6	463.0	270.2
	65～69歳	226.0	213.9	208.1	231.2
	70歳以上	226.8	217.9	148.8	230.3
男性	60～64歳	267.7	252.0	559.3	298.6
	65～69歳	241.4	227.7	235.1	247.3
	70歳以上	246.0	236.0	156.3	249.0
女性	60～64歳	193.9	183.9	239.8	203.9
	65～69歳	186.2	178.2	138.3	189.7
	70歳以上	182.3	175.9	131.2	186.8

注 厚労省「賃金構造基本統計調査」, 民間事業所, 10人以上

低下した給与でどこまで老後生活費を賄えるかということになる。

図表11-2は、60歳以上の正社員の給与をみたものだが、男女計で、所定内給与と年間賞与の月額換算は、60～64歳37.6万円、65～69歳32.4万円、70歳以上32.0万円だった。60歳以上の年齢階層内部でも高齢になれば給与月額は低下することを示している。

男性では、60～64歳の39.6万円が、65～69歳は33.0万円に、70歳以上は30.2万円に低下する。

女性は、給与水準がもともと低いこともあって年齢階層による給与の低下はほとんどみられず、

60～64歳の31.9万円が65～69歳、70歳以上でもほぼ横ばいだった。

高齢正規社員の給与水準は、高齢夫婦無職世帯の16年の消費支出23.6万円を上回り、15～17年平均の老後の必要生活費25.4万円を上回った。

夫婦ともに60歳を超えて正規社員として就業することが可能ならば、計算上の給与月額は60万円を超える。

正社員以外の給与月額は図表11-3のとおりだった。男女計で、60～64歳27.0万円、65～69歳23.1万円、70歳以上23.0万円だった。65～69歳では、男性24.7万円、女性19.0万円であり、仮に夫婦と

図表11-4

一般労働者の就労時間、賃金

(17年、10人以上、学歴計、民営事業所)

区分	年齢階級	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定労働時間(時間)	超過実労働時間(時間)	きまって支給する給与		年間賞与(千円)	年収(千円)	労働者数(十人)
						(千円)	所定内給与(千円)			
男女計	年齢計	42.5	12.1	165	13	333.8	304.3	905.9	4,911.5	2,272,198
	50～54歳	52.5	18.3	165	11	399.8	372.5	1,266.9	6,064.5	255,744
	60～64歳	62.3	18.3	164	8	289.6	274.5	617.5	4,062.7	133,981
	65～69歳	67.2	15.2	166	7	262.3	250.2	340.3	3,487.9	50,211
	70歳以上	73.2	18.0	164	5	267.1	258.9	277.7	3,482.9	15,090
男性	年齢計	43.3	13.5	166	16	371.3	335.5	1,061.8	5,517.4	1,479,701
	50～54歳	52.5	20.8	166	13	456.5	424.0	1,536.7	7,014.7	170,247
	60～64歳	62.3	19.2	165	9	311.1	294.1	687.6	4,417.8	96,343
	65～69歳	67.2	14.8	167	8	274.7	261.0	351.5	3,647.9	36,964
	70歳以上	73.3	17.2	165	6	280.5	270.8	246.5	3,612.5	10,685
女性	年齢計	41.1	9.4	163	8	263.6	246.1	615.0	3,778.2	792,495
	50～54歳	52.4	13.4	163	8	286.7	270.0	729.8	4,170.2	85,497
	60～64歳	62.2	15.8	162	5	234.4	224.3	438.0	3,250.8	37,637
	65～69歳	67.2	16.1	163	5	227.7	220.1	309.0	3,041.4	13,247
	70歳以上	73.3	20.0	161	3	234.8	229.9	303.3	3,120.9	4,405

注 厚労省「賃金構造基本統計調査」、短時間労働者を除く一般労働者(非正規を含む)、年収は本誌試算

図表11-5

標準労働者の賃金

(17年、10人以上、男女計)

年齢階級	男 性				女 性			
	所定内給与(千円)	年間賞与(千円)	年収(千円)	労働者数(十人)	所定内給与(千円)	年間賞与(千円)	年収(千円)	労働者数(十人)
高卒計	324.2	1,275.6	5,166.0	140,293	236.7	779.5	3,619.9	41,620
50～54歳	449.6	1,961.4	7,356.6	16,923	328.5	1,389.9	5,331.9	3,236
60～64歳	272.9	1,070.8	4,345.6	6,623	219.0	780.5	3,408.5	629
65～69歳	260.2	539.0	3,661.4	658	246.5	461.6	3,419.6	35
70歳以上	299.9	359.5	3,958.3	95	269.3	484.3	3,715.9	13
大卒計	393.4	1,670.5	6,391.3	213,506	272.3	933.7	4,201.3	88,797
50～54歳	573.8	2,736.8	9,622.4	22,521	493.6	2,235.5	8,158.7	2,195
60～64歳	357.0	1,292.9	5,576.9	5,201	395.1	1,282.4	6,023.6	274
65～69歳	346.4	1,040.9	5,197.7	668	537.7	2,069.4	8,521.8	41
70歳以上	446.8	556.9	5,918.5	148	337.5	477.1	4,527.1	5

注 厚労省「賃金構造基本統計調査」、標準労働者は、学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続勤務したとみなされる労働者をいう(大卒には大学院卒は含まない)、年収は本誌試算

図表11-6

女性の60～64歳の年収は400万円未満に集中

(18年4月, %)

項 目	本人賃金収入				世帯収入			
	全年齢		60～64歳		全年齢		60～64歳	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
100万円未満	3.9	21.3	5.7	36.9	1.3	1.9	2.3	4.4
100万～	30.7	58.7	35.6	51.4	19.4	26.0	26.4	41.2
400万～	31.3	13.3	26.4	11.7	24.6	20.8	18.3	20.6
600万～	26.7	4.5	26.3	5.9	31.9	23.5	31.0	16.2
1,000万以上	5.8	1.1	4.5	0.0	12.9	8.9	12.6	4.4

注 連合総研「勤労者短観」、雇業者、税込み年収、100%との差は収入なしまたはわからない

も正社員以外であれば、給与月額合計43.7万円になる。

夫婦一方のみの就業であれば老後の必要生活費である25.4万円をようやく確保できる水準だが、共働きであれば、ゆとりある老後生活を賄う資金を確保できる計算になる。

60～64歳を夫婦ともに正社員で働くならば、給与合計は71.6万円となり、計算上は毎月36万円（実収入71.6万円－実支出35.4万円）の貯蓄も可能になる。60～64歳の5年間で2,100万円の金融資産を確保できる。

高齢期の就業は、家計にゆとりをもたらす。しかし、自立していない子供を抱えている場合や、要介護状態にある老親がいる場合、闘病中の家族がいる場合など、すべてが計算どおりにゆかない可能性があることはいうまでもない。

### ■65歳以上で急減する年収

一般労働者の年収を図表11-4でみると、男女とも50～54歳、60～64歳では中間の55～59歳を含めほとんど落ち込みはなかったが、65歳以上になると大幅な落ち込みになる。それでも、65～69歳の年収は、男性で365万円、女性で304万円であり、就業が生活水準の確保に大きく貢献していることがわかる。

標準労働者の年収は図表11-5のとおりだった。大卒では、60～64歳の年収は、男性で520万円だった。

### ■本人賃金と世帯収入の分布

賃金月額は、現役時代に比べ低下するが、共働きであれば相当額を確保できる。しかし、図表11-6のように分散が著しい。

60～64歳の本人の賃金収入は400万円未満が男

図表11-7 60～64歳では職場満足度は高いが賃金・処遇条件は低率

(18年4月, 男性, %)

区 分	60～64歳	全年齢
家計を賄える賃金・処遇条件だ	36.8	46.0
賃金・処遇が適切で納得性がある	29.8	31.8
肉体的疲労を感じる	57.5	36.9
精神的な過度のストレスがある	48.3	28.6
職場の人間関係が良い	50.6	41.9
WLBが適度に取れる	52.8	42.6

注 連合総研「勤労者短観」、雇業者、どちらかといえばを含む

性で41.3%、女性では82.3%を占めた。

60～64歳の世帯収入は、男性では400万円以上1,000万円未満が49.3%を占めたが、女性では100万円以上600万円未満が61.8%だった。

世帯収入の分布を60～64歳と全年齢とで比べると、男性では300万円以下の割合がやや増加した以外、両者に大きな差はなかった。女性では、600万円未満の割合が60～64歳は66.2%で、全年齢の48.5%を上回った。

### ■60～64歳の職場満足度

60～64歳の職場満足度をみると図表11-7のとおりだった。

満足度が最も高かったのは、WLBが適度に取れるで、全年齢の42.6%を10.2ポイント上回る52.8%だった。

職場の人間関係が良いも全年齢を8.7ポイント上回る50.6%だった。

しかし、肉体的疲労を感じる、精神的に過度のストレスがあるは、全年齢を大幅に上回った。

### ■高齢就労世帯の家計は月3.3万円黒字

ゆとりある老後生活を送るためには、年金や退職一時金では十分ではなく、可能ならば65歳以降も就労して収入を得る必要がある。

60歳以上の2人以上の勤労者世帯の家計は図表11-8, 11-9のとおりだった。実収入から非消費支出を差し引いた可処分所得は60~69歳世帯で34.3万円, 実支出から実支出を差し引いた黒字は3.3万円だった。

高齢者世帯では毎月3.3万円貯蓄できる計算になる。

### ■10年間受け取りで月額高卒5.6万円

図表11-10のとおり, 60~69歳の10年間の貯蓄額は, 退職一時金の運用益と毎月の貯蓄額の合計で, 高卒は628万円, 大卒は676万円になる。

仮にこの資金を70歳から分割して10年間, 毎月

図表11-8 高齢勤労者世帯の家計収支

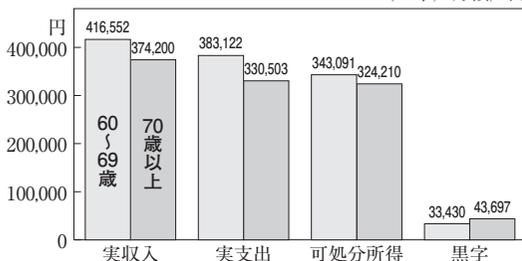
(17年, 2人以上の世帯, 月額, 円)

区 分	注	世帯主年齢	
		60~69歳	70歳以上
世帯人員(人)		2.75	2.50
うち18歳未満(人)		0.09	0.10
有業人員(人)		1.89	1.57
1 実収入	2+6	416,552	374,200
2 経常収入	3+4+5	411,115	367,541
3 勤め先収入		330,197	211,465
うち世帯主		269,104	186,674
うち配偶者		43,730	16,381
うち他の世帯員		17,363	8,409
4 事業・内職収入		3,381	14,950
5 他の経常収入		77,537	141,126
6 特別収入		5,437	6,659
7 実支出	8+9	383,122	330,503
8 消費支出		309,661	280,513
9 非消費支出		73,461	49,989
直接税		32,461	28,446
社会保険料		40,966	21,539
その他の非消費支出		34	5
10 可処分所得	1-8	343,091	324,210
11 黒字	1-7	33,430	43,697

注 総務省「家計調査」

図表11-9 高齢勤労者世帯の収入・資質, 可処分所得, 黒字のあらまし

(17年, 月額, 円)



注 図表11-8による

受け取ることにすれば, 高卒で5.63万円, 大卒で6.07万円確保できる。

また, 70歳から20年間で受け取ることにすれば, 毎月の受取額は, 高卒で3.03万円, 大卒で3.26万円になる。

これに厚生年金月額22.1万円を加え, さらに退職一時金分割分(高卒8.1万円, 大卒12.8万円)を加えると, 10年分割で高卒35.8万円, 大卒40.8万円になる。20年分割では, 受取額は3万円へと少なくなるが, 30万円台を確保でき, 前掲図表1でみたゆとりある老後生活費に近い資金を確保できる。

ゆとりある老後生活のためには60歳以降の就労が欠かせない。

図表11-10 69歳以降まで働いたときの所得の試算

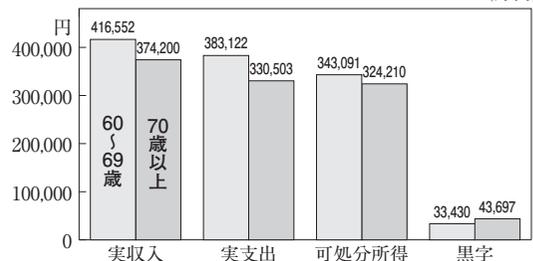
(17年, 万円)

区 分	世帯主年齢	
	高卒	大卒
退職一時金	1,602	1,980
退職一時金運用益	202	250
毎月の貯蓄可能額(黒字)	3.34	
10年後の貯蓄元利合計額	426	
10年間の年金化受け取り月額	5.63	6.07
20年間の年金化受け取り月額	3.03	3.26
公的年金受取額	22.1	

注 図表1.2より本誌試算, 退職一時金は図表1-2(60歳時受け取り), 退職一時金運用益は利回り年1.5%で運用した時の利息分, 毎月の積立金利合計額は図表11-8の貯蓄(黒字)の元利合計額, 年金受取額は退職一時金運用益+貯蓄元利合計を年1.5%で運用したときの受取額

図表11-9 就労による貯蓄額と退職一時金運用益を年金化したときの受取額

(万円)



注 図表11-10による

# 厚生年金の 収支決算の概要

— 利回りは6.51%にアップ —

## 被保険者数は3,905万人に増加

被保険者数は、17年平均で総数3,905万人になった。前年の年平均3,782万人に比べると123.5万人増えた。

年度末をみると図表1のとおり、16年度末は総数で3,822万人、09年度末より397万人増え、5年前の11年度末より370万人増加した。

11年度末から16年度末までの増加幅を男女別にみると、男子一般が174万人増だったのに対し、女子は197万人増となり、男子を上回った。

## 総報酬は男子一般で501万円に停滞

標準報酬額（総報酬ベース）は図表2のとおり停滞している。

男子は、09年度から16年度の間の上昇率が1.6%にとどまり、17度は前年度と同額の501万円だった。女子は緩やかながら増加し、16年度は329万円になった。

## 17年度の保険料は年間79.2万円に

被保険者の1人当たり保険料は図表3のとおり、増加が続いており、09年度の64.5万円が17年度は

図表1 第1号被保険者数 (年度末、千人)

区分	総数	男子		女子
		計	一般	
2009年度	34,248	22,193	22,137	12,055
10年度	34,412	22,241	22,186	12,171
11年度	34,515	22,242	22,188	12,273
12年度	34,717	22,279	22,226	12,439
13年度	35,273	22,566	22,513	12,707
14年度	35,985	22,929	22,876	13,057
15年度	36,864	23,376	23,323	13,488
16年度	38,218	23,980	23,927	14,238
17年度	* 39,052			

注 計は坑内員、船員を含む、\*は年間平均

79.2万円にアップした。伸び率は22.8%で、同期間中の標準報酬額（総報酬ベース）の伸び率1.5%をはるかに上回った。

## 16年度の年金給付額は男子16.7万円

受給権者1人当たりの老齢年金給付額は図表4のとおりだった。

16年度の年金月額をみると、男子は被保険者期間443カ月で16.7万円、女子は同328カ月で10.3万円だった。

年金月額の09年度から16年度までの伸び率は、男子が△5.1%、女子は△1.0%だった。男女とも年金月額は減少している。特に、男子は、被保険者期間が12月増加しているにもかかわらず、1万円近く低下した。

## 16年度の収支は3,007億円の黒字

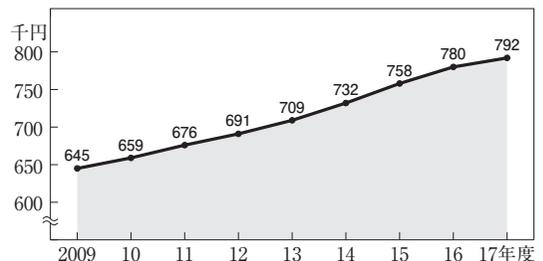
収入と支出の状況を見ると図表5のとおり、09年度には7,734億円の赤字が、その後は凹凸はあるものの黒字で推移している。16年度は3,007億円の黒字だった。

収入に占める支出の割合は、09年度には102.0%だったが、その後は90%台の高率ながら、緩やかに低下し、16年度は93.6%に低下した。

図表2 第1号被保険者の標準報酬額（総報酬ベース） (1人当たり、千円)

区分	総数	男子		女子
		計	一般	
2009年度	4,310	4,936	4,935	3,162
10年度	4,307	4,927	4,927	3,174
11年度	4,313	4,936	4,936	3,186
12年度	4,314	4,936	4,935	3,200
13年度	4,326	4,948	4,948	3,224
14年度	4,362	4,992	4,991	3,254
15年度	4,381	5,013	5,012	3,284
16年度	4,375	5,012	5,012	3,292

図表3 第1号被保険者の1人当たり年間保険料



注 17年度は本誌試算

図表4

## 受給権者1人当たりの老齢年金給付額

(年度末、千円)

区 分	計		男 子		女 子	
	被保険者期間(月)	年金月額	被保険者期間(月)	年金月額	被保険者期間(月)	年金月額
2009年度	391	153	431	176	304	104
10年度	394	150	433	171	308	104
11年度	396	149	435	170	312	104
12年度	399	148	437	170	315	102
13年度	401	146	440	166	319	102
14年度	402	145	442	165	323	102
15年度	405	145	443	166	326	102
16年度	405	146	443	167	328	103

## 17年度の年金積立金は155兆円に増加

年金積立金は図表6のとおり、17年度は、簿価ベースで112兆円、時価ベースで過去最高の155兆円になった。

時価ベースの積立金は、09年度から12年度まで低迷していたが、13年度は123兆円に、14,15年度は130兆円台に増加、16年度は144兆円、17年度は155兆円になった。

なお、15年10月に被用者年金制度が一本化されたが、厚生年金には年金特別会計厚生年金勘定のみが計上されており、共済組合等は含まれていないとされている。

## 17年度の運用利回りは6.51%

運用利回りは図表7のとおり、15年度には△

図表5 収支の状況 (億円)

区 分	①収入	②支出	①-②	②÷①(%)
2009年度	380,079	387,813	△7,734	102.0
10年度	404,056	401,151	2,905	99.3
11年度	403,781	397,473	6,308	98.4
12年度	391,600	387,650	3,950	99.0
13年度	392,448	389,197	3,281	99.2
14年度	413,134	395,497	1,763	95.7
15年度	451,644	429,008	2,264	95.0
16年度	487,556	456,595	3,007	93.6

図表6 年金積立金 (億円)

区分	簿価ベース	時価ベース
2009年度	1,195,052	1,207,568
10年度	1,134,604	1,141,532
11年度	1,085,263	1,114,990
12年度	1,050,354	1,178,823
13年度	1,031,737	1,236,139
14年度	1,049,600	1,366,656
15年度	1,072,240	1,339,311
16年度	1,103,321	1,444,462
17年度	1,119,295	1,549,035

3.63%に低下したが、その後は好調で、12年度から14年度の水準には及ばないものの、16年度5.47%、17年度6.51%になった。

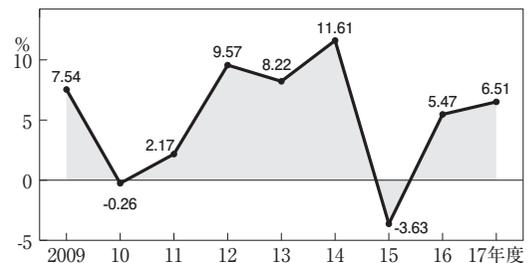
参考までに企業年金連合会調べから企業年金の運用利回りをみると図表8のとおり、17年度は7.27%だった。

企業年金の運用利回りと前掲の厚生年金の運用利回りを比べると、両者とも同じような動きを示している。10年、15年度はともにマイナスだった。プラスだった年度をみると、企業年金の利回りが厚生年金の利回りを上回っている。

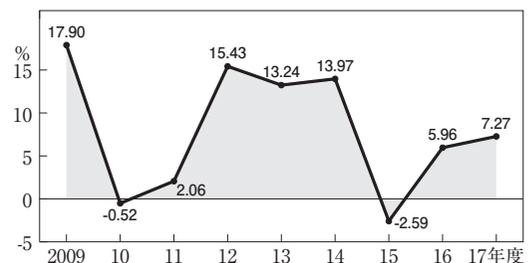
企業年金の17年度を含む過去5年の平均利回りは7.40%、同10年は4.89%、運用が自由化された96年からの利回りは4.24%とされている。

※厚生年金・国民年金の収支決算の概要および厚生年金保険・国民年金保険事業年報による

図表7 運用利回り



図表8 企業年金(基本年金等)の運用利回り



注 年金連合会「年金試算運用状況」、17年度は速報

# 社会保障の給付と負担への考え方

社会保障の給付と負担の関係をどう考えるかは、これまでも、そしてこれからも重要テーマであり続けると思われる。厚労省では本年9月に最新の結果をまとめたが、近年だけでも今回を含め6回の調査がある。あらましをみることにする。

## 「負担増はやむを得ない」が低下傾向

社会保障の給付と負担に対する意識には、給付水準引き上げのためには負担増もやむを得ない、給付水準を引き下げ負担も減らすべきだ、現状程度の給付と負担でよいなどとする意見があり、揺れ動いている。

図表1は、図表2の各年調査の中から、社会保障の給付水準を引き上げまたは給付水準維持のため大幅またはある程度の負担増はやむを得ないと回答した割合を表示したもの。調査によって設問、ニュアンスに微妙な差があるが、ここでは、少量を捨てて表示した。

結果は、給付水準の引き上げ・維持のためには

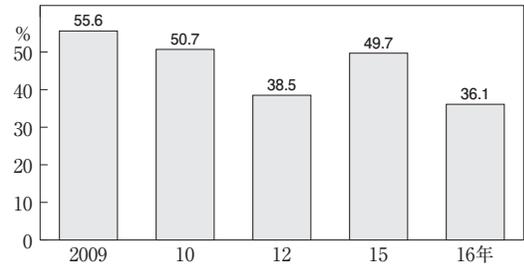
負担増もやむを得ないとする回答割合が凹凸をみせながらも、減少している。16年調査では過去最低の36.1%になった。

このほか、16年調査で初の設問だった、給付水準をある程度引き下げつつ負担増もやむを得ないが18.0%みられた。

## 負担を従来どおり・減らすべきは17.0%

給付水準をある程度あるいは大幅に引き下げ、

図表1 社会保障の給付水準を引き上げまたは水準維持のため大幅またはある程度の負担増はやむを得ないと回答した割合



注 図表2による

図表2 今後の社会保障の給付水準と負担度合についての考え方

(%)

区 分	2009年	10年	12年	13年	15年	16年
水準を引き上げ、そのための大幅負担増もやむを得ない	12.4	18.1	12.6		3.2	11.6
水準を維持し、少子高齢化による負担増はやむを得ない	43.2	32.6	25.9			24.5
水準を保つために、ある程度の負担増はやむを得ない					46.5	
ある程度の水準の引き下げ、および負担増もやむを得ない			18.3			18.0
水準をある程度引き下げつつ、ある程度の負担増もやむを得ない	20.1	21.5	8.1		21.8	7.7
水準をある程度引き下げ、従来どおりの負担とするべき	8.9	14.5	6.6		14.4	9.3
水準を大幅に引き下げ、負担を減らすべき	8.0	8.6	4.7			18.7
その他			22.3		14.1	4.6
わからない	7.4	4.7	1.6			5.4
不詳						
大幅な負担増もやむを得ない				0.8		
ある程度の負担増はやむを得ない				20.7		
現状程度の負担とすべき				41.6		
ある程度負担は減らすべき				21.8		
大幅に負担を減らすべき				6.4		
その他				3.5		
不詳				4.2		
水準は大幅に引き上げるべき				6.0		
水準はある程度引き上げるべき				29.4		
水準は維持すべき				48.2		
ある程度引き下げるべき				7.7		
大幅に引き下げるべき				1.9		
その他				3.7		
不詳				3.1		

注 いずれも厚労省調べ 調査名は、09年＝社会保障における公的・私的サービスに関する意識等調査、10年＝社会保障を支える世代に関する意識等調査、12年＝高齢期における社会保障に関する意識等調査、13年＝社会保障制度改革に関する意識等調査、15年＝社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査、16年＝社会保障を支える世代に関する意識調査

負担は従来どおり、または減らすべきだは前年の36.2%から17.0%に減少した。

回答には、その他、わからない、不詳が毎回一定程度みられたが、16年調査では、過去に比べ、その他が多かった。12年調査、15年調査では、わからないが目立った。

13年調査は、設問を負担のあり方と給付水準とに分けて聞いており、他の年の調査とは異なる。ただし、2つの集計結果のクロス分析も行なっている。クロス集計では、給付水準を大幅に引き上げる×大幅な負担増はやむを得ないは0.5%だった。給付水準を維持する×負担は現状を維持すべきだは30.0%だった。

### 給付水準引き上げ・負担増容認は男性優位

給付と負担に対する意識を16年調査から男女別にみると図表3のようになった。

男女差が目立ったのは、給付水準を引き上げ・そのための大幅負担増もやむを得ないで、男性14.2%、女性9.2%で、男性優位だった、およびその他の回答割合で、男性の15.1%に対し女性が22.1%を占めたことであった。

男女とも最も多かった回答は、給付水準を維持しつつ、少子高齢化による負担増はやむを得ないとするものだった。男性の25.4%、女性の23.7%が回答した。

男女差がほとんどない回答もあった。給付水準をある程度引き下げつつ・ある程度の負担増はやむを得ないとするもの、男性は17.8%、女性は18.2%だった。

全体的には、負担増はやむを得ないとするもの

図表4

今後充実させるべき社会保障の分野

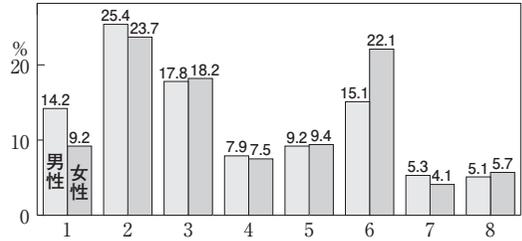
(MA, %)

区分	総数		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~64歳		65歳以上	
	2013年	16年	2013年	16年	2013年	16年	2013年	16年	*2013年	16年	2013年	16年
老後の所得保障(年金)	64.5	71.6	45.2	59.4	57.2	67.7	67.2	70.7	72.0	74.8	66.1	73.7
高齢者医療や介護	51.7	54.3	27.8	40.0	34.1	46.2	47.0	51.6	54.8	56.5	64.6	60.0
子ども・子育て支援	36.6	40.0	60.5	64.2	64.1	65.5	44.1	48.5	28.9	37.9	19.2	23.3
医療保険・医療供給体制など	40.6	35.0	40.3	32.2	40.7	35.5	40.9	36.4	41.1	33.6	40.4	35.9
健康の保持・促進	15.0	20.0	17.5	17.8	14.3	15.9	12.8	18.0	13.2	21.2	15.9	22.2
障害者福祉	10.6	6.3	11.4	6.6	8.9	4.5	11.6	7.4	10.9	6.1	10.3	6.5
生活保護	5.5	5.0	5.0	6.6	3.7	3.4	5.2	5.2	6.1	5.4	6.4	4.8
雇用の確保や失業対策	30.0	21.7	48.9	31.0	37.5	30.0	34.7	27.0	37.3	25.3	16.4	11.5
その他	0.5	0.9	0.5	1.4	0.5	0.5	0.4	0.9	0.4	0.7	0.7	1.2
不詳	5.8	6.8	5.0	5.3	3.8	3.8	3.4	4.4	4.1	5.4	9.4	10.3

注 いずれも厚労省調べ、調査名は、13年=社会保障制度改革に関する意識等調査、16年=社会保障を支える世代に関する意識調査、\*13年の50~64歳は50~59歳

図表3 今後の社会保障の給付と負担についての考え方

(16年, 男女別)



注 図表の1~8の回答内容は下記のとおり

- 1 水準を引き上げ、そのための大幅負担増もやむを得ない
- 2 水準を維持し、少子高齢化による負担増はやむを得ない
- 3 水準をある程度引き下げつつ、ある程度の負担増もやむを得ない
- 4 水準をある程度引き下げ、従来どおりの負担とするべき
- 5 水準を大幅に引き下げ、負担を減らすべき
- 6 その他
- 7 わからない
- 8 不詳

が目立った。

### 年金、介護、子育て充実に関心高まる

今後充実させるべき社会保障の分野に対する意識を13年調査と16年調査で比べると図表4のとおりだった。

総数では、老後の所得保障(年金)が64.5%→71.6%、高齢者医療や介護が51.7%→54.3%、子ども・子育て支援が36.6%→40.0%となり、増加が目立った。

年齢階層別で見ると、老後の所得保障、子ども・子育て支援は、いずれの年齢階層でも、増加が目立った。老後の所得保障は、20歳代で45.2%→59.4%、30歳代で57.4%→67.7%と顕著に増加した。子ども・子育て支援は、13年時点でも高率だったがさらにアップし、50歳代以上でも増加が目立った。

# 福利厚生 アラカルト

9月下旬分

## ●16年の人口動態統計（確定数）

本号61頁に掲載

## ●女性の就業希望者数は300万人

17年版の「働く女性の実情」では、わが国では、①就業を希望しながら働いていない女性が約300万人いること、②出産・育児を理由に離職する女性が依然として多く再就職後は非正規となるケースが多いこと、③女性雇用者の半数以上が非正規で働いていること、④管理職に占める女性の割合が欧米、アジア諸国に比べて低いことなどを指摘した。（厚労省HP, 9.18）

## ●有料老人ホームの定員数は51.9万人

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）を除く有料老人ホームの定員数を17年の「社会福祉施設等調査」は、前年より3.6万人増えて51.9万人になったとした。

サ高住を除く有料老人ホームは、老人を入所させ、入浴、排泄もしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活に必要な便宜を提供する施設と定義されている。

なお、サ高住は、60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅をいうとしている。

有料老人ホームの経営は82.8%が営利法人となっている。（厚労省HP, 9.20）

## ●介護保険施設定員は96.9万人に

17年の「介護サービス施設・事業所調査」によると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を合わせた介護保険施設の定員数は、17年度には過去最高の96万8,529人となり、前年度より8,777人増えた。

17年度の内訳は、介護老人福祉施設54.2万人、介護老人保健施設37.3万人、介護療養型医療施設5.9万人だった。

1施設当たりの定員数は、介護老人保健施設が最も多く86.2人、次いで介護老人福祉施設の68.7人、介護療養型医療施設の44.6人の順だった。（厚労省HP,

9.20）

## ●17年度の概算医療費は42.2兆円、2.3%増

本号62頁参照

## ●16年の国民医療費は42.1兆円、△0.5%

「国民医療費の概況」によると、16年の国民医療費は42兆1,381億円で、変動率は△0.5%だった。

国民医療費と概算国民医療費との関係は、概算医療費が労災、全額自己負担医療費などを除いた費用、国民医療費はこれを含めたもので、前者は後者の約98%に相当するとされている。

人口1人当たりの医療費は前年を0.4%下回る332.0千円だった。

国民医療費、1人当たり医療費が前年度を下回ったのは06年度以来10年ぶり。

国民医療費の制度別費用内訳は、公費が38.6%、保険料が49.1%、その他が12.2%だった。その他には患者負担が含まれる（11.5%）。

診療種類別の医療費構成は、入院37.5%、入院外34.2%、歯科6.8%、薬局調剤18.0%、入院時食事・生活医療1.9%、訪問看護0.4%、療養1.3%だった。（厚労省HP, 9.21）

## ●17年度の健保組合保険料率は9.167%

「健保組合決算見込みの概要」によると、17年度の健保組合の平均保険料率は9.167%で、前年度を0.057ポイント上回った。

保険料率が協会けんぽの平均保険料率である10%以上になった健保組合数は314にのぼり22.5%を占めた。赤字組合数は39増加して580組合、全体の41.6%を占めた。

被保険者数は33万人増加して過去最高の1,651万人だった。

現行の高齢者医療制度導入前の07年度からの10年間で、年報酬総額は3万9,555円減少、被保険者1人当たりの年間保険料負担額は10万5,960円増加した。

経常支出は、保険料収入の2,368億円（4.4%増）を上回る3,405万円で4.4%増加した。法定給付額は829億円で2.2%増、拠出金額は2,446億円で7.5%増加した。

18年2月末の平均介護保険料率は1.465%で、前年度に比べ0.044ポイントアップした。協会けんぽの介護保険料1.65%以上の健保組合は306で22.0%を占めた。

介護保険収入は8,051億円で、保険料の引き上げなどで前年度より6.27%増加した。1人当たりの介護保険料は9万920円、前年度より2,856円、3.24%増加した。（健保連HP, 9.25）

# 介護保険の受給者数，費用・給付額

介護保険の保険サービスの実受給者数は604.1万人に，保険サービスの自己負担額は居宅10.5千円，地域密着17.8千円，施設30.1千円になった。保険外費用を含めると老人福祉施設では約12万円になる。介護保険があっても要介護者の自己負担額は増加を続けている。

## 被保険者数と受給者数

### 被保険者数は59万人増の3,440万人

介護保険の第1号被保険者数は図表1のとおり，16年度で日本人総人口の27.5%，うち75歳以上が同13.6%を占めるまでになった。

第1号被保険者数は16年度末で3,440万人，前年度より58.9万人増えた。65～74歳の前期高齢者は1,745万人，75歳以上の後期高齢者は1,695万人だった。前年同期より，前期高齢者は4,308人，後期高齢者は59万人増加した。

### 認定者数は632万人

要支援・要介護認定者数は16年度末で632万人，うち第1号被保険者数は619万人，男性189万人，女性429万人になった。

第1号被保険者数に占める要支援・要介護者数の割合は図表2のとおり，11年度末は17.3%だったが，14年度末，15年度末には17.9%になり，16年度末は18.0%に上昇した。

認定者の介護度レベル分布をみると，要支援1が89万人，同2が87万人，要介護1が126万人，同2が110万人，同3が83万人，同4が76万人，同5が60

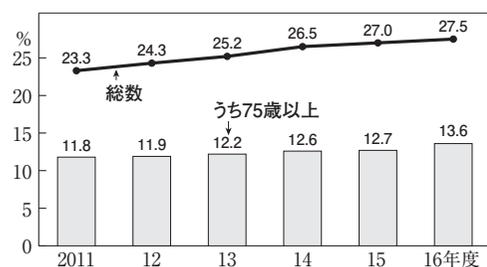
万人だった。要支援1～要介護2の軽度が65.2%を占めた。

### 実受給者数は604万人，9.7万人減少

介護予防・介護サービスの重複受給者分を除いた年間実受給者数は図表3のとおり，毎年度増加していたが，17年度は604.1万人となり，前年度より9.7万人減少した。

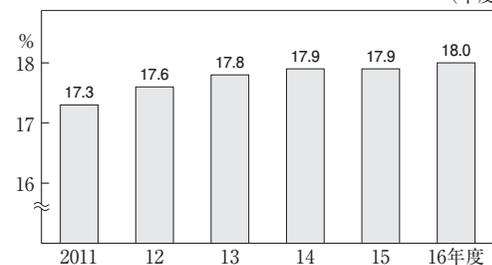
図表4は，サービス種別に年間実受給者数の推移をみたものだが，予防サービスと介護サービスの総数を合計しても図表3の数値とは一致しない。これは，予防サービスと介護サービスの重複受給者がいることによる。

図表1 総人口に占める第1号被保険者数の割合



注 厚労省「介護保険事業状況報告」，総人口は総務省調査（各年10月1日現在），被保険者数は年度末現在，各図表とも10年度の数値には福島県内5町1村は含まれていない

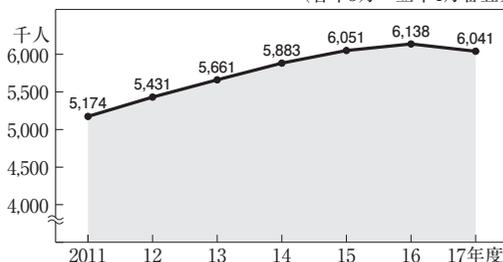
図表2 第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合 (年度末)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表3 介護予防・介護サービスの年間実受給者数

(各年5月～翌年4月審査分)



注 厚労省「介護給付費等実態調査」，実受給者数は同一人が同年度内に2回以上受給した場合でも1回とカウントした人数をいう，ただし，介護予防と介護サービスの重複利用者を含むため図表4の各統計の合計とは一致しない

図表4

サービス種類別の年間実受給者数

(各年5月～翌4月, 千人)

区 分	2011年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
介護予防サービス 総数	1,273	1,342	1,430	1,511	1,560	1,500	1,228
居宅	1,262	1,330	1,417	1,497	1,544	1,484	1,210
訪問通所	1,226	1,291	1,375	1,453	1,498	1,430	1,138
短期入所	40	43	45	46	47	48	48
居宅療養管理指導	43	48	55	62	67	75	82
特定施設入居者生活介護	32	34	36	38	39	41	44
介護予防支援	1,227	1,292	1,377	1,453	1,498	1,430	1,146
地域密着型介護予防サービス	13	15	17	18	20	22	23
介護サービス 総数	4,201	4,385	4,554	4,710	4,840	4,976	5,096
居宅	3,151	3,310	3,458	3,598	3,707	3,735	3,851
訪問通所	2,849	2,980	3,101	3,215	3,305	3,284	3,372
短期入所	763	788	809	824	822	838	852
居宅療養管理指導	547	609	675	751	810	891	970
特定施設入居者生活介護・老健	178	194	208	221	232	247	262
特定施設入居者生活介護・病院等		1	1	2	4	6	6
居宅介護支援	2,904	3,033	3,153	3,267	3,351	3,446	3,532
地域密着型サービス	401	440	469	510	538	1,119	1,151
施設サービス	1,135	1,172	1,191	1,210	1,232	1,251	1,266
介護福祉施設	562	587	603	620	640	657	673
介護保健施設	499	521	529	539	548	552	559
介護療養施設	127	119	112	105	97	92	84

注 厚労省「介護給付費等実態調査」

### 受給者数は居宅が391万人

図表4から年間の実受給者数をサービス種別に見ると、居宅は17年度に121万人となり、11年度に比べ5万人減、介護サービスの居宅は385万人、同70万人増、施設は127万人、同16万人増、居宅介護支援は353万人、63万人増、地域密着は115万人、同79万人増だった。

図表5から16年度の月平均受給者数をみると、居宅が390.9万人、地域密着型が77.0万人、施設が92.3万人だった。前年度に比べ、居宅1.5万人増、地域密着型36万人増、施設1.1万人増だった。

### 認定者数の88.6%占める

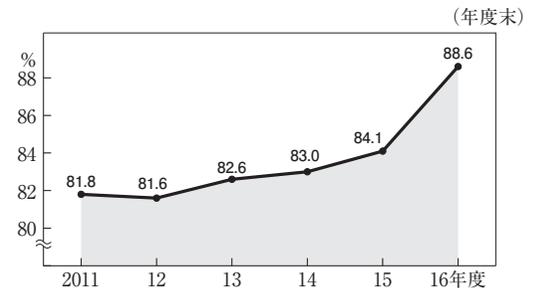
年度末の認定者数（第2号被保険者を含む）に占める介護サービス受給者の割合は図表6のとおり、16年度には88.6%になった。12年度の81.6%を底に上昇が続いている。

## 費用額と給付額

### 費用額、給付額の総額

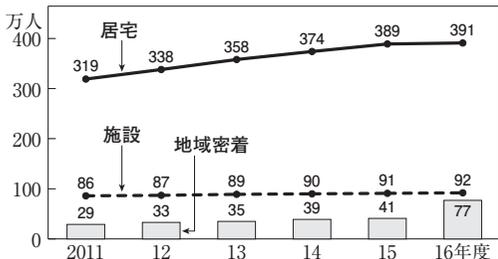
給付額（利用者負担額を除く）+ 公費負担額 +

図表6 認定者数に占めるサービス受給者数の割合



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表5 サービス種別の受給者数 (月平均)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表7 受給者1人当たりの費用額、給付額 (千円)

区 分	費用 額			給 付 額		
	居宅	地域密着	施設	居宅	地域密着	施設
2011年度	108.6	220.2	292.8	98.8	198.4	264.0
12年度	110.7	226.7	293.0	100.7	204.2	264.1
13年度	111.2	226.7	291.5	101.1	204.1	262.5
14年度	112.1	228.6	293.5	101.9	205.8	264.4
15年度	111.0	229.5	290.0	100.3	205.6	260.4
16年度	105.4	165.4	287.9	94.9	147.6	257.8

注 厚労省「介護保険事業状況報告」

利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額である費用額は、介護保険事業状況報告（状況報告）では当年3月～翌年2月の累計で16年度は9兆6,611億円、前年同期より1,741億円増えた。介護給付費等実態調査（実態調査）では当年5月～翌年4月審査分の累計で17年度は9兆9,320億円、前年同期より2,396億円増えた。

給付額は、状況報告では16年度は8兆6,717億円、前年度より1,255億円増加、実態調査では17年は8兆8,761億円、前年より2,137億円増加した。ともに増加幅は費用額が給付額を上回った。

### 1人当たり費用額と給付額

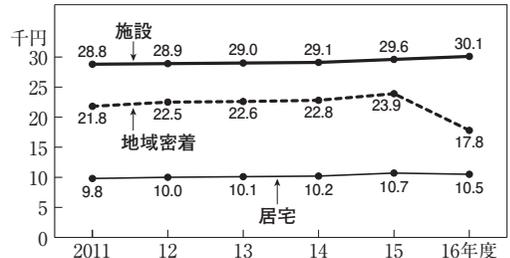
受給者1人当たりの費用額と給付額は、状況報告分が図表7～10、実態調査分が図表11～12のようになった。介護サービスの大分類別にみると次のようになる。詳細は各表を参照されたい。

居宅は、状況報告の16年度で費用額10.5万円、給付額9.5万円、実態調査の17年は費用額が予防2.6万円、介護11.9万円、給付額はそれぞれ2.3万円、10.5万円だった。

地域密着は、状況報告の16年度で費用額16.5万円、給付額14.8万円、実態調査の17年は費用額が予防8.1万円、介護16.4万円、給付額がそれぞれ7.2万円、14.6万円だった。

施設は、状況報告の16年度で費用額28.8万円、給付額25.8万円、実態調査の17年は費用額29.0万円、給付額25.9万円だった。

図表8 受給者1人当たりの費用額と給付額の差（自己負担額）



注 厚労省「介護保険事業状況報告」, 食費+居住費の計(月30日で計算), このほか、保険外の自己負担が、たとえば、施設では、老福で92.6千円、老健で78.9千円、医療で63.2千円(厚労省、介護サービス施設・事業所調査、16年)

図表9

介護サービス種類別の受給者1人当たり費用額

(16年度, 円)

区分	要支援		要介護					
	1	2	1	2	3	4	5	
居宅	訪問介護	17,706	22,808	37,843	52,617	87,518	118,784	157,286
	訪問入浴介護	29,826	40,777	55,756	60,062	62,755	64,594	70,990
	訪問看護	26,312	36,092	39,081	43,676	46,012	50,705	62,461
	訪問リハビリ	26,448	33,966	36,917	37,585	38,456	38,320	38,480
	居宅療養管理指導	11,904	11,550	12,677	12,776	13,034	13,055	13,171
	通所介護	19,763	38,210	67,186	85,112	109,554	122,062	132,733
	通所リハビリ	22,286	42,936	63,709	78,711	96,700	107,887	116,590
	短期入所生活介護	25,843	41,210	59,611	77,114	116,102	135,495	137,868
	短期入所療養介護・老健	29,147	48,210	63,230	73,296	95,582	109,354	120,208
	短期入所療養介護・病院等	30,103	46,770	62,524	80,090	108,455	130,908	139,915
福祉用具貸与	5,453	6,690	7,610	13,114	16,137	20,027	24,705	
特定施設入居者生活介護	62,187	102,645	174,913	195,022	217,958	239,505	261,048	
介護予防支援・居宅介護支援	4,615	4,612	13,065	13,093	16,459	16,528	16,509	
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	233,000	30,500	78,293	125,255	193,348	238,291	286,181
	夜間対応型訪問介護	4,500	5,500	21,197	23,042	32,468	46,440	60,887
	認知症対応型通所介護	35,729	64,019	91,339	113,011	139,991	151,381	161,501
	小規模多機能型居宅介護	49,397	86,911	133,515	187,808	260,905	282,781	310,266
	認知症対応型共同生活介護	4,000	242,319	256,175	268,887	277,150	281,637	287,647
	地域密着型特定施設入居者生活介護			172,128	192,719	214,031	233,683	255,711
	地域密着型老人福祉施設入居者生活介護	122,500	5,000	222,359	245,168	264,569	285,422	307,307
	複合型サービス	126,000	158,333	149,191	204,186	277,223	311,299	351,290
施設	介護老人福祉施設 平均270,122	7,000	4,500	211,606	234,190	252,309	271,842	291,165
	介護老人保健施設 平均295,472	15,069	25,143	254,424	271,616	292,679	309,934	326,591
	介護療養型医療施設 平均388,781	19,000	5,000	240,788	274,254	345,403	382,843	407,606

注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表10

介護サービス種類別の受給者1人当たり給付額

(16年度、円)

区分	要支援		要介護					
	1	2	1	2	3	4	5	
居宅	訪問介護	15,754	20,340	33,710	46,871	77,943	105,803	140,129
	訪問入浴介護	26,593	36,471	49,619	53,442	55,769	57,485	63,167
	訪問看護	23,301	32,010	34,644	38,686	40,740	44,993	55,514
	訪問リハビリ	23,457	30,186	32,718	33,340	34,083	33,961	34,122
	居宅療養管理指導	10,504	10,232	11,240	11,330	11,549	11,569	11,684
	通所介護	17,599	34,101	59,921	75,905	102,061	108,899	118,487
	通所リハビリ	19,834	38,283	56,726	70,054	85,997	95,965	103,718
	短期入所生活介護	23,033	36,801	53,194	68,859	103,655	121,009	123,184
	短期入所療養介護・老健	25,868	43,065	56,344	65,304	85,093	97,277	107,072
	短期入所療養介護・病院等	26,946	41,789	55,909	71,775	96,819	116,980	124,794
福祉用具貸与	4,862	5,968	6,778	11,672	14,357	17,829	21,998	
特定施設入居者生活介護	54,603	90,321	154,309	171,947	191,929	211,039	230,112	
介護予防支援・居宅介護支援	4,615	4,612	13,065	13,093	16,459	16,528	16,509	
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	210,000	24,500	69,458	111,017	171,592	211,329	253,947
	夜間対応型訪問介護	3,500	5,000	18,832	20,460	28,727	41,046	53,922
	認知症対応型通所介護	31,767	57,217	81,418	100,613	124,527	134,825	143,890
	小規模多機能型居宅介護	44,052	77,641	119,208	167,630	232,844	252,344	276,846
	認知症対応型共同生活介護	3,500	216,897	229,009	240,201	247,267	251,321	256,934
	地域密着型特定施設入居者生活介護			152,773	171,031	189,805	207,490	227,131
	地域密着型老人福祉施設入居者生活介護	110,500	4,000	199,347	219,652	236,786	255,483	275,063
	複合型サービス	114,000	136,000	132,749	181,437	246,354	276,538	312,621
施設	介護老人福祉施設 平均242,173	6,500	3,500	189,914	210,116	226,091	243,673	261,119
	介護老人保健施設 平均264,228	13,483	23,143	227,820	243,044	2,616,570	277,048	292,000
	介護療養型医療施設 平均347,386	17,000	4,000	215,327	245,023	308,562	342,180	364,152

注 厚労省「介護保険事業状況報告」

自己負担額は福祉施設で12万円

費用額と給付額の差は、受給者の自己負担になる。ただし、あくまでも介護保険対象内の費用であり、実際には保険対象外の費用もかかり、自己負担額は無視できない。

たとえば、厚労省の「介護サービス施設・事業所調査」によると、16年9月中の平均自己負担日額は、食費が福祉施設1,401円、保健施設1,570円、療養施設1,444円、居住費が福祉施設1,685円、保健施設1,059円、療養施設663円となっている。施設別の30日分は、福祉施設9.3万円、保健施設7.9万円、療養施設6.3万円になる。このほかにも、様々な日常費用が必要になる。

介護保険の自己負担分と、上記の食費、居住費などを合わせた自己負担月額は、次のようになる。

福祉施設12.1万円、保健施設11.0万～11.1万円、療養施設10.4万～10.5万円

費用額と給付額の差

受給者1人当たりの費用額から給付額を差し引いた額が介護保険の自己負担額になる。状況報告

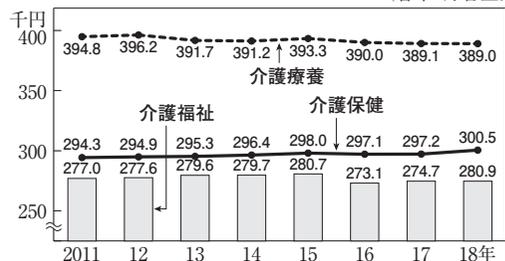
の自己負担額は図表8、実態調査の自己負担額は図表12のとおりになった。

調査期間が異なること、集計の区分けが異なることもあって単純には比較できない。状況報告は、介護予防サービス、介護サービスを区別せず、居宅、地域密着、施設の3区分しているが、実態調査は、介護予防サービス、介護サービスを区別して集計している。ただし、施設は両調査に共通している。

居宅は、状況報告では図表8のとおり、16年度で、

図表11 施設サービス受給者1人当たり費用額

(各年4月審査分)



注 厚労省「介護給付費等実態調査」

図表12

## サービス種別の受給者1人当たりの費用額，給付額

(千円)

区 分	費用額		給付額		費用額－給付額	
	2016年	17年	2016年	17年	2016年	17年
介護予防サービス 総数	35.6	30.7	31.9	27.6	3.7	3.1
居宅	30.9	25.7	27.3	22.8	3.6	2.9
訪問通所	29.0	22.9	25.7	20.3	3.3	2.6
短期入所	37.6	38.4	33.5	34.3	4.1	4.1
居宅療養管理指導	11.0	11.1	9.6	9.7	1.4	1.4
特定施設入居者生活介護	79.6	81.4	69.9	71.4	9.7	10.0
介護予防支援	4.6	4.6	4.6	4.5	0.0	0.1
地域密着型介護予防サービス	79.1	81.3	70.4	72.3	8.7	9.0
介護サービス 総数	186.9	190.0	167.0	169.8	19.9	20.2
居宅	116.4	118.7	102.9	105.0	13.5	13.7
訪問通所	101.4	103.6	89.7	91.6	11.7	12.0
短期入所	102.1	105.1	91.0	93.6	11.1	11.4
居宅療養管理指導	12.3	12.5	10.8	11.0	1.5	1.5
特定施設入居者生活介護・老健	209.6	213.5	184.1	187.7	25.5	25.9
特定施設入居者生活介護・病院等	70.6	71.6	61.6	62.7	9.0	8.9
居宅介護支援	14.1	14.2	14.0	14.1	0.1	0.1
地域密着型サービス	159.7	164.0	142.0	145.9	17.7	18.1
施設サービス	286.2	290.2	255.7	259.3	30.5	30.9
介護福祉施設	269.4	275.7	241.3	246.8	28.1	28.9
介護保健施設	292.7	295.8	260.9	263.8	31.8	32.0
介護療養施設	384.4	385.0	342.0	342.5	42.4	42.5

注 厚労省「介護給付費等実態調査」，費用額累計，給付額累計を年間累計受給者数で除して求めた

居宅10.5千円，地域密着17.8千円，施設30.1千円だった。実態調査では図表12のとおり，17年で，居宅は介護予防サービス2.9千円，介護サービス13.7千円，地域密着は介護予防サービス9.0千円，介護サービス18.1千円，施設サービス30.9千円だった。

両調査に共通する施設の自己負担額をみると，16年度の状況報告では，介護福祉施設27.9千円，介護保健施設31.2千円，介護療養型医療施設41.4千円，16年の実態調査では，介護福祉施設28.1千円，介護保健施設31.8千円，介護療養型医療施設42.4千円だった。両調査の差は調査期間による。状況報告は当年3月～翌年2月，実態調査は当年5月～翌年4月となっている。

## 介護保険財政

厚労省資料によると，17年度の予算案ベースで，介護保険の収入は，保険料が5.0兆円，国・都道府県・市町村が4.9兆円，合わせて9.9兆円，支出は，9.9兆円で，余裕はまったくない状態で，これに利用者負担0.9兆円が加わって総費用は10.8兆円になるとしている。この中には，食費，居住費の自己負担額は含まれていな

い。この費用を先にみた介護サービス施設・事業所調査の16年9月中の食費，居住費から状況調査の16年度受給者数で計算すると，介護福祉施設5,757億円，介護保健施設3,334億円，介護療養型医療施設424億円，合わせて1.0兆円になる。自己負担額は，0.9兆円＋1.0兆円の1.9兆円，総費用11.8兆円の16.1%になる。

## 施設の入所期間と自己負担額

要介護者は自己負担を免れない。その費用は，要介護度と介護期間によって異なる。入所期間の分布は図表13のとおり。

介護福祉施設を例に全要介護度を平均した自己負担月額をみると前述のとおり12万円になる。

夫婦で施設を利用することになれば，標準的な厚生年金月額（22.1万円）でようやく賄えるかどうかという金額に達する。

図表13

## 施設サービスの入所（院）期間の分布

(18年4月審査分，%)

区 分	介護福祉施設		介護保健施設		介護療養施設	
	1～5年	5年以上	1～5年	5年以上	1～5年	5年以上
要介護1	41.3	22.4	15.8	1.3	12.5	4.2
2	58.2	16.7	16.1	1.2	13.4	0.6
3	43.9	11.9	19.5	1.9	18.7	2.9
4	48.1	14.3	20.8	2.7	26.6	5.1
5	47.3	24.6	25.7	4.6	31.2	7.6

注 厚労省「介護給付費等実態調査」，100%との差は1年未満

# 雇用者の生涯学習，学び直しの状況

内閣府では、教育行政の参考にするために不定期に「生涯学習に関する世論調査」を実施している。このほど18年6～7月に実施した調査の結果がまとまった。これによると、過去1年間に64.2%の雇用者が何らかの生涯学習に取り組んでいた。大学等で学び直したいとする希望者の割合も雇用者では多く、高い学習意欲が明らかとなった。

## 過去1年間に生涯学習をした雇用者は64%

過去1年間に何らかの生涯学習をした人に学習した場所や学習形態を聞いたところ表1のとおりだった。学習をした人は総数では58.4%だったが、雇用者ではそれを上回る64.2%だった。08年50.2%、12年58.5%と推移し、15年は48.2%へと一時低迷したが、18年は再び増加した。

雇用者の職業別でみると、最も高かったのは専門・技術職の82.6%で、以下、管理職（75.9%）、事務職（73.9%）と続いた。最も低かったのは生産・輸送・建設・労務職（以下、労務職等）で49.3%と半数を下回った。

学習の形式別にみると、雇用者のすべての職業で「職場の教育、研修」が最も多かった。学習をした理由別にみると「仕事で必要性を感じたため」「勤務先などから勧められたため」が最多だったが、インターネットによる学習者も多かった。また、事務職では「学校の講座や教室」が13.0%と多かった。

## 調査概要

調査対象 全国18歳以上の日本国籍者1,710名（有効回答）  
 調査時期 2018年6月28日～7月8日  
 調査方式 調査員による個別面接聴取  
 調査実績 15年、12年、08年、05年、99年、92年、88年、他

## 雇用者の生涯学習は仕事が契機となる傾向

過去1年間に何らかの生涯学習をした人に、学習した理由を聞くと表2のとおりだった。

雇用者では「現在の、または当時就いていた仕事において必要性を感じたため（49.7%）」「新しく就職したり、転職したりするために必要性を感じたため（12.1%）」が総数を上回り、仕事や会社に関連した学習に取り組む傾向があった。

職業別にみると、専門・技術職、事務職の一般のホワイトカラーでは、上記のほかに「勤務先などから勧められた」の割合も多く、自発的ではない第三者の勧奨も学習のきっかけになっていた。

## 学習しない雇用者は仕事の多忙が理由

生涯学習をしない理由では、雇用者では「仕事

表1 過去1年間に生涯学習に取り組んだ人の学習の形式 (MA, %)

区 分	生涯学習をした	インターネット	職場の教育・研修	自宅での学習（書籍など）	テレビ・ラジオ	図書館博物館美術館	公民館等の公的機関	民間の講座等	サークル活動	学校の講座や教室	しなかった
総数	58.4	22.6	21.5	17.8	14.5	13.8	10.4	9.1	8.0	6.7	41.3
雇用者	64.2	28.3	39.4	19.4	14.7	15.9	6.8	7.5	5.2	5.6	35.7
管理職	75.9	35.2	44.4	16.7	24.1	31.5	11.1	9.3	9.3	5.6	24.1
専門・技術職	82.6	39.1	65.2	31.9	21.0	21.7	6.5	7.2	8.7	13.0	17.4
事務職	73.9	30.3	42.6	25.0	16.0	19.1	11.7	9.6	4.3	3.7	26.1
サービス職等	55.7	24.2	30.1	14.6	13.2	14.6	5.5	10.0	5.0	5.0	44.3
労務職等	49.3	21.4	27.9	12.1	8.4	7.0	2.8	3.3	2.8	2.8	50.2
仕事で必要性を感じた	100.0	57.8	66.7	42.8	28.4	27.8	12.5	13.5	13.8	13.8	-
勤務先などから勧められた	100.0	39.6	89.4	26.1	17.9	20.8	7.2	9.2	6.8	9.2	-

注 労務職等は「生産・輸送・建設・労務職」、サービス職等は「販売・サービス・保安職」、以下すべて同じ

が忙しくて時間がない」が58.5%で最多だった。

理由別では「家事・育児・介護が忙しくて時間がない」は事務職で24.5%だった。また、事務職は「時間帯が合わない」「学習費用がかかる」が他の職業の倍近く多い。事務職の学習拡大は、これらの解決が近道と考えられる。

### 学習者の9割が成果を生かしている

雇用者が生涯学習に取り組む理由は表2のとおり

り、仕事に関連する理由が多かった。学習をした人はその成果を生かしているのだろうか。表4によると、「職場の教育、研修」「仕事で必要性を感じた」ことで学習に取り組んだ人では9割が学習の成果を生かしているとした。

### 雇用者は今後学習したい内容も仕事関連

今後学習したい内容は表5のとおり、総数では「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、

表2

学習をした理由

(学習をした人, M.A. %)

区 分	教養を深める	人生を豊かに	仕事で必要性を感じた	家庭や日常生活に生かす	健康の維持・増進	親睦・友人を得る	勤務先から勧められた	地域活動等に生かす	就・転職に必要な
総数	37.1	36.2	32.7	32.1	29.9	23.8	20.7	16.9	10.6
雇用者	33.5	29.5	49.7	27.2	20.4	13.0	36.9	12.3	12.1
管理職	41.5	46.3	56.1	31.7	31.7	24.4	22.0	22.0	4.9
専門・技術職	31.6	28.9	60.5	21.1	20.2	10.5	43.9	7.0	14.9
事務職	33.8	23.0	45.3	23.7	18.0	11.5	36.7	11.5	18.7
サービス職等	36.1	36.1	49.2	36.1	22.1	13.1	36.9	13.1	10.7
労務職等	29.2	24.5	41.5	26.4	17.9	13.2	37.7	12.3	5.7

表3

生涯学習をしない理由

(学習をしていない人, M.A. %)

区 分	い仕事 が忙し	な特 に必要 が	つ かめ ない	忙 し い	介 護 な ど が	場 身 近 な 学 習	わ な い	時 間 帯 が 合	る 費 用 が か か	こ 優 先 し た い	い 仲 間 が い な	な が 必 要 な 情 報	講 座 が な い	学 習 し た い	価 値 が な い	職 場 か ら 評
総数	33.4	31.1	15.8	15.0	7.9	7.8	4.8	4.7	2.4	2.3	1.3	0.8	2.0	2.0	2.0	2.0
雇用者	58.5	23.1	16.0	13.3	8.5	8.8	6.8	3.4	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2.0
管理職	53.8	23.1	15.4	7.7	15.4	7.7	-	15.4	-	7.7	-	7.7	-	-	-	-
専門・技術職	75.0	12.5	4.2	16.7	16.7	8.3	4.2	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-
事務職	65.3	18.4	18.4	24.5	12.2	16.3	14.3	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
サービス職等	54.6	19.6	18.6	13.4	7.2	8.2	8.2	2.1	1.0	3.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
労務職等	57.4	29.6	15.7	8.3	5.6	6.5	3.7	3.7	0.9	0.9	0.9	0.9	-	-	-	2.8

表4

生涯学習の学習成果の活用状況

(学習をした人, M.A. %)

区 分	生かして いる	活用している					生かして いない
		自分の人生 を豊か	仕事や就職	家庭や日常 の生活	健康の維持・ 増進	地域や社会 での活動	
総数	94.8	50.5	47.9	40.0	31.5	21.2	4.7
雇用者	95.3	41.2	71.3	36.3	21.7	16.6	4.3
管理職	92.7	39.0	63.4	48.8	26.8	26.8	7.3
専門・技術職	97.4	44.7	86.0	28.1	24.6	16.7	2.6
事務職	96.4	36.7	73.4	36.7	18.7	12.2	3.6
サービス職等	97.5	48.4	67.2	41.8	24.6	20.5	2.5
労務職等	89.6	35.8	60.4	33.0	17.9	12.3	8.5
職場の教育、研修	96.7	41.6	87.0	34.8	20.9	19.8	3.0
仕事で必要性を感じた	98.2	47.4	87.5	37.9	26.0	26.3	1.8
勤務先から勧められた	96.6	35.3	90.3	29.5	17.9	13.5	3.4



# 糖尿病の疑いは男性の18%, 睡眠不足は2割

肥満の男性は33%, 女性は22%だった。一方, 20歳代女性の22%が「やせ」だった。糖尿病が強く疑われる人の割合は男性で18%だった。野菜の摂取量は目標量の82% (288.2g) だった。運動習慣のある人の割合は男性36%, 女性29%だった。睡眠が十分とれていない人は20%だった。50歳代男性の21%が生活習慣病リスクを高める飲酒をしていた。栄養面をみると, カロリー摂取量は男女とも60歳代が最も多かった。

## 肥満に関する状況

### 肥満者は男女ともやや増加

肥満者 (BMIが $25\text{kg}/\text{m}^2$ 以上) の割合は図1のとおりで, 男性 (20~69歳) 32.8%, 女性 (40~69歳) は22.2%となり, 男女とも増加した。女性は, 13年に19.6%と最も低率を示したが, その後は20%台前半で推移している。

肥満者が最も多かった年齢層は男性は40歳代の35.3%, 女性は70歳以上の26.5%だった

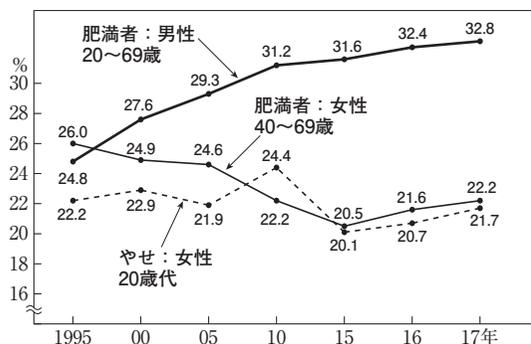
やせ (BMIが $18.5\text{kg}/\text{m}^2$ 未満) の女性の割合は10.3% (20歳以上) となり, 前年に比べ1.3ポイント減少した。しかし, 20歳代は21.7%と前年を1ポイント上回った。

65歳以上の低栄養傾向者は (BMIが $20\text{kg}/\text{m}^2$ 以下) の割合は16.4%で, この10年間, 有意な変化はみられなかった。

### 肥満, やせとも目標に届かず

「健康日本21 (第2次)」では, 22年までに肥満者を男性で28%以下に, 女性で19%以下に, 20歳代の女性のやせを20%以下とする目標を設定しているが, いずれも未達だった。

図1 肥満者, やせの人の割合の推移



注 20歳代女性は前後3年分の平均, 17年は単年

## 糖尿病等に関する状況

### 男性の5.5人に1人が糖尿病の疑い

「糖尿病が強く疑われる人 (ヘモグロビンA1cが6.5%以上または現在治療を受けている人)」は図2のとおり, 男性が18.1%, 女性が10.5%だった。男性は5.5人に1人の割合だった。16年に比べ男女とも増加した。女性が10%を超えたのは07年以降で初めてだった。

年齢別にみると, 男性は50歳代が14.6%, 60歳代が19.8%, 70歳以上が25.7%, 女性はそれぞれ5.1%, 10.8%, 19.8%と, 男女とも年齢に比例して顕著に増加した。

### 最高血圧は男女ともやや増加

収縮期 (最高) 血圧 (mmHg) の平均値は図3のとおりで, 男性135.2, 女性128.9だった。

収縮期血圧の平均値が140以上の割合は男女とも13年を除き減少傾向にあったが, 17年は大幅に上昇した。

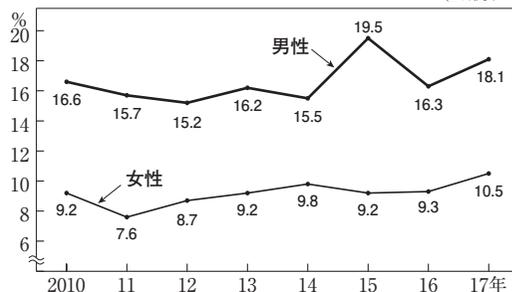
「健康日本21 (第2次)」の目標値は男性134以下, 女性129以下であり, 女性は目標値を下回る年が4年連続した。

### 血清総コレステロールは有意な変化なし

血清総コレステロール (mg/dl) 値が240以上の

図2 糖尿病が強く疑われる人の割合の推移

(20歳以上)



## 食生活に関する状況

割合は16年が男性9.8、女性が17.3だったが、17年は男女とも大幅に増加し、それぞれ12.4、19.8と近年の最高値を記録した。

「健康日本21（第2次）」では目標値を男性10%、女性17%に設定しているが、17年は男女とも目標を超えた。

血清nonHDLコレステロール値の平均値は男性142.9、女性143.2だった。07年はそれぞれ140.3、138.6だったから、この10年間は男女とも有意な増減はみられなかった。

図3 収縮期（最高）血圧の平均値の推移

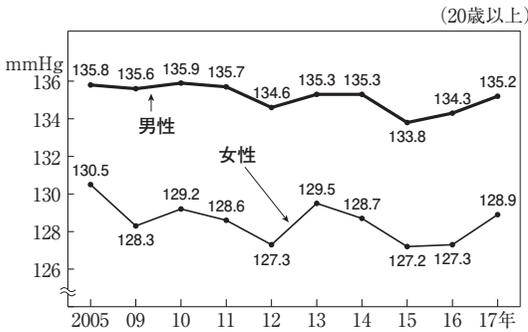


図4 収縮期（最高）血圧が140mmHg以上の人割合の推移

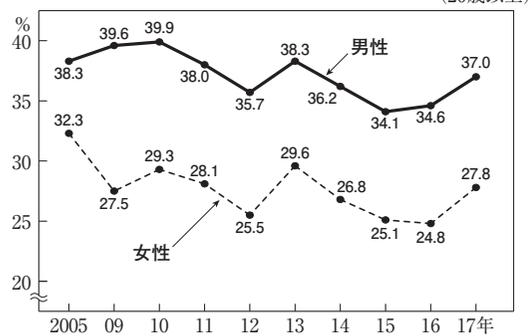
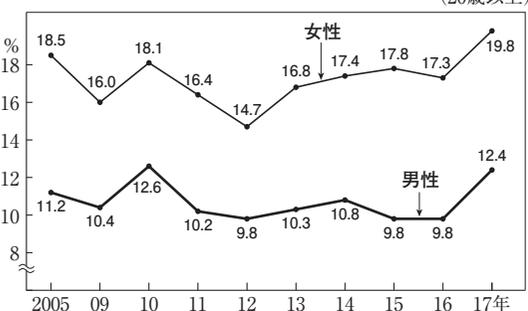


図5 血清総コレステロールが240mg/dl以上の人割合の推移



### 食塩摂取量は目標値を大幅に上回る

食塩摂取量は図6のとおりで、男性10.8g、女性9.1gだった。食塩摂取量は減少傾向にあるが、「健康日本21（第2次）」の目標値1日当たり8gをすべての年齢で上回った。

年齢階級別は図7のとおりで、男女とも70歳以上を除き概ね年齢に比例して摂取量が増加し、60歳代では最大だった（男性11.4、女性9.8）。

一方、20歳代は男女とも最も少なかった（同10.2、8.1）。

### 野菜の摂取量は目標の82%

野菜摂取量は図8のとおりで、1日当たり男性は295.4g、女性は281.9gだった。これは「健康日本21（第2次）」の目標値350gのそれぞれ84.4%、80.5%に相当する。目標値には達しなかった。10年前の07年（男性297.8、女性283.6）に比べても、男女とも減少していた。

年齢階級別にみると、年齢に比例して野菜摂取量は増える傾向にあったが、いずれの年齢階級でも目標値に達しなかった。

野菜の摂取量が350gの人の割合は男性が32.3

図6 食塩摂取量の推移（1日当たり）

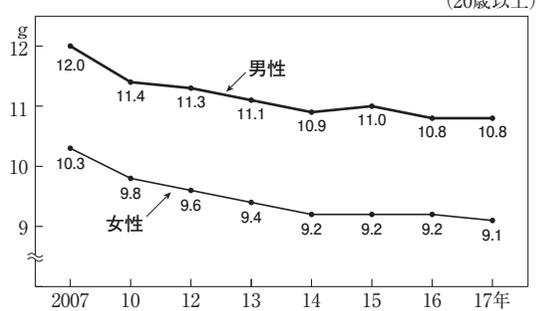
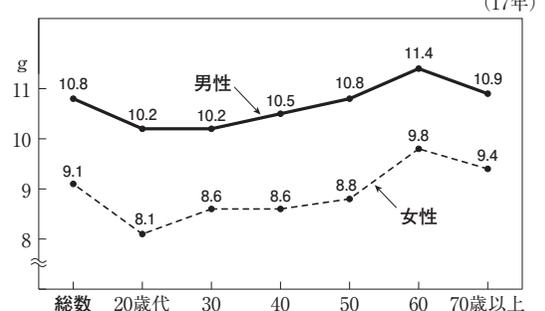


図7 食塩摂取量（1日当たり）



%, 女性が29.0%だった。年齢階級別にみると、男女とも70歳以上を除き概ね年齢に比例して摂取量が増加し、60歳代では男性が37.6%, 女性が38.2%となり、20歳代の男性27.4%, 女性14.6%を大きく上回った。

野菜摂取量のうち、緑黄色野菜の割合は男性が29% (85.7g), 女性が32% (89.5g) だった。

図8 野菜摂取量 (1日当たり) (男性) (17年)

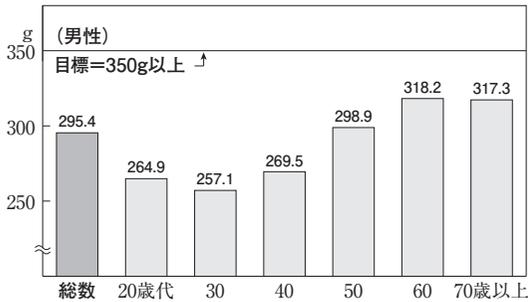


図9 野菜摂取量 (1日当たり) (女性) (17年)

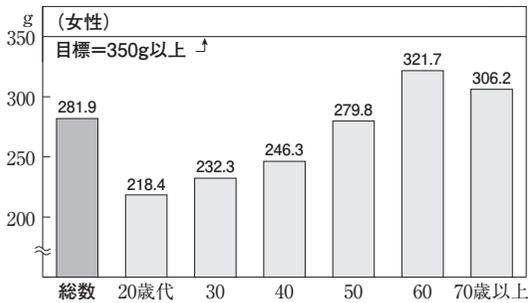


表1 朝食の欠食率の推移 (20歳以上, %)

区分	2007年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	
男性	総数	14.7	14.2	14.4	14.3	14.3	15.4	15.0
	20~29歳	28.6	29.5	30.0	37.0	24.0	37.4	30.6
	30~39	30.2	25.8	26.4	29.3	25.6	26.5	23.3
	40~49	17.9	19.6	21.1	21.9	23.8	25.6	25.8
	50~59	11.8	13.1	17.8	13.4	16.4	18.0	19.4
	60~69	7.4	7.9	6.6	8.5	8.0	6.7	7.6
	70歳以上	3.4	3.9	4.1	3.2	4.2	3.3	3.4
女性	総数	10.5	9.7	9.8	10.5	10.1	10.7	10.2
	20~29歳	24.9	22.1	25.4	23.5	25.3	23.1	23.6
	30~39	16.3	14.8	13.6	18.3	14.4	19.5	15.1
	40~49	12.8	12.1	12.2	13.5	13.7	14.9	15.3
	50~59	9.7	9.2	13.8	10.7	11.8	11.8	11.4
	60~69	5.1	6.5	5.2	7.4	6.7	6.3	8.1
	70歳以上	3.8	3.6	3.8	4.4	3.8	4.1	3.7

注1 朝食の欠食率 調査を実施した日 (任意の日) において朝食を欠食した人の割合項目

2 欠食とは、①食事をしなかった場合、②錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合、③菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合

## 朝食の欠食は男性15.0%, 女性10.2%

朝食の欠食率は表1のとおりで、男性15.0%, 女性10.2%だった。

年齢階級別にみると、男女とも20歳代が最も高く、男性30.6%, 女性23.6%だった。

## 身体活動・運動・睡眠

### 運動習慣のある人の割合は男女ともに増加

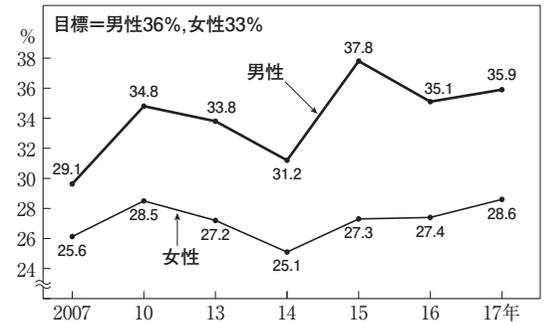
1回30分以上の運動を週2回以上・1年継続している人を「運動習慣のある人」としている。運動習慣のある人の割合は図10のとおりで、男性35.9%, 女性28.6%だった。07年には男性29.1%, 女性25.6%だったのに比べると、この10年間で男性は6.5ポイント、女性は3.0ポイントも増加した。男女とも増加傾向が顕著だった。

年齢階級別にみると、男女ともに、60歳以上ので、運動習慣のある人の割合が多かった。

最も多かったのは70歳以上の男女で、男性45.8%, 女性42.3%だった。16年から男性は3.6ポイント減少、女性は4.9ポイント増加した。

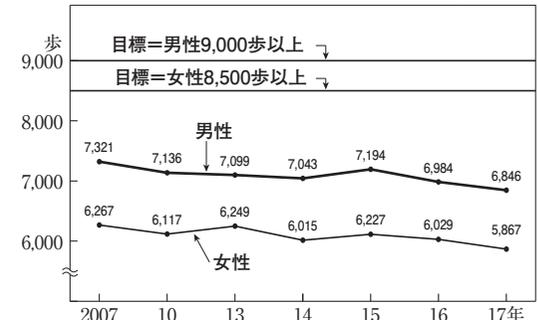
「健康日本21 (第2次)」の目標である「20~64歳」

図10 運動習慣のある人の割合の推移 (20歳以上)



注 1日30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している人の割合

図11 1日当たり歩数の推移 (20歳以上)



の男性で36%、女性で33%、65歳以上の男性で58%、女性で48%には達していない。

### 男性の歩数が10年間で1日475歩減

1日の歩数は図11のとおりで、男性が6,846歩、女性が5,867歩だった。07年の男性7,321歩、女性6,267歩に比べると、10年間で男性は475歩、女性は400歩減少した。

年齢階級別でみると、男性は20歳代が7,904歩、女性は50歳代が6,857歩でそれぞれ最も多かった。70歳以上は男性5,219歩、女性4,368歩と総数を大きく下回った。

「健康日本21（第2次）」の目標値は、20～64歳の男性9,000歩以上、女性8,500歩以上、65歳以上の男子7,000歩、女性6,000歩以上で、いずれも目標値に達していない。

### 睡眠が十分にとれていない人の割合は20%

ここ1カ月間で、睡眠で休養が十分にとれていない人の割合は表2のとおり、20.2%だった。

年齢階級別にみると、30歳代27.6%、40歳代30.9%、50歳代28.4%と30～50歳代では3人から4人に1人は睡眠で十分な休養がとれていないと回答している。また、20歳代も23.2%と2割を超えていた。

### 睡眠時間は6時間以上7時間未満が最多

1日の平均睡眠時間をみると、表3のとおりで、6時間以上7時間未満の割合が最も高く、男性35.0%、女性33.4%だった。5時間以上6時間未満が男性28.6%、女性32.9%で続いた。5時間未満の割合も男性7.5%、女性9.2%みられた。

「健康日本21（第2次）」では、睡眠による休養を十分にとれていない割合を15%までに減少させることを目標としているが、17年はクリアしているのは60歳代と70歳以上だけだった。

## 飲酒・喫煙の状況

### 40～50歳代男性の21%が「生活習慣病リスクを高める飲酒」

1日当たりの純アルコール摂取量が男性で40g、女性で20gを超える＝生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合は図12のとおり、男性14.7%、女性8.6%だった。

年齢階級別にみると、男性では30歳代から50歳代にかけて、女性では40歳代から50歳代にかけて、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人

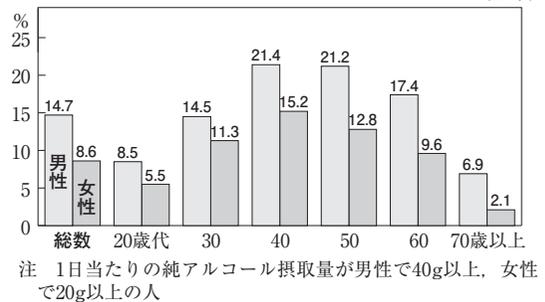
表2 睡眠で休養が十分にとれていない人の割合の推移 (20歳以上、男女計、%)

区分	2009年	14年	16年	17年
総数	18.4	20.0	19.7	20.2
20歳代	24.5	24.5	23.0	23.2
30歳代	28.5	27.5	26.8	27.6
40歳代	27.9	32.5	26.6	30.9
50歳代	19.9	25.9	26.2	28.4
60歳代	11.9	14.0	14.6	15.0
70歳以上	7.6	9.9	11.2	9.9

表3 1日の平均睡眠時間 (20歳以上) (17年、%)

区分	5時間未満	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上	9時間以上
<b>男性</b>						
総数	7.5	28.6	35.0	20.0	6.7	2.3
20歳代	5.4	36.7	38.6	15.1	3.5	0.8
30歳代	7.9	35.6	36.7	15.9	3.3	0.5
40歳代	11.3	37.2	35.7	12.2	3.3	0.4
50歳代	10.8	34.1	40.2	12.3	2.2	0.4
60歳代	6.2	25.4	36.8	24.9	5.1	1.7
70歳以上	4.7	17.0	28.6	28.7	14.9	6.1
<b>女性</b>						
総数	9.2	32.9	33.4	16.9	5.5	2.1
20歳代	5.9	35.4	34.2	19.0	4.6	0.8
30歳代	8.5	29.2	34.2	21.8	5.5	0.8
40歳代	10.6	41.8	32.9	11.3	2.7	0.7
50歳代	11.5	40.1	36.1	10.5	1.7	0.2
60歳代	9.2	36.5	34.6	15.7	3.1	0.9
70歳以上	8.3	22.8	31.3	21.9	10.4	5.3

図12 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合 (17年)



の割合が増えており、最も高かった男性の40歳代では21.4%だった。50歳代も21.2%の僅差で続いた。女性では40歳代が最も高く15.2%、50歳代が12.8%で続いた。

「健康日本21（第2次）」では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人を男性で13.0%、女性で6.4%に減らす目標を立てているが、現状では20歳代、70歳代を除き、ほど遠い。

目標達成には、飲酒量が急激に増える40歳代から60歳代への対策が必要としている。

### 10年間で男性の喫煙率は10ポイントの減少

現在習慣的に喫煙している人の割合は図13,14のとおりで、男性が29.4%、女性が7.2%だった。

10年前の07年の男性39.4%、女性11.0%に比べ、男性は10.0ポイント、女性は3.8ポイント減少した。

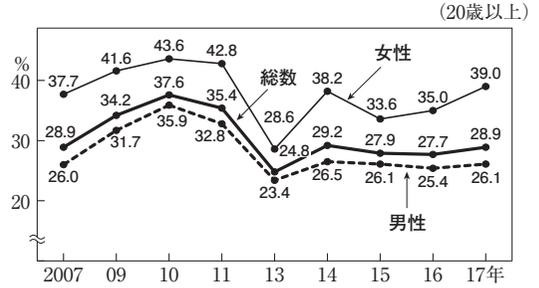
男性の喫煙率は10年に32.2%を示した後、11年(32.4%)、12年(34.1%)は緩やかに増加する動きをみせていた。13年は再び減少し、14年は横ばいで推移した。15年は30.1%。16年は30.2%と横ばいで推移し、17年は10年間で最低となる29.4%だった。「健康日本21(第2次)」では、喫煙者率12%を目標としている

### たばこをやめたい割合は29%

現在習慣的な喫煙者のうち、たばこをやめたいと思う人の割合は図15のとおり、17年は28.9%(女性39.0%、男性26.1%)で、16年に比べ男性は0.7ポイント、女性は4.0ポイント増加した。

たばこをやめたいと思う人の割合は10年に37.6%(男性35.9%、女性43.6%)まで増加したが、13

図15 たばこをやめたいと思う人の割合の推移

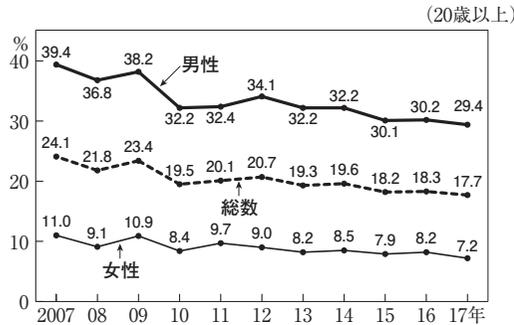


注 現在習慣的に喫煙者におけるたばこをやめたいと思う人の割合(12年は未実施)

表4 受動喫煙の状況

区分	2011年	13年	15年	16年	17年
家庭	9.3	9.3	8.3	7.7	7.4
職場	35.7	33.1	30.9	30.9	30.1
学校	5.4	6.8	3.6	5.0	3.4
飲食店	45.1	46.8	41.4	42.2	42.4
遊技場	36.5	35.8	33.4	34.4	37.3
行政機関	7.0	9.7	6.0	8.0	8.1
医療機関	5.9	6.5	3.5	6.2	7.4
公共交通機関		12.0	10.8	12.1	12.9
路上		33.1	30.9	30.5	31.7
子どもが利用する屋外以外の空間		13.2	11.6	12.0	13.4

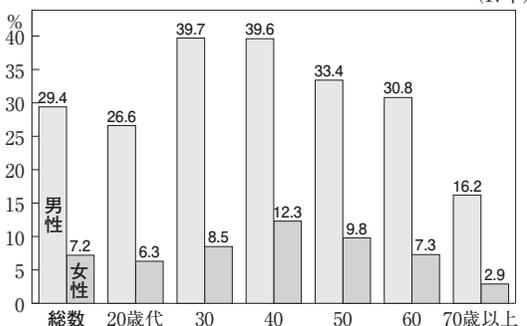
図13 現在習慣的に喫煙している人の割合の推移



注 現在習慣的に喫煙している人=たばこを「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した人

なお、12年までは、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある人のうち、「この1カ月間に毎日または時々吸っている」と回答した人

図14 現在習慣的に喫煙している人の割合



年に24.6%(男性23.4%、女性28.6%)まで落ち込んだ。14年に29.2%に回復したが、その後はほぼ横ばいで推移している。

### 受動喫煙は職場でも3割を超える

自分以外の人吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者を除く)の割合について場所別にみると、表4のとおり、

飲食店では42.4%と4割を超えて最も高かった。次いで遊技場(37.3%)、路上(31.7%)、職場(30.1%)の順だった。職場について、受動喫煙の推移をみると、03年59.2%、08年43.7%、11年35.7%、13年33.1%、15年30.9%、16年30.9%、17年30.1%で、近年は3割台で移行している。

「健康日本21(第2次)」では、家庭3%、職場は受動喫煙のない職場の実現、飲食店15%、行政機関・医療機関0%を目標値としているが、実現にはほど遠い結果だった。

## 高齢者の健康・生活状況

### カロリー摂取量最多は60歳代

カロリー摂取量の状況を見ると表5のとおりだった。

1日当たりのカロリー摂取量 (kcal/日) は男女とも60歳代が最も多く、男性が2,218、女性が1,794だった。タンパク質摂取量も男女とも60歳代が最も多かった。

### 65歳以上の低栄養傾向者は16%

65歳以上の低栄養傾向者 (BMIが20kg/m<sup>2</sup>以下) の割合は、表6のとおり、16.4%だった。男性は12.5%、女性は19.6%で、この10年間をみると有意な増減はみられなかった。80歳以上では男女とも2割が低栄養傾向にあった。

### 60歳以上の骨格筋指数は男性7.7kg/m<sup>2</sup>、女性6.5kg/m<sup>2</sup>

60歳以上の骨格筋指数 (kg/m<sup>2</sup>) の平均値は、男性7.7、女性6.5だった。男女とも年齢が高いほど有意に減少している。

また、低栄養傾向者における骨格筋指数は表7のとおり、男性6.7、女性6.1でBMI>20kg/m<sup>2</sup>以上の人の骨格筋指数 (男性7.8、女性6.6) に比べ有意に低かった。なお、男女ともたんぱく質摂取量が多い者ほど有意に高かった。

### 65歳～と75歳～では生活の様子に有意な差

生活の様子についてみると、表8のとおり、女性では全項目で65～74歳と75歳以上で有意な差がみられたのに対し、男性では椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっている、および日用品の買い物をしている人の割合に有意な差がみ

られた。また、週1回も外出していない男性の低栄養傾向の割合は28.6%で、外出するとした男性 (11.5%) の約3倍に達した。一方女性はそれぞれ19.5、18.6と大きな差はみられなかった。

### 20歯以上有する人の割合は60歳代から大きく減少

かんで食べるときの状態と歯の保有状況を見ると、表9のとおりだった。何でもかんで食べることのできる人の割合と20歯以上を有する人の割合は、60歳代から大きく減少していた。

表7 体格の状況別、骨格筋指数の平均値

(17年、骨格筋指数、%)

区 分	BMI>20kg/m <sup>2</sup> の者	BMI≤20kg/m <sup>2</sup> の者
男性		
総数	7.8	6.7
60～64歳	8.4	7.6
65～74歳	7.9	6.9
75歳以上	7.3	6.4
女性		
総数	6.6	6.1
60～64歳	6.8	6.3
65～74歳	6.6	6.0
75歳以上	6.3	6.0

表8 生活の様子 (65歳以上)

(17年、%)

区 分	65～74歳		75歳以上	
	男性	女性	男性	女性
週に1回以上外出している	94.8	97.2	92.6	87.5
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっている	91.3	89.1	81.3	65.3
日用品の買い物をしている	84.8	97.2	72.4	76.7
食事の準備をしている	42.7	96.9	40.1	81.0
茶や汁物等でむせることがない	78.4	81.1	75.0	70.0

表9 何でもかんで食べることができる人と歯の保有状況 (20歳以上)

(17年、%)

区 分	何でもかんで食べることができる者の割合	20歯以上歯を有する者の割合
20歳代	97.6	100.0
30歳代	97.8	99.2
40歳代	94.0	96.1
50歳代	86.7	90.0
60歳代	76.2	70.7
70歳代	68.9	50.6
80歳以上	55.1	29.3
再掲		
65歳以上	66.9	
65～74歳	72.1	
75歳以上	60.7	

表5 栄養素等摂取量の状況

(17年、%)

区 分	エネルギー		タンパク質	
	男性	女性	男性	女性
20歳代	2,111	1,694	73.9	62.2
30歳代	2,134	1,685	74.7	59.7
40歳代	2,153	1,704	74.0	61.5
50歳代	2,164	1,724	79.3	65.4
60～69歳	2,218	1,794	80.6	69.3
再掲				
65～74歳	2,192	1,759	80.0	68.4

表6 低栄養傾向の人の割合年次推移

(%)

区 分	総 数	男 性	女 性
2007年	16.0	11.9	19.4
10年	17.4	15.6	18.8
13年	16.8	11.9	20.8
14年	17.8	13.7	21.4
15年	16.7	12.1	20.6
16年	17.9	12.8	22.0
17年	16.4	12.5	19.6

# 労働者のメンタル情報の取り扱いに指針

労働者の心身の健康の保持・増進に当たり、健診や健康相談などにより取得した「心身の状態の情報」には適切な取り扱いが求められる。厚労省では、18年4月から7月にかけて検討会を開催、情報の取り扱い、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定方法、運用法について討議を重ね、18年9月7日付けで本指針を公示した。適用開始は19年4月1日としている。

## 指針が定められた背景

厚労省の労働政策審議会では17年6月に「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」を建議した。

建議では事業者は、医師等による面接指導や健康診断の結果から必要な健康情報を取得すること、健康情報に基づき、労働者の健康と安全を確保する措置を実施することを求めた。

一方、こうした健康情報には、機微な情報も含まれており、労働者が不利益な取り扱いをされないこと、不安なく安心して産業医などによる健康相談等を受けられるようにすることが必要とされ、事業者が必要な情報を取得して労働者の健康確保措置を十全に行なえるようにするため、「心身の状態の情報の適切な取り扱い」を求めている。

また、18年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」においては、

事業者は、「労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、または使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、および使用しなければならない」および「労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない」とされている。

また、「事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する」ことが厚労大臣に求められた。これに基づき、18年4月には「労働者の心身の状態に関する情報の取り扱いの在り方に関する検討会」が設置され、7月までに6回にわたり情報の取り扱い方、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用法に

ついて検討を重ね、18年9月7日付けで本指針が公示された。指針の適用開始は19年4月1日からとしている。

指針のポイントは以下のとおり。

## 指針で示されたポイント

**心身の状態の情報を取り扱う目的** 労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために必要とされる心身の状態の情報（以下、心身の情報とする）を適正に収集し、活用することが求められる。

**心身の情報を取得できる要件** 労働者の個人情報保護を保護する観点から、現行制度において事業者が心身の情報を取り扱えるのは、

- ①労働安全衛生法やその他の法令に基づく場合
- ②本人が同意している場合
- ③労働者の生命、身体保護のために必要がある場合に本人の同意を得ることが困難であるときとされている。

**取扱規程と定めるべき事項** 労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務を履行するために、事業者は当該事業場における取扱規程を定め労使で共有することが必要とされ、規程には、

- ①心身の情報を取り扱う目的と取り扱い方法
- ②心身の情報を取り扱う者およびその権限、取り扱う心身の情報の範囲
- ③心身の情報を取り扱う目的の通知方法と本人の同意の取得方法
- ④心身の情報の適正管理の方法
- ⑤心身の情報の開示、訂正・追加・削除・使用停止の方法
- ⑥心身の情報の第三者提供の方法
- ⑦事業承継、組織変更に伴う心身の情報の引き継

ぎに関する事項

⑧心身の情報の取り扱いに関する苦情の処理

⑨本取扱規程の労働者への周知の方法

の9項目を定めるべきとしている。

なお、②については心身の情報を取り扱う目的や取扱体制が事業所ごとに違う場合には、部署や職種ごとに心身の情報を取扱者や権限、心身の情報の範囲を定めることが適切としている。

**取扱規程は労使関与で策定** 取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会などを活用し労使関与の下で検討、策定することが必要。

衛生委員会等の設置義務がない小規模事業場（労働者数常時50名未満）においては、労働安全衛生規則第23条の2に定める関係労働者の意見を聞く機会を活用するなどにより、労働者の意見を聴取した上で規程を策定し、労働者と共有することが必要。

取扱規程は事業場単位での策定が基本となるが、企業・事業場の実情によっては、企業単位での策定も認められるとしている。

**取扱規程の共有と周知方法** 策定した規程は労

働者と共有することが必要とされ、共有方法は就業規則その他の社内規程で定め、常時作業場の見やすい場所への掲示や、所定の場所への備え付け、イントラへの掲載によって周知する方法が例示されている。

**心身の情報の適正な取り扱い体制の整備** 心身の情報の適正な取り扱いのために、情報を管理するための組織面、技術面での措置を講じることが必要としている。

下表「情報の取り扱い原則」欄中、情報の加工に係るものについては、医療職種を配置している事業場での実施を想定したもの。健診結果の記録については、事業者の責任において、健診実施機関などと連携して加工・保存を行なうことができるが、その場合においても取扱規程にその旨を定め、心身の情報は事業者等が把握し得る状態に置く等の対応が必要とする。

**本人の同意取得** 下表中①の「事業者が必ず取り扱わなければならない情報」については、本人の同意を得なくとも収集できる情報であるが、目的・取り扱い方法を労働者に周知した上で収集す

#### 心身の状態の情報の性質による分類

心身の状態	該当する情報	情報の取り扱い原則
①労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康診断の受診・未受診の情報</li><li>・長時間労働者による面接指導の申出の有無</li><li>・ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無</li><li>・健診の事後措置について医師から聴取した意見</li><li>・長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</li><li>・ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見</li></ul>	全ての情報をその取り扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある ただし、それらに付随する健診の結果等の心身の状態の情報については②の取り扱い原則に従って取り扱う必要がある
②労働安全衛生法令に基づき、労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により適正な取り扱いを定めて運用することが適当である心身の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康診断の結果（法定項目）</li><li>・健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る。）</li><li>・長時間労働者に対する面接指導の結果</li><li>・高ストレス者に対する面接指導の結果</li></ul>	事業者等は、目的の達成に必要な範囲を踏まえて、情報を取り扱うことが適切である。 そのため、事業場の状況に応じて情報を取り扱う者を制限、情報を加工する等、適切な取り扱いを取扱規程に定め、目的や方法を労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行なう等、労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある
③労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取り扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康診断の結果（法定外項目）</li><li>・保健指導の結果</li><li>・健康診断の再検査の結果（除く法定項目）</li><li>・健康診断の精密検査の結果</li><li>・健康相談の結果</li><li>・がん検診の結果</li><li>・職場復帰のための面接指導の結果</li><li>・治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書</li><li>・通院状況等疾病管理のための情報</li></ul>	個人情報保護に関する法律に基づく適切な取り扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に則った対応を講じる必要がある

ることが必要としている。

前頁表中②の「労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、取扱規程で適正な取り扱いを定めて運用することが適当な情報」については、事業者等による情報の収集に当たり、目的や取り扱い方法等について労働者の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、周知することが必要とし、健康診断等の事業者からの受診案内等に記載し通知する方法が例示されている。なお、労働安全衛生法令に基づく健診結果のうち、「特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準」第2条各号に掲げる項目については、事業者は労働者本人の同意を得ずに保険者に提供することができる。

**同意を取る際の留意点** 上記①、②以外の前頁表中③の「あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取り扱いを定めて運用することが必要な情報」の収集に当たっては、個人情報保護に関する法律第17条第2項に基づき、労働者の同意を得る必要がある。

なお、これに該当する情報であっても、「個人情報の保護に関する法律」第17条第2項各号に該当する場合（法令に基づく場合・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合）は、あらかじめ労働者本人の同意は不要。労働者本人が自発的に提出した心身の情報についても、労働者本人の同意を得たものと解されるが、当該情報について事業者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、労働者本人の同意を得る必要がある。

**取扱規程の運用** 取扱規程については、事業者は策定後も心身の情報を取り扱う関係者への教育を行ない、適切に運用されるようにするとともに、適宜運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置が必要としている。

取扱規程が適切に運用されていないことが明らかになった場合には、事業者は労働者にその旨を説明するとともに、再発防止策の実施が求められる。

**労働者の不利益取り扱いの防止** 事業者は労働者が心身の情報の収集等に同意しない場合に、同意しないことを理由として、不利益取り扱いをす

## 原則として禁止される不利益取り扱いの内容

- 
- ①心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康診断後に医師の意見を聴取する等の労働安全衛生法令上求められる適切な手順に従わないなど、不利益な取り扱いを行なうこと

---

  - ②心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないものまたは労働者の実情が考慮されていないもの等の労働安全衛生法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取り扱いを行なうこと

---

  - ③心身の状態の情報の取り扱いに労働者が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行なうこと
    - ・解雇すること
    - ・期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
    - ・退職勧奨を行なうこと
    - ・不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命じること
    - ・その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること
- 

ることはできない。また、健康確保措置および民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、労働者への不利益取り扱いをすることはできない。

原則的に禁止されている不利益取り扱いの内容は上表のとおり。

**小規模事業場の取り扱い** 小規模事業場については、産業医等の産業保険業務従事者の配置が不十分であることから、十分な措置を講じることができない場合であっても、事業場の体制に応じて合理的な措置が講じることが必要としている。

**心身の情報の適正管理** 心身の情報の適正管理のために事業者が講ずべきとしている措置は、以下のものが例示されているが、事業場ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要があるとしている。

- ①心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
  - ②心身の状態の情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（心身の状態の情報の取り扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等）
  - ③必要がなくなった心身の情報の適切な消去等
- 心身の情報の適正管理に係る措置については、これらを踏まえ、事業場ごとの実情を踏まえた適切な取扱規程を定める必要がある。また、企業や事業場ごとの体制、整備等を勘案し、その運用の一部または全部を本社事業場において一括して行

なうことも考えられるとしている。

**労働者の申出への対応** 心身の情報の開示や必要な訂正、使用停止等を事業者に請求する権利については、事業者は適切に対応する必要がある。

### 指針外の取り扱いが認められる条件

本指針に示された内容は、事業場における心身

の情報の取り扱いに関する原則であり、事業所は事業場の実情に応じて、心身の情報の適切な取り扱いという主旨を踏まえつつ、本指針に示す内容とは異なる取り扱いをすることも可能としている。その場合には労働者に対し、異なる取り扱いの内容と、その内容を採用する理由を説明した上で実施する必要があるとしている。

### 用語の定義

用語	定義
心身の状態の情報	事業場で取り扱う心身の状態の情報は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断等の健康確保措置や任意に行なう労働者の健康管理活動を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(17年5月29日付け基発0529第3号)の「健康情報」と同義である。なお、その分類は56頁の表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれぞれ掲げるとおり
心身の状態の情報の取り扱い	心身の状態の情報に係る収集から保管、使用（第3者提供を含む。）、消去までの一連の措置をいう なお、本指針における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当
心身の状態の情報の適正管理	心身の状態の情報の「保管」のうち、事業者等が取り扱う心身の状態の情報の適正な管理に当たって事業者が講ずる措置
心身の状態の情報の加工	心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康診断の結果等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業上の措置に係る医師の意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取り扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう
事業者等	労働安全衛生法に定める事業者（法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指す。）に加え、事業者が行なう労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む なお、55～56頁中①～⑨における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す
医療職種	医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘義務規定が設けられている職種
産業保健業務従事者	医療職種や衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者

### （参考）労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（抜粋）

平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱い指針公示第1号

**1 趣旨・総論** 事業者が、労働安全衛生法に基づく健康確保措置や任意に行なう労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律の「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取り扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な心身の状態の情

報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取り扱いのための規程（取扱規程）を策定することによる当該取り扱いの明確化が必要である。

こうした背景の下、労働安全衛生法に基づき公表する本指針は、心身の状態の情報の取り扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲が労働者の業務内容等によって異なり、また、事業場の状況に応じて適切に運用されることが重要であることから、本指針に示す原則を踏まえて、事業場ごとに

衛生委員会等を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、運用を図る必要がある。

なお、本指針に示す内容は、事業場における心身の状態の情報の取り扱いに関する原則である。このため、事業者は、当該事業場の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示す内容とは異なる取り扱いを行なうことも可能である。

しかしながら、その場合は、労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法および当該取り扱いを採用する理由を説明した上で行なう必要がある。

## 2 心身の状態の情報の取り扱いに関する原則

**(1) 心身の状態の情報を取り扱う目的** 事業者が心身の情報を取り扱う目的は、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要な心身の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、労働者の個人情報保護を保護する観点から、現行制度においては、事業者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、労働安全衛生法令およびその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、労働者の生命、身体保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

**(2) 取扱規程を定める目的** 心身の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置が十全に行なわれるよう、事業者は、当該事業場における取扱規程を定め、労使で共有することが必要。

**(3) 取扱規程に定めるべき事項** (略 55～56頁 ①～⑨)

**(4) 取扱規程の策定の方法** 事業者は、取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要である。この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける、イントラネッ

トに掲載を行なう等の方法により周知することが考えられる。なお、衛生委員会等を設置する義務がない常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、事業者は、必要に応じて労働安全衛生規則に定める関係労働者の意見を聴く機会を活用する等により、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者と共有することが必要である。また、取扱規程を検討または策定する単位については、当該企業および事業場の実情を踏まえ、事業場単位ではなく、企業単位とすることも考えられる。

**(5) 心身の状態の情報の適正な取り扱いのための体制の整備** (略 56頁表)

**(6) 心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得** (略 56頁表)

**(7) 取扱規程の運用** 事業者は、取扱規程について、心身の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、その運用が適切に行なわれるようにするとともに、適宜、運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置を行なうことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行なわれていないことが明らかになった場合は、事業者は労働者にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが必要である。

**(8) 労働者に対する不利益な取り扱いの防止** (略 57頁表)

**(9) 心身の状態の情報の取り扱いの原則（情報の性質による分類）** (略 56頁表)

**(10) 小規模事業場における取り扱い** (略)

## 3 心身の状態の情報の適正管理

**(1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程** (略)

**(2) 心身の状態の情報の開示等** (略) 心身の状態の情報が、機密性が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

**(3) 小規模事業場における留意事項** 小規模事業者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の情報の数量および心身の状態の情報を取り扱う労働者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

# 保育所の定員数と待機児童解消プラン

— 解消加速化プランで53.5万人分の保育受け入れ枠を達成 —

表1 保育所等の定員・利用児童数等の状況

区分	保育所等施設数		定員数		利用児童数 ( ) は定員充足率	
2016年	30,859カ所		2,604,210人		2,458,607人 (94.4%)	
	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	26,237カ所 743カ所 3,879カ所	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	2,522,170人 29,713人 52,327人	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	2,393,988人 24,724人 39,895人
17年	32,793カ所		2,703,355人		2,546,669人 (94.2%)	
	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	27,029カ所 871カ所 4,893カ所	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	2,597,763人 35,146人 70,446人	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	2,458,864人 30,882人 56,923人
18年	34,763カ所		2,800,579人		2,614,405人 (93.4%)	
	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	27,916カ所 1,033カ所 5,814カ所	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	2,671,291人 42,724人 86,564人	保育所等 幼稚園型認定こども園等 地域型保育事業	2,505,600人 37,086人 71,719人

**保育所の定員数は9.7万人増** 18年の保育所等の定員数は280万人となり、前年より9.7万人増えた。利用児童数は6.8万人増の261万人となり、定員充足率は93.4%だった(表1)。18.6万人分の収容余力がある計算となるが、大都市を中心になお多くの待機児童が存在している。

保育所等の利用児童数の割合は増加傾向にあり、18年4月現在で、就学前児童の保育所等利用率は44.1%だった。うち3歳未満児は36.6%、1・2歳児が47.0%を占めた(表2)。

**待機児童数は2.0万人** 18年4月1日現在の待機児童数は2.0万人で17年4月から6,186人減った。待機児童は低年齢児が全体の88.6%を占め、うち1・2歳児が最多の74.2%だった(表3)。

地域別では、首都圏・近畿圏の7都府県(指定都市・中核都市を含む)とその他の指定都市の合計は1万3,930人(前年より4,869人減)で、全待機児童の70.0%を占めた。

**待機児童解消加速化プランで53.5万人分の枠確保** 待機児童解消加速化プランは、13～17年度の5年間で約50万人分の保育の受け皿確保を目標に、自治体による保育所整備を支援してきた。その結果、表4のとおり、5年間で企業主導型保育事業の受け入れ枠と合わせて約53.5万人分を確保した。

表2 年齢区分別の保育所等利用児童の割合

区分	2017年4月	18年4月
3歳未満児(0～2歳)	1,031,486人 (35.1%)	1,071,261人 (36.6%)
うち0歳児	146,972人 (14.7%)	149,948人 (15.6%)
うち1・2歳児	884,514人 (45.7%)	921,313人 (47.0%)
3歳以上児	1,515,183人 (49.3%)	1,543,144人 (51.4%)
全年齢児計	2,546,669人 (42.4%)	2,614,405人 (44.1%)

注 ( ) は保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数 ÷ 当該年齢の就学前児童数

表3 年齢区分別の利用児童数・待機児童数

区分	2018年利用児童	18年待機児童
低年齢児(0～2歳)	1,071,261人 (41.0%)	17,626人 (88.6%)
うち0歳児	149,948人 (5.7%)	2,868人 (14.4%)
うち1・2歳児	921,313人 (35.2%)	14,758人 (74.2%)
3歳以上児	1,543,144人 (59.0%)	2,269人 (11.4%)
全年齢児計	2,614,405人(100.0%)	19,895人(100.0%)

注 利用児童数は、全体(幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む)

表4 保育拡大量

区分	2013年度	14年度	15年度	16年度	17年度
市町村拡大量	72,430	147,233	94,585	93,055	68,423
企業主導型保育拡大量	-	-	-	20,284	39,419

5カ年合計535,429 (うち市町村拡大量475,726, 企業主導型拡大量59,703)

# 人口動態統計の確定数まとまる

— 合計特殊出生率は前年の1.44から1.43に低下 —

厚生労働省は9月7日に17年の「人口動態統計(確定数)」を発表した。

これによると、出生数は94万6,065人で、前年の97万6,978人より3万913人減少した。人口千対の出生率は7.6で前年の7.8より低下した。合計特殊出生率(15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもの)は前年の1.44を下回る1.43だった。

出生数と死亡数の差である自然増減数は△39万4,332人で、前年の△33万770人より6万3,562人減少、11年連続でマイナスとなった。自然増減率(人口千対)は△3.2で、低下は11年連続だった。

**出生数** 17年の出生数は94万6,065人で、前年の97万6,978人より3万931人減少した。

出生数を母の年齢別(5歳階級)にみると、17年は44歳以下の各階級では減少した。

第1子出生時の母の年齢は晩産化傾向にあり、15～17年は30.7歳になった。

**合計特殊出生率** 17年の合計特殊出生率は1.43(前年1.44)だった。05年には過去最低の1.26を示したが、その後は増加、14年は9年ぶりに低下、15年は再び上昇したが、16年、17年は低下が続いた。

母の年齢(5歳階級)別にみると、34歳以下の階級では低下し、35～44歳の階級では上昇した。最も高かったのは30～34歳だった。

**婚姻** 17年の婚姻件数は60万6,866組で、前年の62万531組より1万3,665組減少した。婚姻率(人口千対)は4.9となり、前年の5.0より低下した。

17年の平均初婚年齢は夫31.1歳、妻29.4歳で、ともに前年と同じだった。

**離婚** 17年の離婚件数は21万2,262組で、前年の21万6,798組より4,536組減少した。

17年の離婚率(人口千対)は1.70で前年の1.73を下回った。

**死亡数・死亡率** 17年の死亡数は134万397人で前年の130万7,748人より3万2,649人増加、17年の死亡率は(人口千対)は10.8(前年10.5)だった。

**死因** 17年の死亡数を死因順位別にみると、第1位は悪性新生物(がん)で37万3,334人、死亡率(人

17年の都道府県別の状況

区 分	平均初婚年齢(歳)		合計特殊出生率	自然増減数(人)	離婚率(人口千対)
	夫	妻			
全 国	31.1	29.4	1.43	△394,332	1.70
北海道	30.7	29.3	1.29	△ 28,377	1.92
青森	30.8	29.0	1.43	△ 9,540	1.64
岩手	30.7	29.1	1.47	△ 9,057	1.49
宮城	30.9	29.4	1.31	△ 7,228	1.62
秋田	30.8	29.2	1.35	△ 10,029	1.38
山形	30.7	29.0	1.45	△ 8,072	1.33
福島	30.5	28.6	1.57	△ 11,561	1.71
茨城	31.0	29.1	1.48	△ 11,829	1.65
栃木	31.0	29.1	1.45	△ 7,800	1.67
群馬	31.0	29.3	1.47	△ 9,306	1.65
埼玉	31.5	29.5	1.36	△ 12,695	1.70
千葉	31.6	29.6	1.34	△ 14,955	1.69
東京	32.3	30.4	1.21	△ 7,461	1.74
神奈川	31.8	29.9	1.34	△ 12,221	1.71
新潟	30.8	29.1	1.41	△ 14,356	1.29
富山	30.9	29.2	1.55	△ 5,983	1.34
石川	30.9	29.1	1.54	△ 4,031	1.36
福山	30.4	29.0	1.62	△ 3,491	1.41
山梨	31.1	29.2	1.50	△ 3,973	1.69
長野	31.4	29.5	1.56	△ 11,146	1.57
岐阜	30.9	28.9	1.51	△ 8,925	1.50
静岡	31.1	29.1	1.52	△ 14,817	1.66
愛知	30.9	28.9	1.54	△ 4,741	1.70
三重	30.7	28.8	1.49	△ 7,868	1.58
滋賀	30.7	29.2	1.54	△ 1,484	1.59
京都	31.4	29.8	1.31	△ 7,909	1.61
大阪	31.0	29.5	1.35	△ 20,480	1.96
兵庫	30.8	29.4	1.47	△ 14,979	1.68
奈良	30.9	29.4	1.33	△ 5,521	1.54
和歌山	30.2	28.7	1.52	△ 6,308	1.83
鳥取	30.5	28.9	1.66	△ 3,226	1.59
島根	30.5	29.0	1.72	△ 4,585	1.53
岡山	30.2	28.7	1.54	△ 6,694	1.72
広島	30.5	28.9	1.56	△ 8,645	1.65
山口	30.0	28.7	1.57	△ 9,257	1.60
徳島	30.6	29.3	1.51	△ 5,025	1.58
香川	30.4	28.9	1.65	△ 4,507	1.76
愛媛	30.3	28.8	1.54	△ 8,579	1.71
高知	30.9	29.4	1.56	△ 5,313	1.79
福岡	30.7	29.3	1.51	△ 9,092	1.90
佐賀	29.9	28.6	1.64	△ 3,231	1.57
長崎	30.1	29.2	1.70	△ 6,957	1.55
熊本	30.4	29.3	1.67	△ 6,931	1.63
大分	30.2	29.1	1.62	△ 5,740	1.70
崎	29.8	28.7	1.73	△ 4,952	1.97
鹿児島	30.3	29.2	1.69	△ 8,624	1.71
沖縄	30.1	29.0	1.94	△ 4,272	2.44

注 自然増減数=出生数-死亡数

人口千対) 299.5、第2位は心疾患(心臓病)で20万4,837人、死亡率164.3、第3位は脳血管疾患で10万9,880人、死亡率88.2、第4位は老衰で10万1,396人、死亡率81.3となった。

# 概算医療費は42.2兆円

— 2年ぶりに2.3%増加 —

厚生労働省は9月21日、労災・全額自費などの負担を除く保険料と公費による17年度の概算医療費（以下、医療費）が42.2兆円になったと発表した。前年度より2.3%増えた。増加は2年ぶり。受診者1日1人当たり医療費は前年度より0.4万円増えて1.65万円だった。

概算医療費は、医療機関などにおいて受診し、傷病の治療に要した費用全体の推計値である国民医療費の98%に相当する。

## 概算医療費は42.2兆円

表1のとおり、医療費全体では、10年度の36.6兆円が17年度までに5.6兆円、15.3%増えた。75歳以上の26.0%増がきわだっている。

17年度の内訳は、入院17.0兆円、入院外14.4兆円、

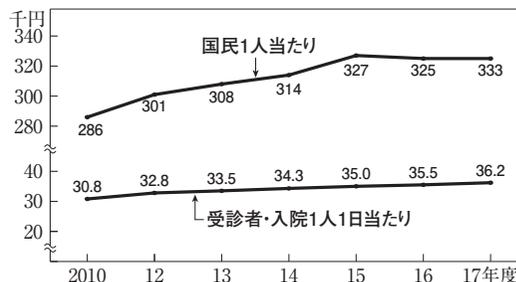
表1 概算医療費の推移 (兆円)

区分	総計	医療保険適用						公費
		75歳未満	被用者保険			国民健康保険	75歳以上	
			本人	家族	本人			
10年度	36.6	22.1	10.8	5.4	4.9	11.3	12.7	1.8
14	40.0	23.4	11.6	6.0	5.1	11.8	14.5	2.0
15	41.5	24.2	12.2	6.4	5.2	12.0	15.2	2.1
16	41.3	23.9	12.3	6.5	5.2	11.5	15.3	2.1
17	42.2	24.1	12.8	6.9	5.3	11.3	16.0	2.1

表2 国民1人当たり医療費の推移 (万円)

区分	総計	医療保険適用						75歳以上
		75歳未満	被用者保険			国民健康保険		
			本人	家族	本人			
10年度	28.6	19.5	14.6	13.7	14.6	28.8	90.1	
14	31.4	21.1	15.6	14.7	15.5	32.2	93.1	
15	32.7	21.9	16.3	15.4	16.0	33.9	94.8	
16	32.5	21.7	16.3	15.4	16.1	33.9	93.0	
17	33.3	22.1	16.7	15.8	16.5	34.9	94.2	

1人当たり医療費の推移



調剤7.7兆円、歯科2.9兆円だった。

## 国民1人当たり医療費は33.3万円

1人当たり医療費は表2のとおり、17年度は33.3万円になった。75歳未満の被用者保険適用者の16.7万円（前年比2.5%増）に対し、75歳以上者は5.6倍に当たる94.2万円（同1.4%増）だった。

## 受診者1人1回当たり1.65万円

受診延べ日数は表3のとおり、17年度は25.6億日で前年度の0.02%減となった。種類別では、入院0.02%増、入院外0.08%減となった。

受診者1人1日当たり医療費は表4のとおり、17年度は1.65万円、入院は3.6万円、入院外は0.9万円になった。

表3 受診延べ日数の推移 (億日)

区分	総計	診療費				調剤
		計	内科		歯科	
			入院	入院外		
10年度	26.3	26.2	4.8	17.3	4.1	7.6
14	25.7	25.6	4.7	16.7	4.2	8.1
15	25.8	25.6	4.7	16.8	4.2	8.2
16	25.6	25.4	4.7	16.6	4.2	8.3
17	25.6	25.4	4.7	16.5	4.2	8.4

表4 受診者1人1日当たり医療費の推移 (千円)

区分	総計	診療費				調剤	訪問看護療養
		計	内科		歯科		
			入院	入院外			
10年度	13.9	11.6	30.8	7.5	6.3	8.0	10.3
14	15.5	12.7	34.3	8.2	6.7	8.9	11.0
15	16.1	13.0	35.0	8.5	6.8	9.6	11.0
16	16.1	13.2	35.5	8.5	6.9	9.0	11.1
17	16.5	13.5	36.2	8.7	7.0	9.2	11.1

# 消費者物価指数

(全国 8月分)

(15年=100) (資料出所 総務省統計局)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
月別指数	2017年平均	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9	
	2017年 8月	100.3	102.0	99.7	96.0	98.4	99.2	103.0	98.2	102.2	102.6	101.1	
	9	100.5	102.9	99.7	96.2	98.1	103.6	103.0	97.8	102.3	101.3	101.0	
	10	100.6	102.2	99.7	96.4	99.1	104.1	102.8	98.4	102.3	101.9	101.1	
	11	100.9	103.2	99.7	96.4	99.1	104.4	102.7	98.9	102.3	101.8	101.2	
	12	101.2	104.3	99.6	96.5	98.8	103.2	102.6	99.2	102.3	101.8	101.2	
	2018年 1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2	
	2	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1	
	3	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2	
	4	100.9	102.8	99.6	97.8	98.1	103.5	103.0	99.3	102.8	101.7	101.2	
	5	101.0	102.8	99.6	98.7	97.9	103.5	103.2	99.6	102.8	101.8	101.3	
	6	100.9	102.4	99.6	99.3	98.0	103.0	103.3	99.6	102.8	101.7	101.2	
	7	101.0	103.0	99.6	99.1	97.6	100.5	103.3	100.0	102.7	101.5	101.1	
	8	101.6	104.2	99.6	99.3	99.3	97.3	99.1	104.1	100.1	102.7	104.2	101.2
	対前年同月比上昇率(%)	2017年 8月	0.7	0.9	-0.2	5.2	-0.2	0.6	1.8	-0.4	0.4	0.4	0.3
		9	0.7	1.0	-0.2	6.0	-0.2	-0.3	1.8	0.0	0.4	0.2	0.1
10		0.2	-1.3	-0.1	6.2	-0.3	-0.1	1.6	0.6	0.4	-0.1	0.2	
11		0.6	-0.1	-0.1	5.9	-0.5	-0.3	1.6	0.8	0.4	0.3	0.5	
12		1.0	1.8	-0.1	5.2	-0.9	-0.3	1.6	0.8	0.4	0.4	0.7	
2018年 1月		1.4	3.2	-0.1	4.6	-1.2	0.5	1.6	0.7	0.4	0.5	0.5	
2		1.5	3.0	-0.1	4.3	-1.7	0.3	1.8	1.5	0.4	1.3	0.6	
3		1.1	1.9	-0.2	4.0	-1.4	0.0	1.7	1.7	0.3	0.5	0.5	
4		0.6	0.7	-0.2	3.6	-1.5	0.1	1.9	1.1	0.3	0.2	0.1	
5		0.7	0.8	-0.1	3.1	-1.5	0.1	1.9	1.3	0.3	0.0	0.3	
6		0.7	0.4	-0.1	3.3	-1.0	0.0	2.0	1.4	0.5	0.8	0.4	
7		0.9	1.4	-0.1	3.1	-1.1	0.3	2.0	1.5	0.5	0.6	0.3	
8		1.3	2.1	-0.1	3.4	-1.1	-0.1	1.1	2.0	0.5	1.6	0.0	

(東京都区部 9月分)

(15年=100)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
月別指数	2017年平均	100.0	101.9	99.3	91.1	99.9	101.2	101.6	98.3	101.2	102.0	100.6	
	2017年 9月	100.1	102.1	99.2	92.6	99.8	102.4	102.9	98.0	101.1	101.8	100.4	
	10	100.2	101.3	99.3	92.7	101.2	103.1	102.8	98.5	101.1	102.8	100.7	
	11	100.6	102.7	99.3	92.4	101.0	103.6	102.6	98.7	101.1	102.6	101.0	
	12	100.9	104.0	99.2	92.3	101.1	102.4	102.7	98.9	101.1	102.9	100.8	
	2018年 1月	100.8	105.6	99.2	92.2	100.4	98.1	102.7	98.7	101.1	101.0	100.7	
	2	100.8	104.9	99.2	92.3	100.1	99.0	102.6	98.7	101.1	102.2	100.9	
	3	100.5	103.2	99.2	92.7	98.7	101.3	102.6	99.1	101.0	102.2	101.0	
	4	100.5	102.0	99.2	93.4	99.0	102.7	103.2	98.7	101.9	102.9	101.2	
	5	100.5	102.0	99.2	94.4	98.3	102.6	103.2	98.9	101.9	103.0	101.0	
	6	100.5	102.0	99.2	94.9	99.6	102.1	103.4	98.6	101.9	102.9	100.9	
	7	100.6	102.7	99.4	95.0	99.4	99.6	103.4	99.2	101.9	102.2	100.7	
	8	101.3	103.7	99.4	95.4	98.2	99.3	104.2	99.6	101.9	105.8	100.9	
	9	101.4	104.5	99.5	96.0	98.7	104.2	104.0	98.7	101.9	103.2	101.0	
	対前年同月比上昇率(%)	2017年 9月	0.5	0.5	-0.3	6.9	0.7	-0.3	1.8	-0.5	0.1	0.5	-0.8
		10	-0.1	-2.1	-0.2	7.1	0.8	-0.1	1.7	0.1	0.1	-0.1	-0.5
11		0.3	-0.6	-0.2	6.5	0.1	-0.4	1.6	0.3	0.1	0.5	0.4	
12		1.0	1.8	-0.2	5.8	1.3	0.5	1.9	0.3	0.1	0.6	0.4	
2018年 1月		1.3	3.2	-0.2	5.2	0.9	1.1	2.0	0.4	0.1	0.7	0.1	
2		1.4	3.1	-0.2	4.6	1.2	-0.8	2.1	1.0	0.1	1.9	0.5	
3		1.0	1.8	-0.2	4.1	0.3	-0.1	2.1	1.6	0.0	0.9	0.4	
4		0.5	0.3	-0.1	3.7	0.0	0.2	2.3	0.7	0.2	0.4	0.3	
5		0.4	0.3	-0.1	3.2	-1.8	0.3	2.1	0.6	0.2	0.2	0.2	
6		0.6	0.4	0.0	3.2	-0.3	0.0	2.3	0.3	0.8	1.5	0.7	
7		0.9	1.4	0.3	3.2	-0.6	1.1	2.4	0.2	0.8	0.9	0.5	
8		1.2	2.3	0.2	3.2	-1.4	0.6	1.3	0.8	0.8	2.1	0.2	
9		1.3	2.3	0.3	3.6	-1.1	1.8	1.1	0.7	0.8	1.4	0.6	

消費者物価指数(中分類)

全国(8月分)

(15年=100)

費目	2016年平均	17年平均	2017年			18年		前月比(%)	前年同月比(%)
			8月	7月	8月	7月	8月		
総	99.9	100.4	100.3	101.0	101.6	0.5	1.3		
食	101.7	102.4	102.0	103.0	104.2	1.1	2.1		
穀類	101.7	103.2	102.9	104.9	104.9	0.0	1.9		
魚介類	101.8	107.1	107.0	109.8	112.2	2.2	4.8		
生鮮魚介類	101.9	108.5	108.0	110.1	114.3	3.7	5.8		
肉類	101.6	103.0	103.3	103.1	103.3	0.2	0.1		
乳卵類	100.3	99.7	99.2	102.5	102.5	0.0	3.3		
野菜・海藻類	103.7	101.7	96.6	100.1	107.5	7.4	11.3		
生鮮野菜	105.0	100.8	92.9	96.2	107.2	11.5	15.5		
果物	106.8	105.8	108.1	107.5	109.2	1.5	1.0		
生鮮果物	107.0	105.9	108.4	107.6	109.3	1.6	0.9		
油脂・調味料	100.7	101.0	101.1	101.0	101.0	0.0	-0.1		
菓子類	102.5	103.1	103.0	103.0	102.6	-0.5	-0.4		
調理食	101.4	101.7	101.8	102.2	102.6	0.4	0.7		
飲酒	100.3	100.6	100.2	100.1	100.2	0.1	0.0		
外食	99.6	102.7	104.3	102.9	102.5	-0.3	-1.7		
住居	100.8	101.1	101.1	102.1	102.2	0.1	1.1		
家賃	99.9	99.7	99.7	99.6	99.6	0.0	-0.1		
家設備	99.7	99.4	99.4	99.2	99.2	0.0	-0.2		
修繕・維持	101.0	101.5	101.3	101.7	101.6	-0.1	0.3		
水道	92.7	95.2	96.0	99.1	99.3	0.2	3.4		
電気	92.1	95.0	96.6	99.2	99.6	0.4	3.1		
ガス	90.4	90.2	91.0	93.1	93.4	0.3	2.6		
他の光熱料	77.7	96.3	93.7	114.6	114.5	-0.1	22.3		
上下水道	100.4	100.9	101.0	101.6	101.6	0.0	0.6		
家具・家事用品	99.6	99.1	98.4	97.6	97.3	-0.3	-1.1		
家庭用耐用品	96.5	96.1	94.7	93.1	92.4	-0.8	-2.5		
室内装飾品	96.0	92.9	90.2	89.5	89.0	-0.5	-1.3		
寝具	101.4	102.0	101.1	101.4	101.1	-0.3	0.0		
家事雑貨	104.7	106.1	106.3	105.8	105.8	0.0	-0.5		
家事用品	99.7	97.9	97.4	97.0	96.9	0.0	-0.5		
家事用品	100.0	100.1	100.1	100.1	100.1	0.0	0.0		
被服	101.8	102.0	99.2	100.5	99.1	-1.3	-0.1		
衣服	101.6	101.7	98.5	99.0	97.9	-1.1	-0.6		
和服	100.0	100.2	100.2	100.0	99.5	-0.5	-0.7		
洋服	101.7	101.7	98.4	99.0	97.9	-1.1	-0.6		
シャツ・セーター・下着	101.3	101.4	97.0	99.8	97.0	-2.9	0.0		
シャツ・セーター	100.9	100.6	94.2	98.4	94.4	-4.0	0.2		
下着	102.3	103.4	103.5	103.4	103.2	-0.3	-0.3		
履物	104.2	105.2	105.0	105.0	104.9	-0.1	-0.1		
他の被服	101.0	100.8	99.8	100.4	100.2	-0.2	0.3		
被服関連サービス	100.8	101.6	101.7	103.1	103.3	0.1	1.6		
保健医療	100.9	101.8	103.0	103.3	104.1	0.8	1.1		
医薬品・健康保持用品	99.9	99.7	100.4	99.8	99.9	0.1	-0.5		
保健医療器具	100.9	101.3	101.6	101.8	102.1	0.3	0.5		
保健医療サービス	101.4	103.0	104.7	105.5	106.8	1.2	2.0		
交通	98.0	98.3	98.2	100.0	100.1	0.1	2.0		
交通関係	99.9	99.8	101.8	101.0	102.2	1.2	0.4		
自動車等	97.0	99.4	99.0	103.2	103.1	0.0	4.2		
通信	99.1	95.3	94.8	93.1	93.0	-0.1	-1.9		
教育	101.6	102.2	102.2	102.7	102.7	0.0	0.5		
授業料	101.8	102.4	102.4	102.8	102.8	0.0	0.4		
教科書・学習参考	100.4	101.0	101.0	101.0	101.0	0.0	0.0		
補習教習	101.2	101.8	101.9	102.7	102.7	0.0	0.8		
教養娯楽	101.0	101.3	102.6	101.5	104.2	2.6	1.6		
教養娯楽用品	101.0	98.0	95.0	93.9	93.0	-0.9	-2.1		
教養娯楽用品	100.9	100.8	100.7	100.1	100.4	0.3	-0.3		
書籍・他の印刷物	100.3	100.8	100.8	101.6	101.7	0.0	0.9		
教養娯楽サービス	101.1	102.0	104.4	102.8	107.2	4.3	2.7		
諸雑費	100.7	100.9	101.1	101.1	101.2	0.0	0.0		
理美容サービス	100.2	100.4	100.6	100.7	100.8	0.1	0.1		
理美容用品	100.1	99.4	99.8	99.3	99.1	-0.2	-0.7		
身の回り用品	101.3	101.8	101.5	102.1	102.3	0.2	0.7		
たばこ	101.2	102.3	102.4	103.5	103.5	0.0	1.1		
他の諸雑費	101.0	101.8	101.9	101.9	102.0	0.1	0.0		

## 福利厚生関連指標 (2018年10月分)

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
社内預金	平均利率年・%	16年 3月末 17年 3月末	0.84 0.79	厚労省
住宅ローン 注1 Q都銀 適用日 年・%	変動 毎月型	17年 4月 1日 18年10月 1日	店頭金利 2.475 ↓	引下後金利 0.625~0.775 ↓
		固定特約 固定10年	18年 9月 1日 10月 1日	3.40 ↓
	18年 10月1日の金利引下幅			1.7~1.85
フラット 35 注2	金利 年・% 最多金利	18年 6月 1日	1.37	住宅金融支援 機構 資金受取月 新機構団信付
		7月 1日	1.34	
		9月 1日	1.39	
		10月 1日	1.41	
財形住宅 金融金 利	金利 年・% 当初5年	17年 7月 10月	0.71 0.67	財形住宅金融 改定日
		18年10月	0.71	
長プラ	基準金利 年・%	16年 3月10日 7月 8日 8月10日 17年 7月11日	0.95 0.90 0.95 1.00	日銀 実施日
新築住宅 工事費 予定額	㎡単価 万円	17年平均 17年 8月 18年 8月	17.9 17.8 18.1	注3 居住専 用 木造一戸 建 着工単価
新設住宅	持ち家 戸数	17年計 17年 8月 18年 8月	284,223 26,037 24,420	注3  注 新設とは 新築、増・ 改築によっ て住宅の戸 が新たに造 られる工事
	給与住宅 戸数	17年計 17年 8月 18年 8月	5,770 487 658	
	給与住宅 床面積 ㎡/戸	17年平均 17年 8月 18年 8月	68.0 66.7 57.0	
新築マン ション 分譲価 格 万円/戸	首都圏	17年平均 17年 8月 18年 8月	5,908 5,794 5,360	不動産経済研
	近畿圏	17年平均 17年 8月 18年 8月	3,836 3,549 3,585	
新築マン ション 分譲価 格 ㎡/戸 万円	首都圏	17年平均 17年 8月 18年 8月	85.9 87.1 78.8	
	近畿圏	17年平均 17年 8月 18年 8月	63.0 59.6 67.4	
住宅ロー ン返済 額	月額・円 (勤労者 世帯)	17年平均 17年 7月 18年 7月	90,723 114,985 115,634	注4 ローン返済世 帯
フラット35 返済負担 率(%)	マンショ ン融資 (全国)	15年度 16年度 17年度	20.7 21.1 21.3	住宅金融支援 機構

注1 保証料一括前払い型 店頭金利-引下幅=引下後金利  
 2 返済期間21~35年以下、融資率9割以下、保証型除く。17年10月以降、新機構団信の保険料(0.2%)を含んだ金利  
 3 国交省「住宅着工統計」

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
個人向け 住宅資 金貸出	新規貸出 億円	17年12月期 18年 3月期 6月期	34,930 41,977 32,498	日銀 国内銀行 割賦返済方式
給与住宅 家賃	円/戸 (勤労者 世帯)	17年平均 17年 7月 18年 7月	27,665 29,859 25,356	注4
民営家賃	3.3㎡/戸 円	17年平均 17年 9月 18年 9月	8,562 8,553 8,561	総務省 小売 物価統計調 査 ※以下、都区 部、ただし、 宿泊料のみ 全国
都市再生 機構 家賃	3.3㎡/戸 円	17年平均 17年 9月 18年 9月	5,166 5,165 5,136	
灯油 円	18L	17年平均 17年 9月 18年 9月	1,529 1,504 1,752	
宿泊料 2食、円	税・サ込	17年平均 17年 9月 18年 9月	20,389 20,124 20,540	民営和式 休前日
家事代行 料	台所清掃 1回	17年 9月 18年 9月	17,100 16,785	レンジフード 幅95cm未満
出産費 円	正常分娩 料+入院	17年 9月 18年 9月	422,410 428,990	国公立病院 入院7日間
人間ドク ク、円	1回 日帰り	17年 9月 18年 9月	57,856 57,856	男性 1日ドック
自動車 ガソリ ン代	1L	17年平均 17年 9月 18年 9月	132 130 152	レギュラー
公立保育 料、円	2歳児1人 1カ年	17年 9月 18年 9月	298,096 301,435	所得税 130,000円世帯
家計金融 資産	現在高 兆円	18年 3月末 6月末	1,831 1,848	日銀 08SNA
公的年金 夫婦、円	夫65歳~ 妻60歳~	17年平均 18年 8月	191,019 5,828	注4 無職世帯
厚生年金 月額、円	男女平均 老齢相当	17年 5月 18年 5月	147,833 146,817	注5 代行含む
確定給付 年金	加入者数 万人	17年 3月末 18年 3月末	826 901	信託協会受託 概況 企業型
確定拠出 年金 注6	加入者数 万人	18年 6月末 7月末	683.5 686.1	企業型
	加入者数 万人	18年 7月末 8月末	97.7 101.0	個人型 (iDeCo)
修正総合 利回り	年、%	15年度 16年度	-0.92 3.52	企業年金連 企業型
雇用人員	過剰-不 足	18年 6月期 9月期 (先行き)	-32 -33 -37	日銀 全規模 全産業

注4 総務省「家計調査」(全国)

5 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」

6 厚労省「確定拠出年金の施行状況」

共通 金利欄の↓は表示年月日まで同一金利が続いていることを示す